

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使します。	
用語	意味	用語	意味
1～12 (略)	(略)	1～12 (略)	(略)
13 携帯・自動車電話事業者	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	13 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第3条第1項第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
14 (略)	(略)	14 (略)	(略)
15 PHS事業者	電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する電気通信事業者	15 PHS事業者	電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第6条第4項第6号に規定するPHSの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
16～17 (略)	(略)	16～17 (略)	(略)
18 PHS接続地域事業者	接続型PHS事業者の電気通信設備と接続して、その通信及び位置情報等の制御を行う国内固定電気通信サービスを提供する特定端末系事業者以外の電気通信事業者	18 削除	
19 (略)	(略)	19 (略)	(略)
20 無線呼出し事業者	無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者	20 無線呼出し事業者	無線設備規則第49条の5に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者
21～87 (略)	(略)	21～86 (略)	(略)
		86-2 申込者情報確認結果	協定事業者が1の当社の契約者回線番号等ごとに指定した申込者(第99条の13(申込者情報確認結果の提供)第1項第1号又は第2号に規定する申込み等を当社に行う者をいいます。)の氏名又は名称と当社が管理する契約者(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に限ります。)の氏名又は名称が一致又は不一致した事実の確認をした結果
		87 (略)	(略)
88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ	88 着信課金番号ポータビリティ	電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)第10条第1項第3号に規定する電気通信番号を使用する着信課金サービス(以下、当社又は協定事業者の契約約款等に規定する着信課金サービスをいいます。)に係る番号ポータビリティ
89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可否情報に限り。提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。)	89 一般番号ポータビリティ	電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を使用する電話サービス又は総合デジタル通信サービスから同規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号に係る協定事業者の音声伝送役務への番号ポータビリティ(他社契約者回線の設置場所を契約者回線の設置場所から変更しない場合、又は協定事業者が当社から同一番号移転可否情報(契約者回線番号等を変更することなく他社契約者回線の設置場所を変更できるか否かの情報(その他社契約者回線を契約者回線とみなした場合と同一の情報となります。))をいいます。以下同じとします。この欄において同一番号移転可否情報に限り。提供を受けて他社契約者回線の設置場所を変更する場合に限り。)

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

(1) 端末回線の線端で接続する場合であって接続申込者が活用型PHS事業者のとき  
接続申込者の電気通信設備との接続に必要な当社のPHS接続装置又はPHS網制御局

2 (略)

(1) 前項第1号に規定するPHS接続装置

ア 翌年度上半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度4月における当社の第1営業日。

イ 翌年度下半期分のPHS接続装置の設置又は改修については、当年度10月における当社の第1営業日。

(2) 前項第1号に規定するPHS網制御局

ア 翌々年度上半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度3月における当社の第1営業日。

イ 翌年度下半期分のPHS網制御局の設置又は改修については、当年度9月における当社の第1営業日。

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

(1) (略)

(2) 活用型PHS事業者の場合

事業展開地域、サービスの開始を希望する時期、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとの  
基地局回線の回線数及び回線開通を希望する時期、当社の交換機を設置する通信用建物ごとの呼量、PH  
S網制御局ごとの契約登録件数及びPHS番号の使用を希望する時期等必要事項を記入した別表3(様式)  
様式第15の設備建設申込書

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

2 当社は、活用型PHS事業者から基地局回線の申込みがあった場合には、PHS接続装置が設置された当社の通信用建物ごとに予め申し込まれた基地局回線の回線数を超えるときを除き、その申込みを承諾します。

第3章 協定の締結手続き等

第5節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第23条

1 (略)

(1) 削除

2 (略)

(1)～(2) 削除

(申込みに必要な資料の提出)

第24条

1 (略)

(1) (略)

(2) 削除

第9節 その他の工事等の請求

(その他の工事の請求)

第37条

1 (略)

## 第6章 責務

### 第1節 責務

(守秘義務)

#### 第47条 (略)

##### 1 (略)

(1) ~ (8) (略)

### 第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。  
2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用法PHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権を接続型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

## 第8章 重要通信の取扱方法

### 第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者、又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

##### 2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、活用法PHS事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者、PHS接続地域事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

### 第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 活用法PHS事業者

## 第6章 責務

### 第1節 責務

(守秘義務)

#### 第47条

##### 1 (略)

(1) ~ (8) (略)

(9) 第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第10項の規定に基づき協定事業者名等を通知する場合

### 第3節 譲渡等の承認等

(ローミング等に係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。  
2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

## 第8章 重要通信の取扱方法

### 第1節 重要通信を確保するための措置

(優先的に扱う通信の識別)

第57条 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた端末回線、当社が設置する公衆電話又は当社が指定する端末回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号（技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。）を当該協定事業者に送信します。

##### 2 (略)

3 当社は、中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととし、当社がその通信を中継事業者、端末系事業者、携帯・自動車電話事業者又は国際系事業者に中継するときは、その通信に伴ってその信号を送信します。

### 第2節 緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

(緊急通報用電話に接続する場合の取扱い)

第58条 当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。

(1) 削除

## 第10章 料金等

### 第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能、課金秒数送出機能、リダイレクション網使用機能及びPHS制御信号機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1)～(28)

(29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査又は光信号端末回線の接続に係る工事（以下、「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(31) (略)

(32) 当社が、第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき

(33) その協定事業者が、第34条の10第3項又は第7項に規定する申込みを行う際に、同条第4項第2号を選択した場合であって、当社がその協定事業者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨の回答を行ったとき

### 第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

## 第10章 料金等

### 第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第65条 当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表2第4表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、優先接続機能、番号情報データベース登録機能、番号情報データベース利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

(手続費の支払義務)

第68条 (略)

(1)～(28)

(29) 当社が、第34条の4（光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第2項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能(2-1-1-1第3欄欄若しくは工欄又は第8欄に限り、以下、本号において同じとします。)に係る回線の提供可否を甲が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事（以下、「接続工事等」といいます。）を行う場合に、協定事業者が指定した時刻（当社が承諾したものに限り、以下、「指定時刻」といいます。）に接続工事等を行う場所に到着したとき。

(30)～(31) (略)

(32) 当社が、第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）に規定するテープ分散可否に係る調査を行ったとき。

(33) その協定事業者が、第34条の10第3項又は第7項に規定する申込みを行う際に、同条第4項第2号を選択した場合であって、当社がその協定事業者が要望する光信号端末回線との接続ができない旨の回答を行ったとき。

(34) その協定事業者が、第99条の13（申込者情報確認結果の提供）に規定する申込者情報確認結果の即時の通知（以下「即時通知」といいます。）を受けたとき（申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を開始した期日を含む月から、当該設備の利用中止を行った期日を含む月までの期間（第99条の13第5項、第6項又は第7項の規定により、当社が申込者情報確認結果の即時通知を停止、制限又は一時中断した期間を含みます。）、手続費の支払いを要するものとします。）。

### 第4節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定)

第71条

1～2 (略)

3 (略)

(1)～(4) (略)

(5) 大規模災害発生時に、当社及び協定事業者が別に合意した基準に基づき、当社が利用者料金の支払いを要しない措置を行った公衆電話（当社が設置したものうち、当社が指定したものに限り、以下、「指定公衆電話」といいます。）から、当該措置の開始から終了までの期間に発信された通信（この場合において、災害時の避難施設等での早期通信手段確保及び帰宅困難者の連絡手段確保のため、利用者が利用者料金の支払いを要せずに利用できるよう特別

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限ります。)、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

## 第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

## 第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者又はPHS事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権を活用型PHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第5号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、活用型PHS事業者との間の通信の場合には、当社が課金を行うことがあります。

## 第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報

に設置した電話から発信された通信は含みません。)

(工事費及び手続費等の遡及適用)

第75条 当社は、料金表第2表(工事費及び手続費)に規定する光信号分岐端末回線接続工事費、光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費、光信号分岐端末回線設置等加算工事費、電話帳掲載手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとの料金額に限ります。)、優先接続受付手続費、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費又は第4表(光信号引込等設備に係る負担額)に規定する負担額について料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の4月1日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

## 第8節 債権譲受

(債権譲受)

第80条 当社は、第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。

## 第13章 利用者への責任に関する事項

(ローミング等に係る特例)

第91条 第54条(接続形態)に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

2 前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をPHS事業者に譲渡する場合に準用します。

(利用者料金の課金)

第92条 第90条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第9条第1項第4号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

## 第16章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第98条 当社は、協定事業者(電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者及び国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、協定事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等(追加番号を除きます。以下この条において同じとします。)に係る契約者情報(電話

(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。))。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びにその契約者の氏名及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者に係る請求書の送付先氏名及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報をいいます。以下この条及び次条において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の住所等の契約者情報(異動事由及び異動年月日を含みます(その契約者回線番号等又はその契約者回線の設置場所等が変更されている場合は、変更後の契約者回線番号等又は契約者回線の設置場所等に関する情報を、利用休止の場合は、契約者情報の提供を求められた時点において当社が把握しているその契約者の住所に関する情報を含みます。))。以下第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項において同じとします。)をお客様情報照会書により回答します。

(1) (略)

(2) お客様情報照会書により指定された他社サービス契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等が、それにより指定された年月日において、対象契約者の氏名又は名称及び契約者回線番号等と一致すること。

(優先接続機能の提供を受ける協定事業者に対する契約者情報の提供)

第98条の2

1 (略)

(1)～(2) (略)

(3) ア (略)

イ 契約者氏名又は名称

ウ 申込者連絡先電話番号、氏名又は名称及び住所

(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)

第99条 当社は、みなし契約事業者(音声利用IP通信網サービス契約約款第43条第1項及び特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款第49条第1項に定める協定事業者を除きます。以下この項及び次項において同じとします。)から、みなし契約事業者が磁気媒体により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報(電話サービス又は総合デジタル通信サービスの契約者に関する情報に限り、以下この項及び次項において同じとします。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びにその契約者の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報を磁気媒体により回答します。

(1)～(5) (略)

2 (略)

3 当社は、みなし契約事業者から、みなし契約事業者がお客様情報照会書により指定した契約者回線番号等に係るみなし契約者(みなし契約事業者と契約を締結したものとみなされる契約者をいいます。)の契約者情報の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、当社の利用者に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所並びに当社の対象契約者の住所等の契約者情報をお客様情報照会書により回答します。

(申込者情報確認結果の即時通知)

第99条の13 当社は、協定事業者から申込者情報確認結果を求められたときは、次の各号に規定する場合において、各号に定める契約者(以下「申込者情報確認対象契約者」といいます。)に係る申込者情報確認結果を、協定事業者に即時通知します。

(1) 協定事業者が、DSL等接続専用サービス(専用サービス契約約款に規定するDSL等接続専用サービスのうち電話重畳するもの)に限り、以下この条において同じとします。)の契約の申込み等(他社接続回線接続

変更の請求及び専用契約の解除の通知を含みます。)をその申込者の代理人として当社に行う(以下「代行申込み」といいます。)場合

ア DSL等接続専用サービスと電話重畳する又は電話重畳している電話サービスの契約者  
イ 総合デジタルサービスの契約者(その契約の解除を行うと同時にDSL等接続専用サービスと電話重畳する電話サービスに係る契約の申込みを行う者に限ります。)

(2) 協定事業者が、その協定事業者の電気通信サービスの申込者が現に利用している電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る契約者回線等(ダイヤルイン追加番号を含みます。)の利用休止等(契約者が行う契約解除等を含みます。電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定める契約の種類がタイプ2の場合は契約者が行う契約解除等に限ります。以下この条において同じとします。)の代行申込み及び一般番号ポータビリティの申込みを併せて行う場合

利用休止等しようとしている契約者回線等に係る契約者(ダイヤルイン追加番号に係るものにあつては、そのダイヤルイン追加番号が付加された契約者回線に係る契約者とします。)

2 当社は、協定事業者から、申込者情報確認結果の即時通知を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その即時通知を行います。

(1) 協定事業者が、1の当社の契約者回線番号等の指定と併せて、前項第1号に定める契約の申込み等又は前項第2号に定める利用休止等の申込みを行う者の氏名又は名称、その申込み等が行われた年月日、当該契約者回線番号等に係る総合デジタル通信サービスの利用の有無及び契約者回線の設置場所を当社に通知すること。

(2) 協定事業者が、即時通知された申込者情報確認結果の取扱いにあつて、以下に掲げる事項を遵守すること。

ア 申込者情報確認結果を、代行申込みを円滑に行うこと及び申込者情報確認結果が不一致であった場合において、前項各号に規定する申込み等を当社に行う者がその申込み等を補正することに限り利用することとし、営業活動等に利用しないこと。

イ 申込者情報確認対象契約者の権利利益を不当に害しないこと。

ウ 当社が、申込者情報確認結果を協定事業者に即時通知することについて、その協定事業者が申込者情報確認対象契約者の同意を書面等(その内容についてあらかじめ当社の承認を得ることを要するもの)とします。)により得ていること。

エ その他、個人情報保護ガイドライン等を遵守すること。

(3) その他、申込者情報確認結果の即時通知にあつて、当社の業務遂行上支障がないこと。

3 当社は、申込者情報確認結果の即時通知にあつて必要であると判断したときは、その申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面を提出するよう協定事業者に求めることがあります。この場合において、その協定事業者は、その書面を当社に提出することを要するものとします。

4 協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがある場合において、当社が必要であると判断したときは、当社はその協定事業者に第2項第2号に掲げる事項の遵守状況に係る調査報告を求めることができるものとし、その協定事業者は当社に調査結果を速やかに報告することを要します。

5 第3項の場合において協定事業者から申込者情報確認対象契約者の同意を得たことを証する書面が提出されるまでの間、又は前項の場合において協定事業者が第2項第2号に掲げる事項を遵守しないおそれがないことが明らかになるまでの間、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を停止する理由、停止する日及び期間を協定事業者に通知した上で、申込者情報確認結果の即時通知を停止することがあります。この場合において、当社は、当社の責めに帰すべき事由があるときを除き、申込者情報確認結果を即時通知しないことによつて協定事業者に生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

6 前項の規定にかかわらず、申込者情報確認件数が当社が別に定める基準に達した場合又は申込者情報確認結果が不一致である件数が当社が別に定める基準に達した場合は、当社は、協定事業者に通知をせずに、当社が別に定める間、申込者情報確認結果の即時通知をそれぞれ停止又は制限するものとします。この場合において、

当社は、申込者情報確認結果を即時通知しないことによって協定事業者が生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

7 当社は、保守上やむを得ない理由等がある場合には、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断すること（天災、事変その他非常事態等の緊急やむを得ない場合を除き、当社は協定事業者に通知するものとします。）があります。この場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を一時中断することによって協定事業者が生じた損害について、賠償の責めを負わないものとします。

8 協定事業者に対する申込者情報確認結果の即時通知に関して、申込者情報確認対象契約者から苦情、訴え等があった場合には、協定事業者はその責任により対応することとします。この場合において、当社の責めに帰すべき事由がない限り、当社は申込者情報確認対象契約者に対して責任を負わないものとし、協定事業者がその責任を負うものとします。

9 協定事業者が申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備の利用を中止する場合は、協定事業者は、その中止を希望する日を含む暦月の初日の3ヶ月前までに、別表3（様式）様式第30の書面により中止の申込みを当社に行うことを要します。この場合において、協定事業者は、当社が別に定める実費（当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。）の支払いを要するものとします。

10 前項の場合において、当社は、申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を複数の協定事業者が現に利用している場合で、全部又は一部の協定事業者から当該設備の利用中止の申込みがあったときは、当該設備を利用している協定事業者に当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。

11 申込者情報確認結果の提供に係る具体的な事務処理については、当社が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項に規定します。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第10欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第5欄、第10欄若しくは第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。))、高速デジタル伝送サービス(Yインタフェースに係るものを除きます。以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。))の区別に応じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(13) (略)	(略)
(14) 共通線信号網利用機能(ア欄)に係る料金の適用	共通線信号網利用機能(ア欄)に係る料金については、当社は2 (料金額) 2-7に掲げる1信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア 当社と接続する活用型PHS事業者が、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等に当社又は特定端末系事業者の共通線信号網を利用する

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成25年度に適用します。
(4)～(5) (略)	(略)
(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能(以下「特定機能」といいます。)を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄及び第2欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9) (略)	(略)
(10) 通信路設定伝送機能に係る料金の適用	2 (料金額) 2-6に規定する通信路設定伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～イ (略) ウ 通信路設定伝送機能については、専用サービス契約約款に規定する専用サービスの種類(一般専用サービス(以下「一般専用」といいます。))、高速デジタル伝送サービス(以下「高速デジタル伝送」といいます。))、ATM専用サービス(以下「ATM専用」といいます。))、品目、サービスクラス(以下「クラス」といいます。))の区別に応じて、また同一の保守の区別により基本料及び加算料を適用します。 エ～カ (略)
(10)-2～(13) (略)	(略)
(14) 削除	

	場合は、 <u>活用型PHS事業者が支払を要するものとし、1信号ごとの料金額に信号数を乗じて算出します。イ 活用型PHS事業者が特定端末系事業者と接続して当社の共通線信号網を利用する場合は、当社の装置と特定端末系事業者の装置間での信号数に2分の1を乗じて得た額と当社の装置間での信号数に相当する額の合計した額について、特定端末系事業者が支払いを要するものとし</u> ます。
(15) 共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金の適用	ア 国際系事業者、 <u>活用型PHS事業者</u> 又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者、 <u>活用型PHS事業者</u> 又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者、 <u>活用型PHS事業者</u> 若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者、 <u>活用型PHS事業者</u> 若しくは中継事業者から受信した時点をもとに1制御信号として当社の機器により測定し算出します。
(16)~(19) (略)	(略)
(20) 課金秒数送出機能に係る料金の適用	課金秒数送出機能に係る料金については、PHS接続地域事業者がその支払いを要するものとし、 <u>ただし、特定端末系事業者とPHS接続地域事業者が接続し、当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者が1通信に相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払いを要するものとし</u> ます。
(21) (略)	(略)
(22) PHS制御信号機能に係る料金の適用	PHS制御信号機能に係る料金については、 <u>活用型PHS事業者がその支払いを要するものとし、ただし、特定端末系事業者の信号用中継交換機を介して当社の共通線信号網を利用し、PHS用NSPに転送先の契約者番号等の登録を行う場合は、当社の共通線信号網について特定端末系事業者が活用型PHS事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに相当する額に2分の1を乗じて得た額の支払いを要するものとし</u> ます。
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第4欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金の適用

(15) 共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金の適用	ア 国際系事業者又は中継事業者(特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。)の共通線信号網利用機能(イ欄)に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は2(料金額)2-7に掲げる1制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報(当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。)を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点をもとに1制御信号として当社の機器により測定し算出します。
(16)~(19) (略)	(略)
(20) 削除	
(21) (略)	(略)
(22) 削除	
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金の適用	PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又は、IP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2(料金額)2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	2-1の4に係る料金は含みません。
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,483円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,483円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,527円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,250円	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,250円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,288円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,575円	
		ウ～エ (略)		(略)	(略)	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	2-1の4に係る料金は含みません。
		ウ 光信号伝送装置により、1 Gbit/s までの符号伝送が可能なもの (以下、「1 Gbit/s タイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,698円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線収容装置ごとに	1,749円	
(3) 端末回線伝送機能 (第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア 2線式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 回線ごとに	1,201円	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 回線ごとに	1,201円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 回線ごとに	1,237円	
		イ 4線式のもの		1 回線ごとに	2,474円	
		ウ～エ (略)		(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	107円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	107円	
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,300円
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,339円
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)		
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	433円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	433円		
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,626円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,626円	
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,665円	
		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	366円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	366円			

(4) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-2欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	124円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	124円	
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,267円
					C A B以外のもの	1回線ごとに	1,305円
				② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	(略)
			B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	(略)		
	イ 第2群の伝送システムを用いるもの(収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。)	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	406円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	406円		
			(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,549円
				B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,549円	
				C A B以外のもの	1回線ごとに	1,587円	
		② 電話重畳する場合	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	322円		
		B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	322円			

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	837円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	837円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	862円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	173円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	173円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの	1回線ごとに	241円	—

(4)-2 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-4欄で接続する場合）	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	708円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	708円	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	729円	
(5) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続する場合）	ア 端末回線により伝送を行う機能（128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	192円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	192円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	
(6)~(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する	ア 2線式のもの	1回線ごとに	259円	—

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	183円	
(4) (7) (4) 以外のもの		186円		

施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ～ウ (略)	(略)	(略)	(略)
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	386円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.760円	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、）を利用する場合	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	—
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	185円	
(4) (7) (4) 以外のもの		185円		

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 831円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 57,997円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考	
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 最大16の光信号端末回線を集線して接続するもの（以下「集線型利用」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 1,414円	—
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 1,414円	
			(7) (7) (4) 以外のもの 1,456円	
		イ 光信号端末回線を集線せずに接続するもの（以下「非集線型利用」といいます。）	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの 182円	
			(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの 182円	
			(7) (7) (4) 以外のもの 188円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分		単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する特定の端末回線（専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、）を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1 Bチャンネルごとに 938円	—
		(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+Dチャンネルごとに 61,833円	—

2-1の3 光信号電気信号変換機能

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの 264円	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの 264円	
		ウ アイ以外のもの 272円	

		(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>839 円</u>	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>839 円</u>	
			ウ アイ以外のもの	<u>864 円</u>	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
		区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>261 円</u>	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>261 円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	<u>269 円</u>	
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>152 円</u>	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>152 円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	<u>157 円</u>	

2-2 端末系交換機能

		区 分	単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	<u>0.0556 円</u>	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	<u>0.0324 円</u>	_____

		(2) 1 Gbit/s タイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>605 円</u>	_____
			イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>605 円</u>	
			ウ アイ以外のもの	<u>623 円</u>	

2-1の4 光信号多重分離機能

				月額	
		区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア 光信号主端末回線の最大収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>167 円</u>	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>167 円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	<u>172 円</u>	
		イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	<u>308 円</u>	_____
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	<u>308 円</u>	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	<u>317 円</u>	

2-2 端末系交換機能

		区 分	単 位	料金額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	<u>0.0586 円</u>	_____
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能		1 通信ごとに	<u>0.0375 円</u>	_____

(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,250,000円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	0.00001544円
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00001741円
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002131円
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002455円
		カ PHS制御番号機能を利用する場合	活用型PHS事業者の提供する着信転送機能1契約者ごとに月額	0.00001776円

(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	9,500,000円	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機を利用する場合	1通信ごとに	0.00001801円
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1案内ごとに	0.00002026円
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 市内通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002449円
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1通信ごとに	0.00002828円

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとしま	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	20,815円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備(50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。)とその加入者	ア (略)	(略)	(略)
	イ 加入者交換機(特定加入者交換機以外のものに限ります。)と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び	672回線(50Mbit/s相当)ごとに月額	22,425円	

	す。)とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	信号の多重を行うもの			
--	---	------------	--	--	--

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.743円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.743円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	373円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.743円	

	交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	信号の多重を行うもの			
--	--------------------------------	------------	--	--	--

2-3~2-4 (略)

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 (略)

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により1芯にて伝送を行う機能	0.760円	—
	ア 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合 イ 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.760円	

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分		単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	386円	—
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり	0.760円	

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	右欄以外の場 合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,057円	6,220円	-	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	4,815円	4,138円		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	61,624円	60,787円		
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	67,067円	65,399円		
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	72,438円	69,933円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	77,855円	74,519円		
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,694円	83,690円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	99,534円	92,862円		
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	121,211円	111,203円		
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	153,734円	138,717円		
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	186,252円	166,231円		
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	289,226円	253,356円		
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	397,624円	345,068円		
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	500,598円	432,193円		
			ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	152,119円	148,243円	
				セカンドクラスのもの	138,666円	136,838円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	141,434円	139,571円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	146,972円	145,034円	
				保守の区別が上記以外のもの	138,666円	136,838円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	141,434円	139,571円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	146,972円	145,034円	
				保守の区別が上記以外のもの	166,114円	158,846円	
				セカンドクラスのもの	148,226円	144,570円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	151,188円	147,457円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	157,105円	153,229円	
				保守の区別が上記以外のもの	148,226円	144,570円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	151,188円	147,457円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	157,105円	153,229円	
				保守の区別が上記以外のもの	192,103円	178,538円	
				セカンドクラスのもの	165,460円	158,605円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	168,763円	161,772円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	175,374円	168,106円	
				保守の区別が上記以外のもの	164,246円	157,848円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	167,525円	161,000円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	174,084円	167,304円	
				保守の区別が上記以外のもの			

2-6 通信路設定伝送機能  
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額  
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	右欄以外の場 合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの 専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	7,457円	6,583円	-	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	5,416円	4,438円		
			64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	80,114円	79,240円		
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	86,275円	84,531円		
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	92,344円	89,726円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	98,473円	94,985円		
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	110,738円	105,502円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	123,000円	116,020円		
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	147,522円	137,054円		
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,311円	168,607円		
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	221,094円	200,159円		
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	337,586円	300,073円		
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	460,207円	405,246円		
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	576,693円	505,159円		
			ウ ATM専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	175,303円	168,323円	
				セカンドクラスのもの	156,207円	152,915円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	159,325円	155,970円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	165,565円	162,078円	
				保守の区別が上記以外のもの	156,207円	152,915円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	159,325円	155,970円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	165,565円	162,078円	
				保守の区別が上記以外のもの	197,516円	184,432円	
				セカンドクラスのもの	170,277円	163,693円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	173,679円	166,963円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	180,482円	173,502円	
				保守の区別が上記以外のもの	170,277円	163,693円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	173,679円	166,963円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	180,482円	173,502円	
				保守の区別が上記以外のもの	238,775円	214,349円	
				セカンドクラスのもの	195,423円	183,078円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	199,329円	186,736円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	207,135円	194,051円	
				保守の区別が上記以外のもの	193,127円	181,605円	
				保守の区別がタイプ1-1のもの	196,987円	185,233円	
				保守の区別がタイプ1-2のもの	204,702円	192,489円	
				保守の区別が上記以外のもの			

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		218,091円	198,229円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	182,694円	172,640円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	186,344円	176,088円	
		保守の区別が上記以外のもの	193,639円	182,983円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	181,480円	171,883円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		185,107円	175,316円		
保守の区別が上記以外のもの		192,354円	182,181円		
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		242,082円	216,406円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	198,042円	185,246円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	201,997円	188,946円	
		保守の区別が上記以外のもの	209,911円	196,346円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	196,828円	184,489円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		200,759円	188,174円		
保守の区別が上記以外のもの		208,620円	195,543円		
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		262,071円	231,553円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	212,046円	196,508円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	216,284円	200,434円	
		保守の区別が上記以外のもの	224,752円	208,283円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	209,618円	194,994円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		213,808円	198,889円		
保守の区別が上記以外のもの		222,181円	206,678円		
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	284,064円	248,216円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	227,936円	209,199円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	232,489円	213,379円
			保守の区別が上記以外のもの	241,598円	221,736円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	223,080円	206,171円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		227,537円	210,290円	
	保守の区別が上記以外のもの		236,451円	218,527円	
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	8,451円	6,403円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,036円	5,456円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	7,175円	5,565円
			保守の区別が上記以外のもの	7,458円	5,783円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,405円	4,441円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		5,517円	4,530円	
	保守の区別が上記以外のもの	5,731円	4,707円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	655,904円	529,957円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	537,456円	449,255円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	548,198円	458,235円
			保守の区別が上記以外のもの	569,686円	476,195円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	460,974円	401,564円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		470,186円	409,590円	
	保守の区別が上記以外のもの		488,617円	425,643円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	1,719円	1,301円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,903円	1,405円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,942円	1,434円
			保守の区別が上記以外のもの	2,022円	1,490円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,107円	907円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		1,129円	925円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,173円	961円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		801,846円	640,534円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	699,414円	568,712円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	713,399円	580,082円	
		保守の区別が上記以外のもの	741,366円	602,820円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	554,948円	478,629円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		566,041円	488,197円		
保守の区別が上記以外のもの		588,230円	507,332円		

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		280,034円	244,265円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	220,569円	202,463円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	224,978円	206,508円	
		保守の区別が上記以外のもの	233,791円	214,598円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	218,273円	200,990円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		222,637円	205,006円		
保守の区別が上記以外のもの		231,359円	213,037円		
4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		318,116円	271,880円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	242,721円	219,677円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	247,570円	224,067円	
		保守の区別が上記以外のもの	257,272円	232,846円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	238,129円	216,731円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		242,887円	221,062円		
保守の区別が上記以外のもの		252,403円	229,723円		
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		349,854円	294,892円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	263,477円	235,495円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	268,742円	240,201円	
		保守の区別が上記以外のもの	279,272円	249,612円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	256,589円	231,076円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		261,718円	235,693円		
保守の区別が上記以外のもの		271,971円	244,928円		
6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	384,764円	320,206円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	287,227円	253,484円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	292,968円	258,550円
			保守の区別が上記以外のもの	304,450円	268,681円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	278,043円	247,592円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		283,598円	252,540円	
	保守の区別が上記以外のもの		294,711円	262,435円	
	(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	12,621円	9,153円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,395円	7,664円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,601円	7,817円
			保守の区別が上記以外のもの	11,018円	8,124円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,368円	5,722円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		7,515円	5,837円	
	保守の区別が上記以外のもの	7,812円	6,066円		
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	940,151円	722,927円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	744,593円	590,692円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	759,479円	602,502円
			保守の区別が上記以外のもの	789,254円	626,121円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	602,241円	499,366円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		614,283円	509,350円	
	保守の区別が上記以外のもの		638,364円	529,316円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	2,464円	1,786円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,864円	2,032円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,921円	2,073円
			保守の区別が上記以外のもの	3,034円	2,154円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,406円	1,097円
	保守の区別がタイプ1-2のもの		1,434円	1,119円	
	保守の区別が上記以外のもの	1,488円	1,162円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		1,149,608円	874,810円	
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	988,117円	763,438円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,007,877円	778,703円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,047,390円	809,232円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	721,781円	592,570円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		736,213円	604,417円		
保守の区別が上記以外のもの		765,078円	628,112円		

		1回線ごとに月額		備考		
区分		料金額				
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	100円	820円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	669円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	100円	820円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	90円	774円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	90円	789円	
			保守の区別が上記以外のもの	100円	820円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	190円	1,641円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	180円	1,548円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	180円	1,579円
		保守の区別が上記以外のもの	190円	1,641円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	290円	2,461円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	3,282円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	570円	4,923円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	6,564円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,140円	9,845円			
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,720円	14,768円			
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,290円	19,691円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,160円	18,576円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,200円	18,948円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,290円	19,691円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,100円	35,279円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,010円	51,688円			
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	7,820円	67,276円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,280円	62,074円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,350円	63,315円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,480円	65,798円	
	ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	340円	6,419円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	3,028円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	3,089円
保守の区別が上記以外のもの				170円	3,210円	
エコノミークラスのもの				160円	3,028円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	3,089円		
		保守の区別が上記以外のもの	170円	3,210円		
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	640円	12,036円	
セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,056円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,177円		
		保守の区別が上記以外のもの	340円	6,419円		
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	320円	6,056円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	330円	6,177円		
		保守の区別が上記以外のもの	340円	6,419円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1,190円	22,468円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	600円	11,355円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	610円	11,582円		
		保守の区別が上記以外のもの	640円	12,036円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	560円	10,598円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		570円	10,810円			
保守の区別が上記以外のもの	590円	11,234円				
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,740円	32,899円			
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	880円	16,654円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	900円	16,987円		
		保守の区別が上記以外のもの	930円	17,653円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	840円	15,897円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	860円	16,215円		
保守の区別が上記以外のもの		890円	16,851円			

		1回線ごとに月額		備考		
区分		料金額				
		通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
		専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	110円	1,042円		
		50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	80円	784円		
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	983円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	1,003円	
			保守の区別が上記以外のもの	110円	1,042円	
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	210円	2,084円	
			エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	1,966円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	200円	2,005円
		保守の区別が上記以外のもの	210円	2,084円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	320円	3,126円		
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	420円	4,168円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	640円	6,252円		
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	850円	8,336円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,270円	12,504円			
	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,910円	18,756円			
	1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,540円	25,008円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,400円	23,592円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,450円	24,064円	
			保守の区別が上記以外のもの	2,540円	25,008円	
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4,560円	44,805円			
	4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,680円	65,645円			
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	8,690円	85,442円		
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,920円	120,786円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	5,020円	123,202円	
			保守の区別が上記以外のもの	5,220円	128,033円	
	ウ A T M 専用に係るもの	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	510円	12,491円	
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	240円	5,892円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	6,010円
保守の区別が上記以外のもの				250円	6,246円	
エコノミークラスのもの				240円	5,892円	
保守の区別がタイプ1-2のもの		保守の区別がタイプ1-2のもの	240円	6,010円		
		保守の区別が上記以外のもの	250円	6,246円		
		1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	950円	23,421円	
セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	11,784円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	12,020円		
		保守の区別が上記以外のもの	510円	12,491円		
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	480円	11,784円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	490円	12,020円		
		保守の区別が上記以外のもの	510円	12,491円		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1,780円	43,719円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	900円	22,095円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	920円	22,537円		
		保守の区別が上記以外のもの	950円	23,421円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	840円	20,622円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		860円	21,034円			
保守の区別が上記以外のもの	890円	21,859円				
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,610円	64,017円			
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,320円	32,406円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,350円	33,054円		
		保守の区別が上記以外のもの	1,400円	34,350円		
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円	30,933円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,290円	31,552円		
保守の区別が上記以外のもの		1,340円	32,789円			

				4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		2,250円	42,528円				
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,120円	21,196円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,140円	21,620円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,190円	22,468円					
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,080円	20,439円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,100円	20,848円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,140円	21,665円					
				5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		2,670円	50,552円				
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,360円	25,738円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,390円	26,253円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,440円	27,282円					
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,280円	24,224円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,310円	24,708円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,360円	25,677円					
				6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) クラスが下記以外のもの		3,140円	59,379円				
								6. 0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,640円	31,037円
										保守の区別がタイプ1-2のもの	1,670円	31,658円
										保守の区別が上記以外のもの	1,740円	32,899円
								エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,480円	28,009円	
									保守の区別がタイプ1-2のもの	1,510円	28,569円	
保守の区別が上記以外のもの	1,570円	29,690円										
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		180円					3,392円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	140円					2,615円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	140円					2,667円				
		保守の区別が上記以外のもの	150円					2,772円				
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	80円					1,600円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	90円					1,632円				
	保守の区別が上記以外のもの	90円	1,696円									
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	11,020円	208,629円								
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,720円	146,101円					
						保守の区別がタイプ1-2のもの	7,870円	149,023円				
						保守の区別が上記以外のもの	8,180円	154,867円				
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	5,200円	98,410円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	5,300円	100,378円					
					保守の区別が上記以外のもの	5,510円	104,315円					
				(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		40円	689円				
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	40円	828円				
						保守の区別がタイプ1-2のもの	40円	845円				
						保守の区別が上記以外のもの	50円	878円				
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	330円				
						保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	336円				
	保守の区別が上記以外のもの	(略)	349円									
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		14,120円	267,206円								
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,440円	216,502円					
						保守の区別がタイプ1-2のもの	11,670円	220,832円				
						保守の区別が上記以外のもの	12,130円	229,492円				
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,680円	126,419円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	6,810円	128,947円					
					保守の区別が上記以外のもの	7,080円	134,004円					

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

				1回線ごとに月額	
区分				料金額	備考
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信用の設備	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		5,972円
			専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		3,890円
			イ高速	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	60,539円
			デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	64,903円
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	69,189円
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	73,527円
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	82,202円
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	90,878円
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	108,227円
				1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,252円
				1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,278円
	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,690円			
	4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	329,441円			
	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	411,854円			

				4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		3,370円	82,753円				
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,680円	41,244円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,710円	42,069円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,780円	43,719円					
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,560円	38,298円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,590円	39,064円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,650円	40,596円					
				5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		4,010円	98,367円				
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,040円	50,082円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	2,080円	51,084円					
					保守の区別が上記以外のもの	2,160円	53,087円					
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,860円	45,663円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	1,900円	46,576円					
					保守の区別が上記以外のもの	1,970円	48,403円					
				6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) クラスが下記以外のもの		4,710円	115,542円				
								6. 0Mbit/sのもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,460円	60,393円
										保守の区別がタイプ1-2のもの	2,510円	61,601円
										保守の区別が上記以外のもの	2,610円	64,017円
								エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,220円	54,501円	
									保守の区別がタイプ1-2のもの	2,260円	55,591円	
保守の区別が上記以外のもの	2,350円	57,771円										
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		250円					6,210円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円					4,888円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	200円					4,985円				
		保守の区別が上記以外のもの	210円					5,181円				
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	120円					2,946円				
		保守の区別がタイプ1-2のもの	120円					3,005円				
	保守の区別が上記以外のもの	130円	3,123円									
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	15,840円	388,784円								
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,220円	275,451円					
						保守の区別がタイプ1-2のもの	11,440円	280,960円				
						保守の区別が上記以外のもの	11,890円	291,978円				
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,500円	184,125円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	7,650円	187,808円					
					保守の区別が上記以外のもの	7,950円	195,173円					
				(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		50円	1,212円				
					セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	60円	1,490円				
						保守の区別がタイプ1-2のもの	60円	1,520円				
						保守の区別が上記以外のもの	60円	1,580円				
					エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	(略)	555円				
						保守の区別がタイプ1-2のもの	(略)	566円				
	保守の区別が上記以外のもの	(略)	588円									
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの		20,030円	491,835円								
				セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	16,380円	402,129円					
						保守の区別がタイプ1-2のもの	16,710円	410,172円				
						保守の区別が上記以外のもの	17,360円	426,257円				
				エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,420円	231,261円					
					保守の区別がタイプ1-2のもの	9,610円	235,886円					
					保守の区別が上記以外のもの	9,990円	245,137円					

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

				1回線ごとに月額	
区分				料金額	備考
通信回路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信用の設備	ア一般	通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		6,257円
			専ら音声を送送するため、通常0. 3kHzから3. 4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		-
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		4,112円
			イ高速	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	78,914円
			デジタル伝送に係るもの	128kbit/sの符号伝送が可能なもの	83,878円
				192kbit/sの符号伝送が可能なもの	88,747円
				256kbit/sの符号伝送が可能なもの	93,679円
				384kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,543円
				512kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,408円
				768kbit/sの符号伝送が可能なもの	133,136円
				1. 152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	162,730円
				1. 536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	192,323円
	3. 072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	286,034円			
	4. 608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	384,678円			
	6. 144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	478,388円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,126円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	5,962円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	8,798円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	11,634円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	17,306円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	22,978円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	39,994円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	79,698円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,925円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		8,882円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		25,530円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		17,362円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		44,446円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		25,701円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		66,511円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		33,755円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		88,603円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		41,412円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		109,079円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		47,793円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		129,582円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		53,663円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		148,499円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	58,230円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		167,443円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	62,795円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	183,212円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	67,617円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	198,981円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	3,598円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	6,856円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	10,114円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	13,372円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	19,888円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	26,404円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	45,952円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	91,564円	
			クラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	17,281円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		10,831円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		29,695円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		21,158円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		51,719円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		31,258円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		77,391円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		41,032円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		103,097円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		50,285円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		126,946円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		58,072円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		150,794円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		65,077円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		172,818円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	70,191円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		194,842円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	75,600円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	213,185円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	81,367円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	231,528円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	612円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,224円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,836円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,448円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,672円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,896円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	8,568円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	17,136円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,158円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,854円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,447円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		3,684円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		9,529円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,484円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		14,290円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		7,222円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		19,058円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		8,874円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		23,476円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		10,251円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		27,901円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		11,518円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		31,983円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,503円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		36,071円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,488円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	39,474円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,529円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,877円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	594円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	1,188円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	1,782円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	2,376円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	3,564円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	4,752円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	8,316円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	16,632円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	3,089円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		1,913円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		5,352円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		3,796円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		9,367円	
	上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		5,637円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		14,048円	
	上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		7,419円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		18,735円	
	上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		9,106円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		23,083円	
	上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		10,526円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		27,431円	
	上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		11,803円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		31,446円	
	上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	12,735円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		35,462円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	13,721円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	38,806円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	14,773円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	42,150円			

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網 利用機能	ア 共通線信号網（特定端末系事業者の装置相互間を含みます。）を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録又は位置情報取得等を行う機能	1 信号ごとに	(略)	活用品PHS事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者、特定端末系事業者又は活用品PHS事業者に適用します。
	ウ (略)			(略)

2-6の3~2-6の3-3 (略)

2-7 信号伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
共通線信号網 利用機能	ア 削除	1 信号ごとに	(略)	
	イ 共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ (略)			(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	95 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	98 円	活用品PHS事業者又は第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	121 円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1 案内ごとに	125 円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者

接続)	号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	イ 音声利用 I P 通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	97 円	る端末回線線端接続事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 5 欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能		1 案内ごとに	7.44 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	121 円	_____

接続)	号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	イ 音声利用 I P 通信網サービスの契約者同一の接続形態により接続する場合	1 案内ごとに	123 円	者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア (略)		(略)	(略)	(略)
	イ 第 5 条 (標準的な接続箇所) 第 1 項の表中第 5 欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能		1 案内ごとに	10.20 円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)		(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能		1 通信ごとに	46 円	_____

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	614 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1 通信ごとに	858 円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。

(2) 手動コ クトサー ビス取扱 機能	手動接続台及びその附帯設備と協 定事業者の電気通信設備を接続し、 当社から発信又は特定中継事業者 から発信する通信について、着信課 金の取扱いを行う機能	1通信ご とに	126円	携帯・自動車電話事 業者又は特定中継 事業者に適用しま す。
-------------------------------	--	------------	------	---

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等に より、通信の発信を行う機能	1秒ごと に	1.2605円	_____
(2) デジタル公衆電 話発信機 能	当社が設置するデジタル公衆電話の 電話機等により、通信の発信を行う機 能	1秒ごと に	0.7748円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信 機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併 用して、相互接続通信において同一 単位料金区域内に終始する通信の交 換及び伝送を行う機能	1通信ご とに	(略)	活用型PHS 事業者又は中 継事業者に適 用します。
		1秒ごと に	(略)	
(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 課金秒数送 出機能	共通線信号網を利用して、接続型P HS事業者が指定する利用者料金の 課金のための情報を送信する機能	1通信ご とに	0.039370円	PHS接続地 域事業者又は 特定端末系事 業者に適用し ます。
(6) リダイクシ ョン網使用機 能	ア 当社の中継交換機で接続する協 定事業者の通信経路を設定するた めに当社の加入者交換機を利用して リダイレクションを行う機能	1通信ご とに	(略)	携帯・自動車 電話事業者、 PHS接続地 域事業者、国 際系事業者、 中継事業者、 活用型PHS 事業者又は端 末系事業者に 適用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で 接続する協定事業者の通信経路を 設定するために当社の加入者交換機 を利用してリダイレクションを行う機 能	1通信ご とに	(略)	
(7)~(9) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)
(10) PHS制	加入者交換機及び共通線信号網を利	活用型P	1.6038円	活用型PHS

(2) 手動コ クトサー ビス取扱 機能	手動接続台及びその附帯設備と協 定事業者の電気通信設備を接続し、 当社から発信又は特定中継事業者 から発信する通信について、着信課 金の取扱いを行う機能	1通信ご とに	139円	携帯・自動車電話事 業者又は特定中継 事業者に適用しま す。
-------------------------------	--	------------	------	---

2-10 公衆電話機能  
2-10-1 基本料

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等に より、通信の発信を行う機能	1秒ごと に	1.5531円	_____
(2) デジタル公衆電 話発信機 能	当社が設置するデジタル公衆電話の 電話機等により、通信の発信を行う機 能	1秒ごと に	0.9161円	_____

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料 金 額	備 考
(1) 市内通信 機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併 用して、相互接続通信において同一 単位料金区域内に終始する通信の交 換及び伝送を行う機能	1通信ご とに	(略)	中継事業者に 適用します。
		1秒ごと に	(略)	
(2)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 削除				
(6) リダイレ クション網 使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協 定事業者の通信経路を設定するた めに当社の加入者交換機を利用して リダイレクションを行う機能	1通信ご とに	(略)	携帯・自動車 電話事業者、 国際系事業 者、中継事業 者、PHS事 業者又は端末 系事業者に適 用します。
	イ 特定中継事業者の中継交換機で 接続する協定事業者の通信経路を 設定するために当社の加入者交換機 を利用してリダイレクションを行う機 能	1通信ご とに	(略)	
(7)~(10) 削除	(略)	(略)	(略)	(略)

御信号機能	用して、活用型PHS事業者の提供する着信転送機能においてPHS網制御局に転送先の契約者回線番号等の登録を行う機能	H S事業者の提供する着信転送機能の1契約者ごとに月額		事業者又は特定端末系事業者に適用します。
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	174円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額	57円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	57円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	28円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____

(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	263円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの 1回線ごとに月額	54円	_____
		イ 端末回線伝送機能2-1-1-1第4欄ア(イ)①欄及びイ(イ)①欄に係るもの 1回線ごとに月額	61円	_____
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	34円	_____
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	61円	_____
(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。)の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____

(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	373円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.743円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	140,382円

(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	61円	_____
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	386円
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.760円
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	61円	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ルータ接続 ルーティング伝送 機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第8欄のうち特別收容局ルータで接続し、IP通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
		エ ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの	1ポートごとに月額	135,881円

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	4,724円	_____
--	--	---------------	--------	-------

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,571円	_____

	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	4,080円	_____
--	--	---------------	--------	-------

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	15,161円	_____

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8) PHS接続機能	当社のPHS接続装置（当社が指定する加入者交換機に係るソフトウェアを含みます。この料金表第1表第2（網改造料）において同じとします。）を利用して、活用型PHS事業者に係る通信を行うことができるようにする機能（パケット多重機能及びデジタル非制限モード通信機能を含みます。）	活用型PHS事業者に適用します。
(9) PHS網制御機能	当社のPHS網制御局を利用して、PHS事業者のPHS端末の位置登録等を行う機能	活用型PHS事業者に適用します。
(10) 活用型PHS事業者に係る発ID通知機能	活用型PHS事業者の基地局に向けて、発信者の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(11) 活用型PHS災害時優先電話接続機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と当社のPHS接続装置の相互間で優先信号を送受信することにより重要通信を確保するためPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(12) 活用型PHS事業者に係るデジタル通信モード接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備に毎秒64キロビットで情報を送信する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(13) 活用型PHS端末からのデジタル通信モード接続に係る機能	当社の電気通信設備を経由して活用型PHS事業者のPHS端末とデジタル通信モードにより接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(14) 活用型PHS事業者に係る信号挿入機能	活用型PHS事業者から緊急通報用番号に接続するときに、当社が指定する信号をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(15) 活用型PHS事業者に係る警察消防異行政対応機能	活用型PHS事業者からの緊急通報用番号への接続において、基地局回線を収容する遠隔装置の属する行政区域とその遠隔装置を収容する当社のPHS接続装置の属する行政区域が異なる場合に、そのPHS接続装置を遠隔装置の属する行政区域の警察機関又は消防機関に接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。

第2 網改造料

1 適用

1-1 網改造料の対象となる機能

区分		備考
(1)～(7) (略)	(略)	(略)
(8)～(17) 削除		

(16) 活用型PHS事業者と携帯・自動車電話事業者との接続に係る機能	当社の電気通信設備を經由して活用型PHS事業者の電気通信設備と携帯・自動車電話事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又は携帯・自動車電話事業者に適用します。			
(17) 活用型PHS事業者と接続型PHS事業者との接続に係る機能	活用型PHS事業者の電気通信設備と、接続型PHS事業者の電気通信設備を当社の電気通信設備及びPHS接続地域事業者の電気通信設備を經由して接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者又はPHS接続地域事業者に適用します。			
(18)～(19) (略)	(略)	(略)	(18)～(19) (略)	(略)	(略)
(20) 削除	(略)	(略)	(20)～(24) 削除	(略)	(略)
(21) 活用型PHS事業者の着信転送に係る付加機能	活用型PHS事業者の着信転送機能及び当該機能を当社の利用者又は活用型PHS事業者の契約者が制御できるようにする付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(22) 活用型PHS事業者と中継事業者との接続に係る付加機能	当社の加入者交換機及び中継交換機を經由して活用型PHS事業者の電気通信設備と特定の中継事業者の電気通信設備を接続するための機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者又は中継事業者に適用します。			
(23) 活用型PHS事業者に対する着信単位料金区域情報付与に係る付加機能	活用型PHS事業者に対して、通信が着信する端末回線の属する単位料金区域の情報を、PHS接続装置で付与して基地局へ提供する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(24) 活用型PHS事業者の一斉呼出しタイム値の変更に係る付加機能	PHS接続装置に登録された一斉呼出しタイム値を変更する付加機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(25)～(27) (略)	(略)	(略)	(25)～(27) (略)	(略)	(略)
(28) PHS電話番号の1桁増加に係る付加機能	PHS電話番号を10桁から11桁に移行する機能及び1桁増加に対応していない旧型のPHS端末からの発信又は着信時等において新旧の電話番号の変換を行う機能をPHS接続装置及びPHS網制御局で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。	(28)～(33) 削除	(略)	(略)
(29) 中継事業者を經由した活用型PHS事業者と衛星系事業者との接続に係る付加機能	当社の電気通信設備及び中継事業者の電気通信設備を經由して、活用型PHS事業者の電気通信設備と衛星系事業者の電気通信設備を接続する機能をPHS接続装置で付与する機能	衛星系事業者又は中継事業者に適用します。			
(30)～(31) 削除	(略)	(略)			
(32) 活用型PHS事業者の番号案内接続に係る付加機能	端末回線線端接続する場合において、活用型PHS事業者の基地局から104の接続番号を受信し、当社の番号案内サービスに接続する機能をPHS接続装置で付加する機能	活用型PHS事業者に適用します。			
(33) 活用型PHS事業者に係るPHS接続装置跨がりハン	異なる基地局を跨がって移動しても通信を継続するハンドオーバー機能を、異なるPHS接続装置に収容される基地局間にも拡張するための機能 (活用型P	活用型PHS事業者に適用します。			

ドオーバ機能	HS事業者の基地局からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、異なるPHS接続装置に収容される基地局間でのハンドオーバ機能の提供開始及び提供終了をその事業者の選択により制御可能とするものを含まず。	
(34)～(44) (略)	(略)	(略)
(45) 活用型PHS事業者のユーザ間情報通知機能	当社の電気通信設備と活用型PHS事業者の基地局との間でユーザ間情報を送受信することにより、活用型PHS事業者のユーザ間情報通知サービスを提供する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(46) 活用型PHS事業者に係る発ID非通知理由送受信機能	活用型PHS事業者の利用者との通信において、発信者が契約者回線番号等を非通知としたとき等に、その非通知理由を送受信する機能を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(47) 活用型PHS事業者への転送元ID通知機能	活用型PHS事業者の利用者が着信転送先として設定されているときに、転送元の契約者回線番号等を当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(48) (活用型PHS事業者の着信転送に係る転送元ID通知機能)	活用型PHS事業者の利用者が着信転送の設定をしているとき、当該PHS端末の契約者回線番号等を転送元番号として当社のPHS接続装置で付与する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(49)～(56) (略)	(略)	(略)
(57) PHS通信状況通知用通信路設定機能	当社の電気通信設備が活用型PHS事業者の留守番センタ等からの応答信号を受信するまでの間、その留守番センタ等への接続状況を着信側の基地局から発信側端末設備に通知するための通信路を設定する機能	活用型PHS事業者に適用します。
(58) PHS端末識別接続機能	活用型PHS事業者のPHS端末からISM折返し機能を利用してその事業者の電気通信設備に接続する場合において、その事業者のPHS端末からの発信であることを識別して接続する機能	活用型PHS事業者に適用します。

(34)～(44) (略)	(略)	(略)
(45)～(48) 削除		
(49)～(56) (略)	(略)	(略)
(57)～(58) 削除		

## 2 料金額

### 2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄ただし書の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

## 2 料金額

### 2-1 算出式

項目	内 容
年額料金	(略)
月額料金	当該設備の月額料金は、年額料金の12分の1とします。 年額料金の合計欄イ欄の場合であって、年額料金に変動があったときは、変動があった期日を含む月の翌月から月額料金を変更して適用します。

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.261
	電力設備	0.855
	伝送機械設備	0.159
	無線機械設備	0.174
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.105
	土地及び通信用建物以外	0.005
共通割掛費比率		0.052

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.043
		端末系交換機能	0.049
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.048
		データ系設備合計	0.099
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.041
		端末系交換機能	0.046
		中継系交換機能	0.056
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.096
		繰延資産比率	0.0197
		投資等比率	0.0021
貯蔵品比率	0.0106		
他人資本比率	0.311		
自己資本比率	0.689		
他人資本利率	0.0123		
自己資本利益率	0.0121		
有利子負債以外の負債の比率	0.049		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0135		
利益対応税率	0.5876		
貸倒率	(略)		

2 料金額

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.258
	電力設備	0.871
	伝送機械設備	0.156
	無線機械設備	0.064
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.073
	土地及び通信用建物以外	0.006
共通割掛費比率		0.068

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.039
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.055
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合(個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.053
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.098
		繰延資産比率	0.0185
		投資等比率	0.0015
貯蔵品比率	0.0092		
他人資本比率	0.301		
自己資本比率	0.699		
他人資本利率	0.0115		
自己資本利益率	0.0102		
有利子負債以外の負債の比率	0.048		
有利子負債以外の負債の利子相当率	0.0118		
利益対応税率	0.5298		
貸倒率	(略)		

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容														
(1)～(2) (略)	(略)														
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。														
(4)～(9) (略)	(略)														
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第1欄から第7欄まで、第9欄及び第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼間	8：30～17：00
区分	適用時間帯														
平日昼間	8：30～17：00														
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00														
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼夜間	5：00～22：00														
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00														
土日祝日昼間	8：30～17：00														

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容																
(1)～(2) (略)	(略)																
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、並びに2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。																
(4)～(9) (略)	(略)																
(10) 工事費の適用時間帯	<p>ア 2（工事費の額）に掲げる工事費の適用時間帯については、次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>適用時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td>平日夜間</td> <td>5：00～8：30及び17：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>平日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼夜間</td> <td>5：00～22：00</td> </tr> <tr> <td>土日祝日昼間</td> <td>8：30～17：00</td> </tr> <tr> <td><u>土日祝日夜間</u></td> <td><u>5：00～8：30及び17：00～22：00</u></td> </tr> <tr> <td>土日祝日深夜</td> <td>0：00～5：00及び22：00～24：00</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第17欄まで、第19欄から第21欄まで、第23欄及び第23-2欄、並びに第29欄から第32欄までに掲げる工事費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</p> <p>ウ 2（工事費の額）2-1第27-2欄及び第34欄から第36欄までに掲げる工事費のうち、平日夜間、平日深夜、土日祝日夜間、土日祝日深夜に係るものは、第68条（手続費の支払義務）第1項第29欄の規定に基づき、指定時刻に当社が接続工事等を行う場合に限り適用します。</p>	区分	適用時間帯	平日昼間	8：30～17：00	平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00	平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00	土日祝日昼夜間	5：00～22：00	土日祝日昼間	8：30～17：00	<u>土日祝日夜間</u>	<u>5：00～8：30及び17：00～22：00</u>	土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00
区分	適用時間帯																
平日昼間	8：30～17：00																
平日夜間	5：00～8：30及び17：00～22：00																
平日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
土日祝日昼夜間	5：00～22：00																
土日祝日昼間	8：30～17：00																
<u>土日祝日夜間</u>	<u>5：00～8：30及び17：00～22：00</u>																
土日祝日深夜	0：00～5：00及び22：00～24：00																
(11) 指定時刻に接続工事等を行う場合の工事費の適用	第68条（手続費の支払義務）第1項第29号の規定に基づき指定時刻に当社が接続工事等を行う場合は、当該指定時刻が含まれる適用時間帯に応じた工事費を適用します。																

2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考	
(1) PHS登録工事費	活成型PHS事業者の契約者回線番号等を当社のPHS網制御局及びPHS接続装置へ登録する工事に要する費用	1磁気媒体ごとに	33,429円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり1,000番号までとします。	
	PHS網制御局及びPHS接続装置に登録する工事の場合	1磁気媒体ごとに	30,653円		
(2) PHS契約者回線番号削除工事費	当社のPHS網制御局及びPHS接続装置に登録された活成型PHS事業者の契約者回線番号等を削除する工事に要する費用	1番号ごとに	518円	活成型PHS事業者に適用します。	
(3) PHS利用停止工事費	活成型PHS事業者の契約者に対して、利用停止を行う工事に要する費用	PHS網制御局及びPHS接続装置に工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,690円	ア 活成型PHS事業者に適用します。 イ 活成型PHS事業者は(7)又は(イ)のいずれかを選択して工事を申込むことを要します。 ウ 登録する契約者回線番号は1磁気媒体あたり100番号までとします。
			(イ) 1番号ごとに	469円	
		PHS網制御局のみに工事を行う場合	(7) 1磁気媒体ごとに	3,319円	ア 活成型PHS事業者に適用しま

2 工事費の額  
2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) 削除			

			(イ) 1 番号 ごとに	395 円	す。 イ 活字型 P H S 事業者 は、(7)又は (イ)のいずれ かを選択し て工事を申 込むことを 要します。 ウ 登録する 契約者回線 番号は 1 磁 気媒体あた り 100 番号 までとしま す。
(4) PHS 利 用停止解除工 事費	活字型 P H S 事業者の 契約者に対 して、利用停 止の解除を 行う工事に 要する費用	PHS 網制御局 及び PHS 接続 装置に工事する 場合 PHS 網制御局 のみに工事する 場合	1 番号ごと に	469 円	活字型 P H S 事業者に適用 します。
			1 番号ごと に	395 円	活字型 P H S 事業者に適用 します。
(5) PHS 着 信転送登録工 事費	活字型 P H S 事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等を P H S 網制御局及 び P H S 接続装置に登録する 工事に要する費用		(7) 1 磁気 媒体 100 番 号まで	2,135 円	ア 活字型 P H S 事業者に 適用します。
			(イ) 1 磁気 媒体 50 番号 まで	1,320 円	イ 活字型 P H S 事業者 は、(7)から (イ)のいず れかを選択 して工事を 申込むこと を要しま す。
			(ウ) 1 磁気 媒体 10 番号 まで	685 円	ウ 登録する 契約者回線 番号は 1 磁 気媒体あた り 100 番号 までとしま す。
			(エ) 1 番号 ごとに	512 円	
(6) PHS 着 信転送解除工 事費	活字型 P H S 事業者の着信転 送機能契約者に係る契約者回 線番号等の登録を解除する工		1 番号ごと に	358 円	活字型 P H S 事業者に適用 します。

	事に要する費用			
(7) PHS 認 証情報変更工 事費	当社のPHS接続装置に登録 された活用型PHS事業者の 契約者回線番号等に係る認証 情報を変更する工事に要する 費用	(7) 1磁気 媒体10番号 まで	1,505円	ア 活用型PH S事業者に適 用します。 イ 活用型P HS事業者 は、(7)又は (4)のいずれ かを選択して 工事を申込み ことを要しま す。
		(4) 1磁気 媒体1番号 のとき	673円	ウ 登録する 契約者回線番 号は1磁気媒 体あたり10番 号までとしま す。
(8) PHS接続 装置データ設定 費	活用型PHS事業者に係る基 地局回線を移転する工事に伴 って、PHS接続装置に設定さ れた情報を変更する工事に要 する費用	1基地局 回線ごと に	電話サービス 契約約款に規 定する工事費 に相当する額	活用型PHS 事業者に適用 します。
(9) PHS着 信転送基本登 録工事費	着信転送機能をPHS接続装 置に登録する工事に要する費 用	(7) 1PHS 接続装置あた り	204円	ア 活用型P HS事業者に 適用します。
		(4) 20基地 局回線ごと に	1,543円	イ (7)の料金 については、 当該PHS接 続装置に着信 転送機能を最 初に登録する ときに限り適 用します。

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,227円	
(11) PHS基地局回線設置工事費	活用型PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	活用型PHS事業者に適用します。
(12) PHS基地局回線移転工事・收容替え工事費	活用型PHS事業者が、基地局回線を移転又は收容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア 活用型PHS事業者に適用します。 イ 移転元又は收容替え元及び移転先又は收容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ 活用型PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,765円	特定中継事業者に適用します。

(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	(略)	中継事業者(特定中継事業者を除きます。)に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに	3,226円	
(11) PHS基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS事業者に適用します。
(12) PHS基地局回線移転工事・收容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は收容替える工事に要する費用	1基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS事業者に適用します。 イ 移転元又は收容替え元及び移転先又は收容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ PHS事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。
(13)～(14) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,764円	特定中継事業者に適用します。

(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	2,160 円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1 回線ごとに	1,364 円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,196 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,846 円	
				平日深夜	5,587 円	
				土日祝日 昼夜間	5,031 円	
		廃止の場合	1 回線ごとに	土日祝日 深夜	5,773 円	
				平日昼間	3,313 円	
				平日夜間	3,827 円	
				平日深夜	4,412 円	
				土日祝日 昼夜間	3,973 円	
				土日祝日 深夜	4,559 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1 工事ごとに	6,941 円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者	ア基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	(略)	移転先事業者に適用します。
				平日昼間	1,304 円	
				平日夜間		

(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	2,159 円	特定中継事業者に適用します。	
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
		廃止の場合	1 回線ごとに	1,363 円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を登録する工事に要する費用	新設の場合	1 回線ごとに	平日昼間	4,194 円	特定中継事業者に適用します。
				平日夜間	4,835 円	
				平日深夜	5,569 円	
				土日祝日 昼夜間	5,019 円	
		廃止の場合	1 回線ごとに	土日祝日 深夜	5,751 円	
				平日昼間	3,312 円	
				平日夜間	3,818 円	
				平日深夜	4,397 円	
				土日祝日 昼夜間	3,964 円	
				土日祝日 深夜	4,542 円	
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用		1 回線ごとに	(略)	特定中継事業者に適用します。	
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用		1 工事ごとに	6,939 円	特定端末系事業者に適用します。	
(22)～(24) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者	ア基本額	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	(略)	移転先事業者に適用します。
				平日昼間	1,301 円	
				平日夜間		

	交換機に等する工事に関する費用				平日	1,504円			
					深夜				
					土日祝日	1,354円			
					昼夜間				
					土日祝日	1,553円			
					深夜				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日	(略)
					昼間	平日		812円	
					夜間	平日		937円	
					平日	深夜		843円	
土日祝日	昼夜間								
土日祝日	深夜	968円							
深夜									
イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に関する費用	ア	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日	(略)	—		
					昼間				
					平日	1,304円			
					夜間				
					平日	1,504円			
					深夜				
					土日祝日	1,354円			
					昼夜間				
					土日祝日	1,553円			
					深夜				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日	(略)						
昼間	平日	713円							
夜間	平日	822円							
平日	深夜								

	交換機に等する工事に関する費用				平日	1,499円			
					深夜				
					土日祝日	1,351円			
					昼夜間				
					土日祝日	1,548円			
					深夜				
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに		平日	(略)
					昼間	平日		811円	
					夜間	平日		934円	
					平日	深夜		841円	
土日祝日	昼夜間								
土日祝日	深夜	964円							
深夜									
イ	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する工事に関する費用	ア	(7) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日	(略)	—		
					昼間				
					平日	1,301円			
					夜間				
					平日	1,499円			
					深夜				
					土日祝日	1,351円			
					昼夜間				
					土日祝日	1,548円			
					深夜				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1ルーティング番号ごとに	平日	(略)						
昼間	平日	711円							
夜間	平日	819円							
平日	深夜								

				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>740 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>849 円</u>		
	イ	(7) (イ)以外 の場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 等 ご と に	平 日 屋 間	<u>1,265 円</u>	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。	
				平 日 夜 間	<u>1,461 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>1,684 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>1,517 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>1,740 円</u>		
		(イ) 当社が指 定した電気 通信回線設 備を通じて 申込みを行 う場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 等 ご と に	平 日 屋 間	(略)		
				平 日 夜 間	<u>713 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>822 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>740 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>849 円</u>		
(26)-2 ルーテ ィング番号変 更工事費	加入者 交換機 に登録 された ルーテ ィング 番号を 変更す る工事 に要す	ア 基本 額	(7) (イ)以外	1ルー ティ ン グ 番 号 ご と に	平 日 屋 間	<u>2,258 円</u>	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。
				平 日 夜 間	<u>2,608 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>3,007 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>2,708 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜			

				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>738 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>846 円</u>		
	イ	(7) (イ)以外 の場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 等 ご と に	平 日 屋 間	<u>1,264 円</u>	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。	
				平 日 夜 間	<u>1,458 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>1,679 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>1,513 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>1,734 円</u>		
		(イ) 当社が指 定した電気 通信回線設 備を通じて 申込みを行 う場合	1ルー ティ ン グ 番 号 及 び 契 約 者 回 線 番 号 等 ご と に	平 日 屋 間	(略)		
				平 日 夜 間	<u>711 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>819 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>738 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜	<u>846 円</u>		
(26)-2 ルーテ ィング番号 変更工事費	加入者 交換機 に登録 された ルーテ ィング 番号を 変更す る工事 に要す	ア 基本 額	(7) (イ)以外	1ルー ティ ン グ 番 号 ご と に	平 日 屋 間	<u>2,257 円</u>	ルーティング 番号を指定し た協定事業者 に適用します。
				平 日 夜 間	<u>2,602 円</u>		
				平 日 深 夜	<u>2,997 円</u>		
				土 日 祝 日 屋 夜 間	<u>2,701 円</u>		
				土 日 祝 日 深 夜			

	る費用		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	土日祝日深夜	3,107円		
					平日昼間	1,154円		
					平日夜間	1,333円		
					平日深夜	1,536円		
					土日祝日昼夜間	1,384円		
					土日祝日深夜	1,587円		
					イ (略)	(略)	(略)	(略)
					(27) (略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するのみに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	17,958円	_____		
				土日祝日昼間	20,990円	_____		
				平日昼間	12,136円	_____		
				イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	_____	_____	

	る費用		(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	土日祝日深夜	3,096円		
					平日昼間	1,153円		
					平日夜間	1,330円		
					平日深夜	1,531円		
					土日祝日昼夜間	1,380円		
					土日祝日深夜	1,582円		
					イ (略)	(略)	(略)	(略)
					(27) (略)	(略)	(略)	(略)
(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するのみに限ります。)に係る工事費用	ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間	17,821円	_____		
				平日夜間	20,145円	_____		
				平日深夜	22,807円	_____		
				土日祝日昼間	20,814円	_____		
				土日祝日夜間	20,814円	_____		
				土日祝日深夜	23,471円	_____		
		イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1 工事ごとに	平日昼間	12,132円	_____		
				平日夜間	13,985円	_____		
				平日深夜	16,108円	_____		

				土日 祝日 昼間	14,554円	——
ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線)をそのまま転用する場合	① 当社が利用者宅内で通験実施する場合	1 工事ごとに		6,184円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。
		② 当社が利用者宅内で通験を実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	12,046円	——
				土日 祝日 昼間	13,213円	——
	(4) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合		1 工事ごとに	平日 昼間	10,735円	——

				土日 祝日 昼間	14,518円	——	
				土日 祝日 夜間	14,518円	——	
				土日 祝日 深夜	16,637円	——	
ウ既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤(光屋内配線)をそのまま転用する場合	① 当社が利用者宅内で通験実施する場合	1 工事ごとに		4,765円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。	
			② 当社が利用者宅内で通験を実施する場合	1 工事ごとに	平日 昼間	10,625円	——
					平日 夜間	11,520円	——
				平日 深夜	12,545円	——	
				土日 祝日 昼間	11,777円	——	
				土日 祝日 夜間	11,777円	——	
				土日 祝日 深夜	12,800円	——	
				平日 昼間	9,327円	——	
			平日 夜間	10,064円	——		
			平日 深夜	10,909円	——		

					土日 祝日 昼間	11,697円	_____
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線 設備収容替 工事費	当社が別に 定める伝送 品質を満た している場 合において、 協定事業者 の要望によ り光回線設 備の芯線を 毎に切替 する工事 に要する費 用	ア 光 信号 端末 回線 (光 局外 スリッ タを 含ま ない もの に限 りま す。) の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	6,991円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	8,225円	_____	
		イ 一 般光 信号 中継 回線 の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	1,438円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	7,916円	_____	
(30) 光回線 設備接続モ ジュール取 替工事費	光回線設備 の提供開始 後において、 協定事業者 の要望によ り光回線設 備接続モジ ュールを取	ア 光 信号 端末 回線 の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	6,991円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	12,334円	_____	

					土日 祝日 昼間	10,276円	_____
					土日 祝日 夜間	10,276円	_____
					土日 祝日 深夜	11,120円	_____
(28) (略)	(略)					(略)	(略)
(29) 光回線 設備収容替 工事費	当社が別に 定める伝送 品質を満た している場 合において、 協定事業者 の要望によ り光回線設 備の芯線を 毎に切替 する工事 に要する費 用	ア 光 信号 端末 回線 (光 局外 スリッ タを 含ま ない もの に限 りま す。) の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	6,988円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	8,222円	_____	
		イ 一 般光 信号 中継 回線 の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	1,437円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	7,914円	_____	
(30) 光回線 設備接続モ ジュール取 替工事費	光回線設備 の提供開始 後において、 協定事業者 の要望によ り光回線設 備接続モジ ュールを取	ア 光 信号 端末 回線 の場 合	(7) 基本 額	1 工事ご とに	6,988円	_____	
			(イ) 加 算額	1 工事ご とに	12,330円	_____	

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,438円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,489円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,848円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,332円
					土日 祝日 昼間	5,106円
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,577円
					土日 祝日 昼間	1,709円

	替する工事に要する費用	イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,437円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,486円	—
(31) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,845円	—
(33) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	4,307円
					平日 夜間	4,906円
					平日 深夜	5,590円
					土日 祝日 昼間	5,078円
					土日 祝日 夜間	5,078円
					土日 祝日 深夜	5,761円
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合があります。)する工事に要する費用			1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 昼間	1,575円
					平日 夜間	1,677円
					平日 深夜	1,794円
					土日 祝日 昼間	1,706円
					土日 祝日 夜間	1,706円
					土日 祝日 深夜	1,823円

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を土日祝日昼間に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐 端末回線ごと に		1,270円	—
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごと に	平日昼間	3,363円	—
			土日祝日 昼間	4,032円	

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐 端末回線ごと に	平日 夜間	1,115円	—
			平日 深夜	2,386円	
			土日 祝日 昼間	1,433円	
			土日 祝日 夜間	1,433円	
			土日 祝日 深夜	2,704円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事(光ファイバケーブル同士を融着して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。)により接続する場合に要する費用	1 回線ごと に	平日 昼間	3,362円	—
			土日 祝日 昼間	4,023円	

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS接続装置に係る収容替え工事費	活用品PHS事業者に係る基地局回線を遠隔装置からPHS接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をPHS接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのPHS接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごと に	活用品PHS 事業者 に適用 します。

2-2 2-1以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS接続装置に係る収容替え工事費	PHS事業者に係る基地局回線を遠隔装置からPHS接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をPHS接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのPHS接続装置を撤去する場合、基地局回線を遠隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ごと に	PHS事 業者に適 用します 。

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,170円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,126円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,216円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,399円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,489円

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,168円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,110円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,189円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,381円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,458円

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)

第2 手続費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(15) (略)	(略)
(16) 申込者情報 確認結果即時 通知手続費の 適用	申込者情報確認結果即時通知手続費については、2（手続費の額）第34欄第35欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を申込者情報確認結果の即時通知を実現するための設備を利用している協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数の合計（合計が0となる場合は、各々の協定事業者の暦月ごとの申込者情報確認件数を1とみなします。）で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考		
(1) PHS 基地局回 線設置手 続費	活用型PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手続きに要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス 契約約款に規 定する工事費 に相当する額	活用型PH S事業者に 適用します		
(2) 料金回 収手続費	別表2(接続 形態)第2表 において協 定事業者が 利用者料金 設定事業者 となる接続 形態の場合 であって、同 別表第3表 において当 社が利用者 料金請求事 業者となる ときに、当社 が行う利用 者料金の回 収業務に要 する費用	アイ以 外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内 訳 項目ご とに	19.85円	特定中継事 業者に適用 します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.19%に相当する額		
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車 電話事業者、 活用型PH S事業者及 び接続型P HS事業者 に適用しま す。	
			1 通 信 ごとに	0.22円		
			1 内 訳 項目ご とに	22.66円		
		(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の0.19%に相当する額		
			イ (略)	(略)	(略)	(略)

2 手続費の額  
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考		
(1) PHS 基地局回 線設置手 続費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の 手続きに要する費用	1 回 線 ごとに	電話サービス 契約約款に規 定する工事費 に相当する額	PHS事業 者に適用し ます		
(2) 料金回 収手続費	別表2(接続 形態)第2表 において協 定事業者が 利用者料金 設定事業者 となる接続 形態の場合 であって、同 別表第3表 において当 社が利用者 料金請求事 業者となる ときに、当社 が行う利用 者料金の回 収業務に要 する費用	アイ以 外の 場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1 内 訳 項目ご とに	26.12円	特定中継事 業者に適用 します。
			月額	当社が請求する利用者料金額の0.17%に相当する額		
		(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の5.6%に相当する額	携帯・自動車 電話事業者 及びPHS 事業者に適 用します。	
			1 通 信 ごとに	0.08円		
			1 内 訳 項目ご とに	28.12円		
		(ウ) 当社の音声利用IP通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する利用者料金額の0.17%に相当する額		
			イ (略)	(略)	(略)	(略)

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	115円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	207円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	19.85円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.19%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の4.4%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	107円	—	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	196円	—	
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)又は第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第3項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	中継事業者又は国際系事業者に適用します。	
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	(略)	みなし契約事業者に適用します。	
(7) 債権譲受手続費	第80条(債権譲受)の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア 以外の場合	(7) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに 月額	26.12円 当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の0.17%に相当する額	特定中継事業者に適用します。
			(イ) 電話サービス又は総合デジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を複数の協定事業者で共用する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関する利用者料金額の5.6%に相当する額	携帯・自動車電話事業者及び無線呼出し事業者に適用します。
		イ (略)	(略)	(略)	(略)	

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先氏名及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1	平日	8,330円	みなし契約事業者に適用します。	
			照会	9,989円		
			土日 祝日 昼夜間			
		1	1件ごとに	14.49円		
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	10.29円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	16.37円	
			イ(略)	(略)	(略)	(略)

(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	第99条(みなし契約事業者に対する契約者情報の提供)第1項又は第2項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を磁気媒体により提供する場合は手続きに要する費用	1	平日	8,327円	みなし契約事業者に適用します。	
			照会	9,964円		
			土日 祝日 昼夜間			
		1	1件ごとに	9.91円		
(9) 料金請求回収代行手数料	第81条(利用者料金の請求回収代行)の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手續に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係るものである場合	(7) 請求情報の授受等に係るもの	1 内訳項目ごとに	17.01円	
			(イ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1 内訳項目ごとに	22.75円	
			イ(略)	(略)	(略)	(略)

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>10,878円</u>	—	
			平日夜間	<u>12,563円</u>		
			平日深夜	<u>14,485円</u>		
			土日祝日 昼夜間	<u>13,044円</u>		
			土日祝日 深夜	<u>14,966円</u>		
			ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合		1回ごとに
	平日夜間	<u>13,732円</u>				
	平日深夜	<u>15,832円</u>				
	土日祝日 昼夜間	<u>14,258円</u>				
	土日祝日 深夜	<u>16,358円</u>				
	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>8,465円</u>	—	
			平日夜間	<u>9,777円</u>		
			平日深夜	<u>11,272円</u>		
土日祝日 昼夜間			<u>10,151円</u>			
土日祝日 深夜			<u>11,647円</u>			
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,767円</u>	—			

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>10,874円</u>	—	
			平日夜間	<u>12,535円</u>		
			平日深夜	<u>14,437円</u>		
			土日祝日 昼夜間	<u>13,013円</u>		
			土日祝日 深夜	<u>14,911円</u>		
			ウ 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を当社の通信用建物内において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(7) (イ)以外の場合		1回ごとに
	平日夜間	<u>13,701円</u>				
	平日深夜	<u>15,780円</u>				
	土日祝日 昼夜間	<u>14,223円</u>				
	土日祝日 深夜	<u>16,299円</u>				
	(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	<u>8,462円</u>	—	
			平日夜間	<u>9,755円</u>		
			平日深夜	<u>11,235円</u>		
土日祝日 昼夜間			<u>10,127円</u>			
土日祝日 深夜			<u>11,604円</u>			
エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合	1回ごとに	<u>9,764円</u>	—			

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線 ごとに	(略)	_____
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用	1回線 ごとに	710円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更 ごとに	191円	_____

(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用	1回線ごとに	(略)	_____
(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(13)-2 DSL回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを 確認等するために収容状況を調査等する 費用 イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第 3項の規定に基づき、そのDSL回線が事 後対策対象回線であるかどうかの事実、及 びそのDSL回線を利用する協定事業者 名等の調査に要する費用	1回線 ごとに	(略)	申告事業者 に適用しま す。
(13)-3 DSL回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長 及び伝送損失に限ります。）に関する情報を 調査する場合に要する費用	1回線 ごとに	709円	_____
(14) 優先接続受付手続費	優先接続の受付に要する費用	1変更 ごとに	297円	_____

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線の線路条件情報の提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,269円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	45円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	5円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	10円	—		
(16)～(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)の規定により、当社が光回線の線路条件情報の提供を行う場合の調査費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,267円	—
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	(略)	—
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	820円	—	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	(略)	—		
		ウ 同条第2項に規定する光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	28円	—	
	(イ) 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り、この欄において同じとします。)の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	3円	—		
		② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	6円	—		
(16)～(20)(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,749円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,129円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,331円	_____
			(イ) 既に設置された当社の光屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,544円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,764円	_____	_____

(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2(事前照会)第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	8,746円	_____	
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1 通信用建物ごとの1件ごとに	(略)	_____	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1 区間ごとに	2,128円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	4,330円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1 区間ごとに	12,540円	_____
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,763円	_____	_____

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者 が接続に必 要な装置等 を設置又は 撤去する場 合におい て、その設 置に付随す る設計工事 調整、接続 に必要な装 置等の設置 又は撤去の 結果の確 認、その撤 去に伴う設 備情報の変 更管理、そ の他の作業 に要する費 用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラックを接続 申込者が設置する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>48,052 円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>33,935 円</u>	—
			(9) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>22,755 円</u>	—
			(1) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>19,108 円</u>	—
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結 果の確 認に要 する費 用	(7) 接続に必要な装置 等を設置するための キャビネットラック を接続申込者が設置 する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>8,823 円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>8,114 円</u>	—
			(9) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>6,756 円</u>	—
			(1) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>6,620 円</u>	—

(24) 自 前工事調 整等作業 費	接続申込者 が接続に必 要な装置等 を設置又は 撤去する場 合におい て、その設 置に付随す る設計工事 調整、接続 に必要な装 置等の設置 又は撤去の 結果の確 認、その撤 去に伴う設 備情報の変 更管理、そ の他の作業 に要する費 用	ア 接続 に必要 な装置 等の設 置に付 随する 設計に 要する 費用	(7) 接続に必要な装置等 を設置するためのキャ ビネットラックを接続 申込者が設置する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>48,036 円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>33,924 円</u>	—
			(9) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>22,748 円</u>	—
			(1) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>19,102 円</u>	—
		イ 接続 に必要 な装置 等の設 置の結 果の確 認に要 する費 用	(7) 接続に必要な装置 等を設置するための キャビネットラック を接続申込者が設置 する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>8,820 円</u>	—
			(4) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 2 種類以上 に接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>8,111 円</u>	—
			(9) 接続に必要な装置 等を当社の電力設備、 クロック供給装置又は その他の電気通信設備 のいずれか 1 種類に接 続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>6,754 円</u>	—
			(1) 複数のキャビネッ トラックに設置された 、1 の接続申込者に係 る接続に必要な装置等 相互間を接続する場合	1 通信用建 物ごとの 1 件ごとに	<u>6,618 円</u>	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,682 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,658 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	6,267 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,311 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,121 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	27 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	80 円	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	657 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	222 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,779 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	710 円	—

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	6,680 円	—
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1 通信用建物ごとの1件ごとに	5,656 円	—
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	6,196 円	—
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	1,308 円	—
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1 通信用建物ごとに	2,117 円	—
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1 件ごとに	28 円	—
		イ ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事を行う場合	1 件ごとに	78 円	—
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	654 円	—
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	220 円	—
(28) き線点情報調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1 通信用建物ごとに	26,719 円	—
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1 電柱ごとに	709 円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,154円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,366円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	7,885円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,835,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	(略)	—
	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	1,993円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	1,993円	—

(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3(DSL回線等に係る情報の提供)第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	1,153円	—
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	10,362円	—
(31) 接続工事等時刻指定手数料	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用	1件ごとに	平日昼間	7,883円	—
			平日夜間	13,815円	—
			平日深夜	21,840円	—
			土日祝日 昼間	9,433円	—
			土日祝日 夜間	14,341円	—
			土日祝日 深夜	22,557円	—
(32) 端末回線情報提供手数料	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額	1,685,000円	—
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)		1区間ごとに	(略)	—
		イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,992円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
		ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	1,992円	—

エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,702円	——
カ (略)	(略)	(略)	(略)

エ 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,701円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
オ 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用	1区間ごとに	3,701円	——
カ (略)	(略)	(略)	(略)
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13(申込者情報確認結果の即時通知)第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用 月額	1,663,670円	——

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.104

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)~(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.103

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.298
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①~③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	<u>1.362</u>
	発電設備	<u>0.590</u>
	電源設備及び蓄電池設備	<u>0.864</u>
	空気調整設備	<u>1.615</u>
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	<u>0.051</u>
自己資本利益率		<u>0.0253</u>

(3) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

	区 分	内 容
取付費比率	受電設備	<u>1.308</u>
	発電設備	<u>0.677</u>
	電源設備及び蓄電池設備	<u>0.904</u>
	空気調整設備	<u>1.610</u>
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	<u>0.047</u>
自己資本利益率		<u>0.0265</u>

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,330円	45,492円
	札幌南	847円	48,659円
	札幌1外	3,709円	63,086円
	大通り2丁目	3,697円	55,175円
	新琴似	762円	32,300円
	篠路	609円	25,368円
	札幌東	711円	126,046円
	丘珠	751円	27,859円
	東苗穂	62円	39,758円
	札幌白石	978円	37,742円
	札幌北郷	526円	33,731円
	札幌豊平	941円	37,338円
	札幌月寒	1,240円	39,162円
	清田	703円	28,151円
	真駒内	1,214円	39,447円
	発寒	956円	22,078円
	厚別	594円	35,768円
	もみじ台	731円	25,236円
	手稲	513円	19,762円
	函館	363円	37,771円
	函館松陰	824円	49,092円
	函館北	539円	26,508円
	桔梗	156円	23,686円
	函館千歳	589円	47,154円
	小樽2	363円	21,444円
	旭川	313円	47,454円
	旭川東光	362円	30,608円
	春光	335円	16,814円
	東鷹栖	239円	26,231円
	永山	301円	22,607円
	東旭川	254円	18,787円
	旭川市外	246円	30,956円
	旭川神楽	249円	20,023円
	室蘭	241円	21,941円
	新室西	370円	82,953円
	釧路	382円	35,007円
	釧路鳥取	279円	26,332円
	釧路南	160円	20,784円
	釧路武佐	189円	29,668円
	愛国	428円	30,721円
	帯広稲田	509円	17,956円
	西帯広	299円	27,536円
	白樺通り	460円	40,373円
	帯広東	263円	34,424円
	北海道北見	353円	20,340円
	岩見沢	244円	28,946円
	網走	234円	22,149円
	留萌	72円	19,675円
	苫小牧	451円	22,490円
	苫小牧東	221円	24,463円
苫小牧西	322円	26,475円	
勇払	200円	37,028円	
稚内	233円	23,894円	
稚内南	212円	39,159円	
美唄	239円	19,336円	
芦別	124円	13,307円	
江別	565円	20,748円	
札幌大麻	229円	19,622円	
紋別	132円	26,764円	
士別	117円	26,664円	
名寄	189円	24,429円	
根室	185円	28,568円	
千歳	180円	28,389円	

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料  
 2-1 (略)  
 2-2 料金額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	1平方メートル毎に年額	
		土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,379円	34,977円
	札幌南	854円	40,687円
	札幌1外	3,905円	74,532円
	大通り2丁目	3,895円	52,379円
	新琴似	753円	30,502円
	篠路	556円	23,547円
	札幌東	667円	128,759円
	丘珠	758円	25,609円
	東苗穂	58円	37,451円
	札幌白石	1,005円	30,849円
	札幌北郷	480円	30,960円
	札幌豊平	940円	30,233円
	札幌月寒	1,219円	38,013円
	清田	478円	30,644円
	真駒内	1,228円	54,959円
	発寒	969円	20,746円
	厚別	543円	32,910円
	もみじ台	661円	23,170円
	手稲	506円	18,159円
	函館	344円	35,667円
	函館松陰	789円	42,006円
	函館北	525円	26,633円
	桔梗	143円	20,971円
	函館千歳	580円	41,909円
	小樽2	336円	20,032円
	旭川	305円	41,796円
	旭川東光	351円	24,975円
	春光	332円	15,450円
	東鷹栖	221円	24,189円
	永山	279円	20,834円
	東旭川	227円	17,215円
	旭川市外	244円	28,955円
	旭川神楽	246円	18,430円
	室蘭	231円	22,266円
	新室西	313円	74,997円
	釧路	363円	31,865円
	釧路鳥取	251円	24,244円
	釧路南	125円	19,334円
	釧路武佐	169円	26,773円
	愛国	390円	27,628円
	帯広稲田	327円	32,619円
	西帯広	269円	20,730円
	白樺通り	422円	37,103円
	帯広東	240円	29,052円
	北海道北見	314円	17,640円
	岩見沢	225円	27,075円
	網走	194円	20,546円
	留萌	98円	18,112円
	苫小牧	373円	20,284円
	苫小牧東	191円	81,965円
苫小牧西	298円	24,280円	
勇払	169円	31,133円	
稚内	222円	22,174円	
稚内南	192円	35,231円	
美唄	229円	18,251円	
芦別	117円	13,247円	
江別	501円	18,985円	
札幌大麻	209円	18,113円	
紋別	97円	25,786円	
士別	103円	24,630円	
名寄	176円	22,445円	
根室	174円	24,982円	
千歳	160円	26,998円	

泉沢	371円	44,272円
滝川	153円	19,363円
砂川	241円	18,721円
石狩深川	515円	28,857円
富良野	239円	37,707円
恵庭	301円	26,189円
島松	288円	22,106円
北海道伊達	496円	14,449円
石狩広島	372円	15,011円
輪厚	1,041円	27,188円
石狩	77円	36,100円
当別	159円	18,412円
倶知安	259円	29,785円
岩内	305円	26,917円
余市	217円	22,646円
北海道栗山	190円	16,003円
門別富川	195円	28,369円
静内	198円	27,691円
浦河	282円	19,626円
木野	404円	29,883円
士幌	62円	21,456円
鹿追	67円	28,467円
新得	133円	26,391円
大樹	141円	57,899円
本別	307円	18,437円
足寄	172円	34,698円
釧路白糠	159円	49,169円
中標津	244円	34,821円
根室標津	95円	38,977円
札幌石山	534円	25,334円
川沿	689円	20,581円
東相の内	231円	55,485円
遠軽	244円	22,966円
幕別	167円	29,657円
南幌	119円	48,119円
簾舞	146円	51,673円
虻田	213円	38,455円
錦岡	675円	39,160円
美幌	235円	19,326円
岩見沢幌向	85円	43,442円
湯の川	502円	21,941円
神楽岡	357円	22,494円
本輪西	385円	19,542円
白鳥台	268円	21,713円
七重浜	470円	18,999円
上磯	357円	57,277円
函館大野	250円	55,117円
森	303円	25,619円
北海道八雲	297円	36,132円
苫小牧萩野	159円	26,417円
知内	400円	47,530円
長万部	186円	25,760円
旭川東川	390円	27,371円
音更	222円	92,917円
蘭越	282円	28,992円
鷹栖	176円	57,351円
桜ヶ岡	165円	16,684円
木古内	207円	24,646円
今金	203円	22,231円
白老	(略)	31,823円
赤平	113円	17,777円
東神楽	133円	51,102円
美瑛	185円	23,485円
奈井江	139円	28,124円
上富良野	160円	50,489円
十勝池田	141円	18,527円
大楽毛	138円	26,627円
浦幌	110円	75,632円
西の里	1,442円	20,497円

泉沢	301円	40,667円
滝川	138円	17,958円
砂川	212円	17,657円
石狩深川	418円	26,712円
富良野	236円	34,057円
恵庭	279円	24,415円
島松	277円	20,414円
北海道伊達	464円	13,167円
石狩広島	327円	13,779円
輪厚	998円	24,976円
石狩	61円	32,986円
当別	136円	17,077円
倶知安	245円	27,660円
岩内	228円	24,906円
余市	183円	20,580円
北海道栗山	174円	15,151円
門別富川	165円	26,191円
静内	156円	25,776円
浦河	254円	18,047円
木野	363円	27,683円
士幌	57円	19,561円
鹿追	60円	26,132円
新得	120円	21,619円
大樹	124円	54,532円
本別	272円	29,200円
足寄	153円	23,704円
釧路白糠	135円	44,154円
中標津	194円	32,620円
根室標津	72円	37,203円
札幌石山	516円	23,446円
川沿	657円	18,918円
東相の内	197円	52,929円
遠軽	224円	21,296円
幕別	153円	25,308円
南幌	90円	36,034円
簾舞	122円	48,827円
虻田	196円	23,372円
錦岡	597円	36,356円
美幌	207円	18,033円
岩見沢幌向	66円	40,101円
湯の川	416円	20,041円
神楽岡	332円	20,720円
本輪西	366円	18,270円
白鳥台	240円	20,032円
七重浜	401円	17,519円
上磯	316円	52,768円
函館大野	228円	57,659円
森	267円	23,624円
北海道八雲	281円	33,399円
苫小牧萩野	136円	22,059円
知内	371円	43,813円
長万部	146円	23,831円
旭川東川	375円	23,198円
音更	215円	73,434円
蘭越	231円	26,503円
鷹栖	166円	32,816円
桜ヶ岡	156円	15,812円
木古内	199円	26,523円
今金	178円	20,502円
白老	(略)	29,118円
赤平	102円	16,390円
東神楽	120円	44,401円
美瑛	175円	21,717円
奈井江	129円	25,666円
上富良野	147円	47,357円
十勝池田	117円	17,137円
大楽毛	130円	24,484円
浦幌	96円	54,850円
西の里	1,299円	19,259円

石狩高岡	57円	25,061円
江差	176円	33,617円
旭岡	282円	53,574円
銭亀	82円	57,108円
羽幌	143円	24,760円
厚岸	143円	32,481円
北海道松前	806円	27,090円
鷗川	141円	23,441円
十勝清水	127円	22,400円
歌志内	44円	60,945円
花畔	206円	27,056円
松前福島	119円	25,249円
上の国	278円	46,187円
北檜山	189円	54,319円
古平	113円	50,013円
上砂川	113円	59,659円
上川	69円	21,851円
中富良野	222円	32,646円
増毛	120円	39,365円
早来	143円	25,445円
新冠	386円	23,689円
庶路	91円	26,825円
稀府	194円	25,157円
茂辺地	277円	32,458円
上士幌	478円	22,828円
定山溪	210円	20,100円
ニセコ	253円	37,544円
音別	141円	36,268円
空知太	208円	28,352円
喜茂別	108円	62,398円
京極	303円	40,594円
比布	262円	34,125円
伊達豊浦	378円	28,791円
絵鞆	329円	27,947円
登別	277円	30,823円
遠矢	203円	42,890円
女満別	281円	34,302円
熊石	194円	17,543円
瀬棚	204円	31,967円
中湧別	151円	16,864円
興部	97円	31,730円
えりも	361円	22,035円
西神楽	223円	63,917円
山部	173円	40,180円
大沼	250円	39,996円
江差乙部	321円	55,162円
久遠	148円	24,886円
仁木	390円	32,022円
妹背牛	280円	45,154円
深川沼田	282円	40,455円
幾寅	150円	41,149円
遠別	235円	32,202円
津別	282円	41,473円
小清水	270円	31,510円
訓子府	230円	43,495円
佐呂間	194円	33,903円
常呂	273円	25,445円
滝上	130円	20,683円
雄武	108円	26,813円
早来追分	304円	43,661円
平取	145円	47,401円
厚賀	211円	26,006円
あいの里	432円	144,805円
弟子屈	217円	37,289円
茶志内	123円	68,290円
日高町	150円	32,882円
稚内豊富	367円	22,682円
留辺蘂	221円	21,781円
朝里	389円	37,172円

石狩高岡	42円	54,617円
江差	149円	31,105円
旭岡	210円	50,155円
銭亀	71円	52,639円
羽幌	129円	22,967円
厚岸	133円	30,847円
北海道松前	799円	25,217円
鷗川	131円	20,833円
十勝清水	115円	29,844円
歌志内	39円	48,799円
花畔	193円	22,723円
松前福島	114円	23,236円
上の国	260円	42,830円
北檜山	185円	36,272円
古平	102円	46,732円
上砂川	100円	40,652円
上川	62円	20,085円
中富良野	193円	29,922円
増毛	106円	36,406円
早来	132円	23,847円
新冠	362円	21,957円
庶路	82円	24,723円
稀府	180円	23,114円
茂辺地	238円	29,763円
上士幌	402円	32,316円
定山溪	184円	19,588円
ニセコ	237円	59,648円
音別	134円	25,221円
空知太	172円	25,977円
喜茂別	99円	43,566円
京極	287円	37,172円
比布	240円	31,537円
伊達豊浦	342円	26,477円
絵鞆	264円	25,750円
登別	249円	29,111円
遠矢	178円	29,729円
女満別	256円	31,519円
熊石	182円	16,190円
瀬棚	191円	29,422円
中湧別	141円	16,097円
興部	82円	29,248円
えりも	345円	20,912円
西神楽	188円	41,641円
山部	154円	36,377円
大沼	237円	37,110円
江差乙部	305円	33,996円
久遠	135円	23,233円
仁木	370円	29,356円
妹背牛	242円	41,859円
深川沼田	265円	37,183円
幾寅	134円	35,476円
遠別	222円	29,850円
津別	254円	26,612円
小清水	246円	28,941円
訓子府	218円	41,352円
佐呂間	185円	31,089円
常呂	216円	23,398円
滝上	110円	19,014円
雄武	92円	24,659円
早来追分	281円	41,516円
平取	131円	31,254円
厚賀	194円	23,821円
あいの里	358円	134,358円
弟子屈	181円	33,926円
茶志内	96円	62,998円
日高町	135円	30,032円
稚内豊富	336円	61,935円
留辺蘂	168円	20,102円
朝里	336円	34,278円

銭函	540円	40,597円
オタモイ	198円	35,450円
岩見沢三笠	80円	20,839円
江部乙	66円	54,079円
音江	94円	25,282円
鷹別	306円	35,760円
登別東	234円	26,934円
七飯	320円	47,172円
南茅部	209円	13,184円
由仁	187円	62,976円
栗山長沼	166円	20,100円
新十津川	175円	54,247円
当麻	272円	30,936円
美深	50円	25,781円
北見枝幸	256円	28,533円
端野	564円	22,146円
虎杖浜	172円	72,142円
芽室	283円	41,544円
札内	331円	47,053円
阿寒	307円	25,685円
岩内前田	225円	85,244円
卯原内	152円	82,805円
生田原	95円	66,161円
登別温泉	199円	43,088円
夕張	249円	15,419円
花咲	126円	62,602円
有珠	139円	62,489円
栗沢	142円	56,011円
風連	134円	24,390円
広尾	79円	19,443円
霧多布	298円	64,423円
蘭島	146円	41,742円
月形	267円	54,846円
斜里	212円	25,360円
別海	285円	28,215円

青森

松森	673円	24,210円
沖館	561円	28,131円
青森荒川	507円	21,505円
野内	369円	27,284円
青森新城	203円	27,218円
四ツ石	286円	27,270円
東野内	303円	41,353円
弘前	364円	25,568円
弘前南	692円	15,141円
弘前城東	431円	34,491円
青森八戸	1,021円	43,631円
八戸高館	744円	15,255円
八戸港	465円	25,652円
是川	348円	19,247円
新尻内	674円	34,510円
八戸NW3棟	791円	35,067円
黒石	466円	17,946円
五所川原	343円	24,061円
十和田	347円	26,349円
八戸三沢	386円	28,668円
むつ	149円	23,402円
青森大湊	37円	13,379円
青森小湊	229円	37,468円
蟹田	118円	25,076円
鱒ヶ沢	467円	25,303円
浪岡	148円	17,510円
野辺地	271円	21,036円
七戸	142円	29,190円
六ヶ所	312円	85,507円
三戸	283円	14,585円
八戸階上	146円	28,737円
八戸大館	1,625円	32,634円
百石	296円	40,148円

銭函	229円	37,127円
オタモイ	167円	26,159円
岩見沢三笠	67円	20,386円
江部乙	59円	50,357円
音江	78円	23,145円
鷹別	285円	32,973円
登別東	210円	24,418円
七飯	317円	43,131円
南茅部	187円	11,401円
由仁	171円	43,734円
栗山長沼	156円	18,862円
新十津川	158円	36,648円
当麻	250円	28,481円
美深	43円	23,826円
北見枝幸	244円	26,593円
端野	515円	20,448円
虎杖浜	138円	56,579円
芽室	210円	34,161円
札内	295円	44,349円
阿寒	264円	23,612円
岩内前田	203円	78,446円
卯原内	125円	76,163円
生田原	79円	60,895円
登別温泉	165円	29,943円
夕張	192円	14,194円
花咲	100円	57,663円
有珠	123円	59,252円
栗沢	116円	53,413円
風連	121円	54,499円
広尾	77円	18,313円
霧多布	260円	69,357円
蘭島	110円	35,253円
月形	186円	46,193円
斜里	174円	22,035円
別海	230円	23,214円
和寒	222円	36,497円

青森

松森	546円	23,907円
沖館	476円	24,720円
青森荒川	423円	19,547円
野内	300円	27,055円
青森新城	173円	24,948円
四ツ石	424円	26,039円
東野内	251円	38,165円
弘前	317円	22,380円
弘前南	586円	14,123円
弘前城東	351円	30,977円
青森八戸	939円	40,861円
八戸高館	618円	14,190円
八戸港	380円	23,294円
是川	296円	17,777円
新尻内	548円	31,779円
八戸NW3棟	689円	31,132円
黒石	394円	16,403円
五所川原	318円	30,699円
十和田	274円	24,367円
八戸三沢	358円	27,093円
むつ	125円	24,082円
青森大湊	33円	12,676円
青森小湊	191円	36,456円
蟹田	105円	47,836円
鱒ヶ沢	379円	23,403円
浪岡	136円	16,939円
野辺地	227円	19,765円
七戸	134円	22,087円
六ヶ所	249円	79,135円
三戸	223円	13,056円
八戸階上	125円	26,099円
八戸大館	1,379円	29,617円
百石	254円	31,591円

八戸下田	159円	40,381円
青森大畑	170円	49,322円
木造	160円	20,136円
大浦	237円	88,881円
弘前藤崎	251円	24,881円
大鱈	189円	16,669円
板柳	223円	25,447円
金木	659円	24,736円
六戸	307円	41,542円
上北	159円	27,584円
五戸	159円	19,799円
今別	1,155円	30,955円
陸奥常盤	321円	62,041円
上市川	58円	24,279円
陸奥横浜	356円	24,613円
深浦	568円	41,261円
弘前森田	135円	25,350円
田舎館	162円	32,300円
乙供	183円	97,687円
天間林	102円	41,377円
田子	694円	35,337円
福地	428円	24,779円
北金ヶ沢	585円	46,005円
弘前新和	138円	33,729円
高杉	103円	46,890円
奥内	156円	19,555円
新平賀	345円	102,894円
八戸南郷	409円	23,368円
長橋	68円	38,332円
四和	132円	59,684円
陸奥蓬田	351円	56,987円
弘前柏	328円	40,225円
車力	241円	40,516円
小阿弥	116円	56,752円
弘前中里	234円	40,255円
市浦	184円	37,089円
青森白糠	252円	49,632円
上名久井	365円	37,201円
諏訪平	584円	33,869円
倉石	207円	33,743円
青森新郷	216円	32,860円
尾上	366円	43,913円
小泊	341円	41,243円
青森大間	389円	38,324円
近川駅前	112円	35,152円
千歳平	99円	44,016円
弘前石川	518円	28,845円
弘前鶴田	293円	33,691円
弘前梅沢	82円	34,259円
稲垣	223円	54,428円
名川	307円	36,342円
青森	317円	51,194円
浅虫	332円	32,607円
温湯	134円	30,713円
浜三沢	94円	18,478円
織笠	113円	42,101円
国吉	336円	43,539円
弘前相馬	455円	38,285円
目屋	173円	39,250円
岩手		
盛岡2	744円	40,865円
盛岡仙北	2,166円	17,787円
盛岡上田	482円	43,197円
青山第二	604円	47,039円
盛岡飯岡	685円	18,838円
宮古2	595円	58,221円
大船渡	337円	34,308円
岩手水沢	401円	30,296円

八戸下田	137円	36,820円
青森大畑	138円	83,604円
木造	146円	18,449円
大浦	195円	83,600円
弘前藤崎	207円	25,494円
大鱈	168円	32,814円
板柳	180円	15,575円
金木	514円	16,117円
六戸	253円	38,954円
上北	132円	25,197円
五戸	142円	18,205円
今別	1,035円	28,079円
陸奥常盤	267円	58,639円
上市川	51円	21,677円
陸奥横浜	290円	22,920円
深浦	438円	46,562円
弘前森田	112円	23,971円
田舎館	125円	76,195円
乙供	144円	91,565円
天間林	83円	38,101円
田子	520円	32,397円
福地	359円	22,012円
北金ヶ沢	460円	42,203円
弘前新和	109円	32,272円
高杉	83円	42,735円
奥内	128円	20,177円
新平賀	285円	96,270円
八戸南郷	327円	23,767円
長橋	45円	35,190円
四和	101円	58,767円
陸奥蓬田	266円	39,764円
弘前柏	298円	36,800円
車力	183円	37,248円
小阿弥	90円	43,131円
弘前中里	189円	36,676円
市浦	147円	34,029円
青森白糠	218円	45,559円
上名久井	304円	26,343円
諏訪平	480円	31,070円
倉石	173円	23,305円
青森新郷	183円	22,611円
尾上	299円	42,573円
小泊	284円	80,021円
青森大間	336円	35,087円
近川駅前	86円	26,368円
千歳平	80円	33,198円
弘前石川	419円	26,197円
弘前鶴田	239円	30,601円
弘前梅沢	64円	31,252円
稲垣	171円	48,393円
名川	256円	33,040円
青森	511円	50,370円
浅虫	267円	74,829円
温湯	106円	29,712円
浜三沢	80円	19,057円
織笠	94円	29,663円
国吉	265円	39,933円
弘前相馬	363円	36,257円
目屋	136円	56,119円
陸奥川内	516円	43,937円
佐井	224円	33,426円
盛岡2	746円	36,984円
盛岡仙北	2,053円	31,305円
盛岡上田	395円	48,222円
青山第二	456円	43,021円
盛岡飯岡	552円	38,141円
宮古2	528円	57,118円
大船渡	235円	106,616円
岩手水沢	341円	27,402円

花巻	476円	37,322円
新宮野目	644円	35,352円
北上	277円	28,398円
相去	529円	28,327円
久慈	384円	21,551円
遠野	338円	32,293円
一関	374円	28,297円
陸前高田	280円	17,746円
釜石	277円	72,544円
釜石上中島	513円	23,726円
江刺	228円	35,531円
二戸	346円	17,990円
新西根	264円	37,612円
千厩	388円	22,001円
宮古大野	347円	18,249円
盛岡太田	334円	28,915円
滝沢	347円	47,539円
藤根	236円	21,386円
赤荻	770円	35,444円
紫波	467円	46,231円
矢巾	711円	50,861円
広瀬	132円	18,922円
盛岡乙部	237円	41,763円
江釣子	205円	35,017円
雫石	255円	28,556円
岩手	482円	21,865円
石鳥谷	218円	15,014円
水沢西根	353円	30,244円
新平泉	354円	84,662円
岩泉	458円	22,490円
小鳥谷	477円	107,165円
摺沢	403円	24,969円
岩手川崎	307円	47,982円
水沢東山	226円	47,222円
津軽石	264円	139,602円
萩荘	448円	20,283円
花巻温泉	286円	21,999円
宮古山田	358円	100,886円
鶴住居	127円	164,626円
種市	592円	56,553円
釜石広田	228円	23,111円
金田一	431円	21,852円
渋民	365円	25,318円
好摩	663円	70,392円
水沢小山	334円	75,817円
胆沢	100円	16,870円
軽米	958円	27,334円
豊間根	412円	11,638円
住田	327円	18,181円
細浦	72円	154,814円
田老	141円	174,201円
岩手上郷	363円	22,979円
釜石平田	316円	39,567円
六原	155円	33,176円
三陸	353円	196,227円
綾里	409円	19,413円
宮古小川	235円	53,965円
普代	491円	22,930円
宮古八木	387円	28,789円
湯口	233円	87,324円
和賀	181円	45,361円
滝沢駅前	381円	38,896円
大槌	331円	130,617円
一戸	324円	13,523円
伊手	174円	80,537円
上平沢	196円	39,878円
盛岡東和	217円	21,876円
九戸	430円	25,071円
唐丹	599円	8,950円

花巻	314円	35,380円
新宮野目	528円	34,056円
北上	229円	26,133円
相去	412円	29,297円
久慈	320円	30,032円
遠野	297円	30,184円
一関	348円	23,962円
陸前高田	383円	18,120円
釜石	315円	73,879円
釜石上中島	462円	23,720円
江刺	193円	49,739円
二戸	309円	24,388円
新西根	229円	45,128円
千厩	336円	22,008円
宮古大野	318円	17,126円
盛岡太田	254円	36,456円
滝沢	303円	47,684円
藤根	205円	29,004円
赤荻	674円	35,196円
紫波	456円	68,641円
矢巾	679円	39,362円
広瀬	108円	19,118円
盛岡乙部	205円	40,437円
江釣子	181円	32,209円
雫石	234円	25,592円
岩手	376円	20,454円
石鳥谷	190円	14,242円
水沢西根	309円	32,353円
新平泉	300円	91,612円
岩泉	427円	23,888円
小鳥谷	399円	70,198円
摺沢	331円	23,188円
岩手川崎	248円	44,221円
水沢東山	202円	70,817円
津軽石	195円	139,523円
萩荘	387円	20,408円
花巻温泉	234円	19,711円
宮古山田	255円	106,310円
鶴住居	62円	168,208円
種市	512円	55,269円
釜石広田	209円	60,389円
金田一	354円	45,000円
渋民	308円	22,054円
好摩	582円	42,018円
水沢小山	277円	39,448円
胆沢	71円	15,728円
軽米	823円	54,310円
豊間根	373円	11,835円
住田	301円	13,689円
細浦	214円	150,276円
田老	15円	156,788円
岩手上郷	279円	22,031円
釜石平田	299円	36,266円
六原	133円	22,460円
三陸	245円	186,356円
綾里	342円	18,799円
宮古小川	194円	50,077円
普代	408円	23,046円
宮古八木	339円	23,017円
湯口	191円	57,667円
和賀	160円	40,530円
滝沢駅前	311円	50,935円
大槌	228円	109,751円
一戸	267円	34,021円
伊手	144円	50,863円
上平沢	166円	31,648円
盛岡東和	196円	29,096円
九戸	348円	23,036円
唐丹	522円	9,891円

	小本	195円	30,750円
	姉体	108円	34,728円
	二子	184円	27,089円
	水沢飯豊	128円	44,687円
	盛岡西山	136円	70,929円
	葛巻	490円	40,911円
	平館	198円	52,723円
	東八幡平	354円	45,635円
	大迫	387円	26,422円
	金ヶ崎	301円	19,890円
	前沢	338円	25,100円
	衣川	266円	16,845円
	花泉	765円	28,431円
	宮守	501円	64,830円
	安代	457円	57,803円
	田山	285円	45,809円
	湯田	164円	35,836円
	室根	242円	21,578円
	宮古新里	365円	24,841円
	浄法寺	651円	59,233円
	岩手大東	282円	15,452円
	水沢藤沢	387円	35,046円
	田野畑	267円	66,995円
宮城	仙台青葉通	1,835円	37,453円
	仙台長町	1,422円	44,184円
	台原	524円	27,102円
	愛子	585円	53,428円
	岩切	564円	24,340円
	仙台大砂	1,021円	22,288円
	鶴ヶ谷	536円	82,678円
	苦竹料金	916円	43,065円
	榴ヶ岡	849円	48,165円
	南小泉	1,074円	11,101円
	荒井	854円	31,053円
	仙台中田	653円	22,065円
	西多賀	568円	16,429円
	仙台泉	1,312円	50,766円
	野村	784円	28,339円
	泉ヶ岳	149円	79,834円
	門脇	223円	61,788円
	塩釜	287円	21,938円
	古川	351円	21,651円
	気仙沼	218円	22,231円
	仙南白石	249円	34,835円
	名取	495円	24,040円
	岩沼桜	573円	24,413円
	仙南	278円	35,114円
	村田	309円	21,619円
	仙南船岡	829円	94,265円
	利府	644円	81,699円
	富谷	350円	36,609円
	明石交換所	535円	90,298円
	築館源光	331円	32,462円
	迫	222円	39,388円
	宮城河北	201円	21,001円
	矢本	801円	56,027円
	八木山	1,922円	28,196円
	多賀城	929円	42,264円
	仙台松島	193円	35,464円
	七ヶ浜	339円	292,529円
	栗駒	240円	15,466円
	折立	332円	35,571円
	三本木	271円	66,644円
	仙台中山	1,108円	30,183円
	大衡	257円	43,033円
	中新田	308円	22,437円
	亘理	388円	56,114円
	石越	230円	19,099円

	小本	159円	29,971円
	姉体	98円	31,945円
	二子	156円	27,496円
	水沢飯豊	107円	40,956円
	盛岡西山	112円	65,214円
	葛巻	370円	80,633円
	平館	175円	48,714円
	東八幡平	295円	39,944円
	大迫	331円	24,270円
	金ヶ崎	284円	31,893円
	前沢	309円	31,755円
	衣川	238円	15,740円
	花泉	632円	26,100円
	宮守	439円	41,069円
	安代	383円	53,204円
	田山	240円	41,954円
	湯田	132円	33,060円
	室根	187円	19,394円
	宮古新里	316円	24,582円
	浄法寺	545円	50,001円
	岩手大東	264円	14,235円
	水沢藤沢	330円	49,170円
	田野畑	230円	40,623円
	宮古川井	264円	38,764円
宮城	仙台青葉通	2,887円	45,535円
	仙台長町	1,189円	43,678円
	台原	504円	35,560円
	愛子	594円	39,670円
	岩切	570円	40,823円
	仙台大砂	1,125円	20,661円
	鶴ヶ谷	524円	79,786円
	苦竹料金	749円	41,431円
	榴ヶ岡	901円	44,016円
	南小泉	1,216円	9,797円
	荒井	818円	28,661円
	仙台中田	628円	20,364円
	西多賀	534円	15,122円
	仙台泉	1,151円	47,749円
	野村	673円	31,387円
	泉ヶ岳	124円	74,582円
	門脇	166円	58,667円
	塩釜	286円	19,362円
	古川	357円	21,552円
	気仙沼	187円	24,674円
	仙南白石	201円	34,301円
	名取	500円	21,873円
	岩沼桜	582円	22,505円
	仙南	248円	36,568円
	村田	287円	56,932円
	仙南船岡	711円	98,798円
	利府	678円	77,247円
	富谷	309円	66,723円
	明石交換所	434円	84,512円
	築館源光	287円	29,381円
	迫	213円	41,539円
	宮城河北	181円	19,822円
	矢本	701円	51,882円
	八木山	2,210円	26,004円
	多賀城	873円	38,960円
	仙台松島	194円	33,179円
	七ヶ浜	240円	280,011円
	栗駒	219円	13,709円
	折立	366円	33,614円
	三本木	241円	53,613円
	仙台中山	1,060円	28,366円
	大衡	222円	40,694円
	中新田	266円	49,723円
	亘理	439円	42,597円
	石越	197円	17,857円

	歌津	590円	222,867円
	角田	217円	34,360円
	鹿島台	334円	27,386円
	生出	232円	18,262円
	仙台今泉	532円	48,832円
	仙南槻木	459円	36,799円
	第2高館	296円	98,345円
	古川中田	337円	18,790円
	古川南郷	223円	31,452円
	若柳	211円	22,093円
	渡波	375円	105,594円
	西古川	252円	41,955円
	石巻階上	341円	33,695円
	関上	164円	12,849円
	丸森	299円	24,842円
	坂元	120円	48,774円
	山下	336円	30,875円
	大郷	160円	22,309円
	古川小野田	358円	20,647円
	古川松山	445円	44,555円
	岩出山	240円	22,319円
	涌谷	227円	35,610円
	箕岳	206円	23,302円
	田尻	554円	16,979円
	小牛田	379円	29,999円
	北浦駅前	126円	29,299円
	寺崎	235円	18,538円
	女川	154円	365,036円
	志津川	508円	100,409円
	本吉	507円	31,230円
	唐桑	431円	417,982円
	荒谷	358円	27,447円
	芋沢	217円	66,054円
	円田	169円	38,317円
	色麻	277円	30,466円
	古川鳴子	253円	26,423円
	一迫	496円	19,819円
	登米	249円	50,869円
	古川南方	426円	32,433円
	広淵	224円	23,511円
	野蒜	83円	48,924円
	遠刈田	219円	22,749円
	高清水	598円	15,778円
	金成	174円	38,721円
	仙南北郷	152円	38,292円
	古川宮崎	368円	16,459円
	瀬峰	543円	17,815円
	鶯沢	107円	21,246円
	米谷	150円	69,118円
	宮城河南	389円	20,030円
	鳴瀬	240円	49,292円
	作並	168円	29,125円
	仙南川崎	286円	17,044円
	仙南大内	256円	20,934円
	牡鹿	240円	352,165円
	石巻津山	142円	36,774円
	古川新田	236円	22,039円
	古川米山	335円	14,245円
	石巻雄勝	93円	381,589円
	石巻大島	248円	30,001円
秋田	新棟秋田	389円	50,165円
	秋田大町	122円	34,278円
	土崎	308円	21,901円
	秋田仁井田	421円	29,973円
	能代	72円	15,874円
	東能代	258円	28,277円
	横手	205円	31,987円
	秋田大館	302円	25,084円
	十二所	83円	29,106円

	歌津	442円	187,461円
	角田	194円	63,338円
	鹿島台	298円	22,190円
	生出	206円	15,727円
	仙台今泉	512円	45,512円
	仙南槻木	416円	33,389円
	第2高館	275円	90,973円
	古川中田	300円	16,541円
	古川南郷	205円	30,090円
	若柳	196円	48,818円
	渡波	273円	114,268円
	西古川	222円	96,225円
	石巻階上	318円	31,186円
	関上	102円	11,730円
	丸森	259円	64,472円
	坂元	154円	46,063円
	山下	299円	35,179円
	大郷	147円	20,827円
	古川小野田	298円	19,153円
	古川松山	415円	37,352円
	岩出山	210円	21,271円
	涌谷	192円	46,453円
	箕岳	183円	22,923円
	田尻	487円	15,628円
	小牛田	324円	32,277円
	北浦駅前	119円	27,716円
	寺崎	224円	16,981円
	女川	178円	93,422円
	志津川	343円	93,659円
	本吉	480円	28,406円
	唐桑	287円	395,049円
	荒谷	302円	25,287円
	芋沢	173円	61,923円
	円田	144円	48,974円
	色麻	226円	45,663円
	古川鳴子	213円	46,391円
	一迫	431円	19,572円
	登米	235円	88,202円
	古川南方	362円	31,036円
	広淵	204円	22,805円
	野蒜	45円	44,044円
	遠刈田	180円	19,938円
	高清水	519円	14,407円
	金成	158円	35,658円
	仙南北郷	139円	34,487円
	古川宮崎	307円	16,547円
	瀬峰	454円	17,666円
	鶯沢	89円	18,379円
	米谷	127円	64,451円
	宮城河南	347円	17,050円
	鳴瀬	232円	49,625円
	作並	152円	25,939円
	仙南川崎	250円	32,635円
	仙南大内	213円	19,001円
	牡鹿	212円	361,860円
	石巻津山	124円	33,856円
	古川新田	198円	20,718円
	古川米山	286円	12,410円
	石巻雄勝	54円	363,204円
	石巻大島	230円	27,429円
秋田	新棟秋田	359円	46,507円
	秋田大町	113円	32,398円
	土崎	281円	20,936円
	秋田仁井田	370円	27,963円
	能代	58円	14,604円
	東能代	234円	25,398円
	横手	190円	28,869円
	秋田大館	260円	22,073円
	十二所	70円	26,905円

秋田本荘	219円	30,700円
男鹿	155円	22,147円
秋田湯沢	85円	23,317円
大曲	226円	38,148円
鹿角	205円	19,595円
大館鷹巣	101円	21,805円
五城目	279円	30,116円
秋田追分	288円	28,764円
天王	382円	30,214円
秋田大湯	386円	47,749円
仁賀保	230円	34,729円
象潟	339円	22,818円
横手神岡	147円	40,174円
角館	237円	30,929円
西馬音内	473円	23,315円
東成瀬	156円	61,832円
外旭川	373円	31,205円
釈迦内	131円	32,881円
太平	173円	54,198円
下浜	109円	33,099円
角間川	190円	75,568円
内小友	138円	88,323円
比内	327円	18,161円
合川	47円	25,958円
八郎潟	275円	32,281円
横手六郷	197円	26,324円
森岳	502円	52,890円
由利	170円	28,349円
稲川	479円	39,452円
横手雄勝	508円	40,476円
八竜	357円	20,382円
琴丘	159円	21,257円
刈和野	219円	51,671円
中仙	269円	33,763円
小坂	238円	30,357円
東由利	237円	30,586円
秋田太田	268円	43,239円
千畑	174円	37,696円
秋田井川	469円	39,071円
飯田川	257円	16,742円
若美	239円	32,047円
二ツ井	240円	32,108円
花岡	114円	29,839円
雄和	258円	49,023円
上小阿仁	223円	45,175円
八森	227円	29,732円
沢目	100円	51,285円
田沢湖	251円	41,696円
米内沢	208円	30,647円
秋田船越	230円	33,897円
秋田河辺	309円	19,422円
矢島	218円	11,226円
秋田北浦	115円	45,696円
金浦	463円	29,652円
八幡平	178円	41,399円
阿仁	222円	42,357円
横手神代	329円	62,923円
秋田脇本	74円	44,242円
由利院内	548円	49,972円
平鹿	149円	20,432円
雄物川	328円	28,930円
西目	488円	27,055円
増田	203円	46,471円
横手大森	404円	73,363円
秋田大内	329円	31,341円
秋田鳥海	211円	46,282円
西明寺	360円	47,125円
横手山内	477円	43,501円
須川	119円	47,244円

秋田本荘	200円	28,189円
男鹿	119円	20,902円
秋田湯沢	43円	28,816円
大曲	173円	42,412円
鹿角	187円	18,164円
大館鷹巣	104円	20,951円
五城目	225円	30,849円
秋田追分	210円	25,452円
天王	304円	26,861円
秋田大湯	372円	43,082円
仁賀保	194円	30,536円
象潟	283円	20,520円
横手神岡	131円	32,852円
角館	213円	30,699円
西馬音内	390円	21,290円
東成瀬	136円	57,904円
外旭川	305円	28,587円
釈迦内	112円	32,147円
太平	141円	49,754円
下浜	90円	27,339円
角間川	167円	70,696円
内小友	119円	66,295円
比内	289円	16,697円
合川	42円	56,140円
八郎潟	237円	28,663円
横手六郷	162円	24,261円
森岳	240円	40,219円
由利	148円	27,351円
稲川	395円	36,402円
横手雄勝	416円	37,126円
八竜	185円	18,681円
琴丘	152円	19,590円
刈和野	193円	42,300円
中仙	227円	31,234円
小坂	205円	28,049円
東由利	193円	27,061円
秋田太田	229円	40,012円
千畑	155円	34,743円
秋田井川	402円	34,750円
飯田川	147円	16,632円
若美	203円	28,386円
二ツ井	193円	31,315円
花岡	96円	27,513円
雄和	215円	44,674円
上小阿仁	201円	35,383円
八森	187円	25,906円
沢目	115円	48,791円
田沢湖	203円	38,771円
米内沢	188円	29,223円
秋田船越	194円	30,241円
秋田河辺	279円	17,244円
矢島	188円	10,359円
秋田北浦	95円	41,067円
金浦	379円	26,292円
八幡平	149円	38,234円
阿仁	186円	32,639円
横手神代	276円	52,994円
秋田脇本	62円	39,552円
由利院内	440円	44,657円
平鹿	117円	18,691円
雄物川	271円	26,601円
西目	427円	23,969円
増田	176円	42,752円
横手大森	330円	46,825円
秋田大内	297円	38,463円
秋田鳥海	173円	35,719円
西明寺	297円	43,428円
横手山内	382円	40,190円
須川	98円	37,430円

	横手十文字	308円	17,180円
	横手金沢	263円	45,649円
	大館大湯	139円	24,192円
	十和田南	180円	34,284円
	早口	252円	27,456円
	秋田道川	237円	32,388円
	秋田協和	330円	57,722円
	横手仙北	261円	27,673円
	後三年	291円	59,795円
	五里合	147円	42,380円
	藤里	203円	85,258円
	大雄	345円	46,059円
	外小友	228円	50,060円
山形	山形	469円	37,119円
	山形金井	508円	24,224円
	山形十文字	288円	26,330円
	今塚	1,087円	55,881円
	あかねヶ丘	788円	31,589円
	米沢	374円	33,117円
	米沢窪田	238円	27,834円
	八幡原	127円	46,602円
	鶴岡	354円	22,189円
	酒田2	393円	29,424円
	酒田緑ヶ丘	425円	32,210円
	酒田高砂	234円	30,834円
	新庄	484円	22,399円
	寒河江	450円	26,777円
	山形上山	317円	16,664円
	村山	217円	30,754円
	長井	160円	22,830円
	天童	383円	19,906円
	高橋	514円	17,038円
	神町	476円	24,909円
	東根	347円	18,069円
	尾花沢	377円	33,831円
	南陽	199円	17,715円
	河北	197円	28,292円
	山形朝日	285円	22,332円
	白鷹	212円	24,937円
	余目	151円	22,597円
	藤島	229円	65,654円
	酒田三川	207円	74,125円
	温海	541円	43,149円
	山形小国	247円	59,606円
	庄内朝日機械	190円	62,877円
	山形川西	270円	36,710円
	酒田水沢	153円	49,365円
	袖浦	160円	15,966円
	山形大江	421円	49,661円
	山辺	463円	15,451円
	山形中山	449円	27,340円
	南原	125円	34,993円
	宮内	242円	25,125円
	高島	345円	35,666円
	櫛引	167円	42,506円
	白岩	425円	23,385円
	山形西川	141円	46,642円
	糠野目	257円	47,488円
	米沢飯豊	248円	33,814円
	酒田羽黒	281円	96,489円
	本道寺	101円	131,025円
	山形平田	314円	33,190円
	酒田立川	298円	36,651円
	酒田松山	282円	42,237円
	酒田三瀬	119円	34,428円
	山形金山	44円	39,631円
	真室川	257円	41,181円
	中和田	251円	21,127円
	鼠ヶ関	193円	23,304円

	横手十文字	253円	15,807円
	横手金沢	212円	43,346円
	大館大湯	124円	22,100円
	十和田南	166円	31,583円
	早口	221円	27,286円
	秋田道川	205円	28,592円
	秋田協和	265円	52,325円
	横手仙北	218円	25,532円
	後三年	231円	48,354円
	五里合	121円	38,479円
	藤里	182円	74,649円
	大雄	284円	42,772円
	外小友	182円	42,488円
山形	山形	423円	35,939円
	山形金井	459円	21,732円
	山形十文字	254円	24,585円
	今塚	995円	37,079円
	あかねヶ丘	699円	41,302円
	米沢	325円	30,577円
	米沢窪田	217円	25,795円
	八幡原	99円	55,751円
	鶴岡	323円	19,928円
	酒田2	369円	28,467円
	酒田緑ヶ丘	374円	29,618円
	酒田高砂	183円	26,458円
	新庄	431円	25,696円
	寒河江	402円	51,172円
	山形上山	287円	14,335円
	村山	198円	33,741円
	長井	153円	22,488円
	天童	362円	40,577円
	高橋	452円	15,887円
	神町	430円	23,872円
	東根	313円	16,687円
	尾花沢	348円	31,119円
	南陽	186円	15,909円
	河北	180円	26,399円
	山形朝日	244円	20,722円
	白鷹	197円	22,949円
	余目	133円	15,874円
	藤島	211円	62,542円
	酒田三川	196円	42,321円
	温海	505円	40,120円
	山形小国	218円	43,638円
	庄内朝日機械	157円	58,564円
	山形川西	258円	33,911円
	酒田水沢	126円	45,378円
	袖浦	136円	14,318円
	山形大江	373円	45,704円
	山辺	418円	14,364円
	山形中山	351円	24,999円
	南原	109円	32,163円
	宮内	226円	22,563円
	高島	315円	35,921円
	櫛引	154円	39,769円
	白岩	373円	22,940円
	山形西川	134円	42,933円
	糠野目	258円	43,878円
	米沢飯豊	200円	34,481円
	酒田羽黒	247円	58,869円
	本道寺	83円	119,493円
	山形平田	288円	26,592円
	酒田立川	253円	37,111円
	酒田松山	254円	42,358円
	酒田三瀬	102円	31,962円
	山形金山	39円	36,628円
	真室川	236円	37,982円
	中和田	208円	19,804円
	鼠ヶ関	155円	23,040円

	蔵王	201円	56,814円
	酒田大山	315円	19,837円
	湯野浜	382円	103,028円
	本楯	177円	44,124円
	泉田	136円	48,066円
	村山大久保	321円	48,654円
	山形白鳥	337円	57,502円
	山形東郷	205円	85,004円
	福原	157円	57,677円
	大石田	200円	55,628円
	鮭川	198円	43,158円
	古口	193円	54,355円
	遊佐	296円	26,559円
	吹浦	89円	49,041円
	酒田八幡	35円	42,730円
	舟形	259円	38,482円
	須田板	239円	48,269円
	山形玉野	133円	49,523円
	清水	151円	58,704円
福島	福島	371円	57,904円
	福島清水	606円	31,480円
	福島佐倉	395円	23,321円
	瀬上	425円	21,927円
	福島大森	425円	29,475円
	蓬萊	365円	30,798円
	飯坂	273円	31,816円
	福島花園	750円	39,623円
	会津若松	501円	27,099円
	東栄町分局	876円	23,708円
	福島郡山	1,291円	30,309円
	郡山芳賀	566円	36,338円
	笹川	633円	29,282円
	日和田	158円	47,350円
	喜久田	237円	42,139円
	大槻	610円	23,228円
	郡山守山	75円	61,332円
	磐梯熱海	151円	74,201円
	いわき	414円	39,702円
	小名浜	373円	37,216円
	勿来	234円	52,459円
	内郷	544円	17,308円
	好間	556円	67,497円
	草野	292円	14,720円
	いわき常磐	291円	24,775円
	四倉	424円	33,276円
	いわき若葉台	1,426円	27,933円
	いわき泉	506円	23,959円
	いわき玉川	324円	25,175円
	いわき窪田	447円	31,492円
	白河	275円	43,230円
	福島原町	373円	28,862円
	郡山須賀川	401円	44,421円
	喜多方	412円	15,263円
	福島相馬	639円	21,029円
	二本松	318円	25,994円
	福島藤田	273円	34,854円
	二本松本宮	268円	17,597円
	田島	387円	29,842円
	猪苗代	341円	33,203円
	会津若松坂下	388円	42,128円
	郡山西郷	353円	36,486円
	郡山石川	369円	32,864円
	三春	271円	19,873円
	磐城富岡	536円	20,775円
	浪江	577円	29,683円
	会津山口	430円	28,255円
	会津若松広田	208円	28,914円
	福島梁川	397円	41,063円
	保原	397円	24,126円

	蔵王	191円	53,042円
	酒田大山	282円	19,106円
	湯野浜	308円	83,605円
	本楯	153円	44,044円
	泉田	118円	44,258円
	村山大久保	278円	39,160円
	山形白鳥	288円	43,681円
	山形東郷	165円	79,423円
	福原	140円	45,621円
	大石田	186円	51,340円
	鮭川	174円	39,605円
	古口	172円	41,468円
	遊佐	256円	25,961円
	吹浦	77円	45,332円
	酒田八幡	38円	42,937円
	舟形	237円	35,369円
	須田板	206円	44,281円
	山形玉野	117円	39,573円
	清水	135円	44,461円
福島	福島	346円	53,449円
	福島清水	567円	28,780円
	福島佐倉	392円	22,858円
	瀬上	418円	21,301円
	福島大森	408円	27,614円
	蓬萊	324円	28,225円
	飯坂	254円	28,775円
	福島花園	625円	34,644円
	会津若松	461円	25,047円
	東栄町分局	743円	25,699円
	福島郡山	1,266円	29,503円
	郡山芳賀	594円	51,566円
	笹川	594円	26,068円
	日和田	144円	43,627円
	喜久田	306円	54,093円
	大槻	581円	24,479円
	郡山守山	68円	52,470円
	磐梯熱海	135円	60,307円
	いわき	418円	38,921円
	小名浜	346円	32,141円
	勿来	227円	36,050円
	内郷	459円	16,757円
	好間	512円	65,732円
	草野	355円	13,366円
	いわき常磐	271円	22,853円
	四倉	390円	63,604円
	いわき若葉台	1,238円	25,839円
	いわき泉	461円	22,569円
	いわき玉川	340円	23,333円
	いわき窪田	429円	29,087円
	白河	274円	48,340円
	福島原町	308円	26,267円
	郡山須賀川	337円	38,785円
	喜多方	341円	14,772円
	福島相馬	578円	24,295円
	二本松	301円	25,030円
	福島藤田	258円	33,457円
	二本松本宮	243円	15,984円
	田島	358円	27,171円
	猪苗代	303円	54,409円
	会津若松坂下	373円	28,159円
	郡山西郷	319円	33,588円
	郡山石川	345円	31,456円
	三春	247円	20,814円
	磐城富岡	519円	18,609円
	浪江	561円	27,586円
	会津山口	385円	30,200円
	会津若松広田	181円	39,369円
	福島梁川	361円	38,050円
	保原	375円	21,186円

江名	323円	38,555円
福島川俣	250円	28,011円
塙	561円	30,835円
新地	479円	47,477円
小高	399円	41,911円
福島伊達	408円	82,321円
桑折	375円	26,721円
福島松川	214円	32,446円
鏡石	206円	17,297円
塩川	463円	51,068円
棚倉	346円	19,388円
郡山浅川	235円	33,456円
福島鹿島	394円	33,552円
柳津	104円	27,947円
飯野	269円	41,785円
磐梯	233円	78,190円
霊山	226円	58,428円
橋本	203円	26,857円
泉崎	212円	30,552円
大玉	254円	32,342円
大林	470円	42,579円
表郷	157円	44,799円
郡山中島	148円	16,329円
湖南	168円	52,303円
白沢	171円	31,251円
多田野	122円	34,531円
古殿	257円	37,801円
西会津	134円	43,220円
北会津	153円	27,308円
新鶴	310円	53,098円
いわき広野	327円	23,990円
久ノ浜	190円	60,736円
船引	353円	18,020円
鮫川	213円	16,428円
福島東和	329円	43,694円
郡山岩瀬	319円	38,599円
川桁	129円	22,538円
柳橋	222円	47,091円
岩代	112円	25,942円
郡山長沼	257円	43,485円
会津若松下郷	362円	29,221円
熱塩	236円	36,847円
山都	212円	29,335円
郡山東	124円	17,947円
大信	214円	56,758円
都路	155円	16,743円
常葉	149円	24,199円
榑葉	401円	21,874円
庭坂	355円	23,633円
沼之内	335円	78,837円
いわき小川	279円	38,611円
上遠野	442円	23,745円
小作田	298円	23,738円
原釜	219円	41,022円
裏磐梯	1,681円	42,506円
会津高田	402円	32,463円
会津本郷	253円	23,789円
郡山玉川	251円	22,685円
小野新町	334円	75,452円
大熊	348円	26,987円
いわき双葉	278円	38,993円
飯舘	339円	26,676円
天栄	344円	36,639円
只見	423円	40,781円
会津若松吾妻	121円	150,284円
矢祭	454円	24,510円
滝根	187円	28,675円
大越	238円	77,646円
郡山七郷	272円	24,107円

江名	282円	37,673円
福島川俣	229円	24,647円
塙	527円	28,433円
新地	432円	46,183円
小高	388円	40,245円
福島伊達	377円	87,857円
桑折	351円	24,864円
福島松川	206円	31,324円
鏡石	204円	16,173円
塩川	417円	46,945円
棚倉	295円	18,139円
郡山浅川	205円	32,687円
福島鹿島	355円	31,734円
柳津	87円	30,014円
飯野	253円	39,924円
磐梯	205円	50,961円
霊山	205円	59,222円
橋本	199円	25,891円
泉崎	193円	27,585円
大玉	225円	30,894円
大林	379円	39,279円
表郷	141円	41,713円
郡山中島	128円	51,063円
湖南	139円	47,940円
白沢	150円	30,401円
多田野	110円	22,587円
古殿	238円	34,891円
西会津	120円	30,096円
北会津	137円	25,194円
新鶴	274円	48,782円
いわき広野	54円	22,666円
久ノ浜	140円	58,099円
船引	338円	16,857円
鮫川	177円	14,767円
福島東和	293円	38,517円
郡山岩瀬	289円	36,793円
川桁	113円	22,236円
柳橋	191円	33,540円
岩代	104円	22,673円
郡山長沼	223円	39,906円
会津若松下郷	318円	26,977円
熱塩	194円	76,004円
山都	186円	26,968円
郡山東	112円	33,918円
大信	190円	52,935円
都路	116円	14,847円
常葉	150円	24,080円
榑葉	368円	29,497円
庭坂	262円	23,488円
沼之内	312円	46,403円
いわき小川	248円	36,472円
上遠野	381円	23,584円
小作田	276円	22,486円
原釜	199円	37,927円
裏磐梯	1,257円	38,999円
会津高田	352円	79,579円
会津本郷	235円	21,874円
郡山玉川	225円	22,378円
小野新町	316円	71,499円
大熊	373円	25,681円
いわき双葉	270円	36,187円
飯舘	316円	26,295円
天栄	293円	33,518円
只見	353円	37,607円
会津若松吾妻	102円	148,482円
矢祭	401円	23,160円
滝根	173円	27,281円
大越	209円	73,269円
郡山七郷	239円	21,497円

茨城	移	231円	58,895円
	水戸大町	715円	50,076円
	茨城赤塚	643円	48,144円
	水戸吉田	503円	20,193円
	千波	772円	22,522円
	多賀	409円	29,478円
	久慈浜	256円	20,099円
	日立別館	152円	28,675円
	茨城日高	489円	45,021円
	土浦	295円	48,899円
	荒川沖	484円	22,018円
	神立	268円	19,356円
	石岡国府	467円	32,486円
	下館別館	489円	28,167円
	下館川島	412円	15,264円
	結城	400円	25,143円
	結城南	308円	25,158円
	竜ヶ崎	103円	42,698円
	土浦佐貫	58円	29,208円
	那珂湊	489円	24,938円
	阿字ヶ浦	639円	25,683円
	下妻	380円	54,391円
	水海道菅生	606円	19,405円
	水海道別	850円	68,759円
	茨城勝田	442円	37,027円
	高萩	250円	29,283円
	北茨城	351円	29,450円
	取手	620円	28,270円
	茨城岩井	206円	33,287円
	土浦牛久	849円	29,280円
	つくば	1,425円	48,020円
	大穂	875円	24,549円
	桜	305円	26,848円
	つくば北	191円	33,437円
	筑波山	529円	20,330円
	吉沼	171円	27,354円
	筑波谷田部	477円	32,183円
	土浦豊里	551円	32,278円
	大洗	583円	20,404円
	友部	450円	54,682円
	茨城東海	560円	27,256円
	那珂	410円	9,517円
	常陸大宮	424円	40,768円
	金砂郷	199円	15,447円
	十王	357円	23,431円
	常陸鹿島	1,061円	32,244円
	神栖	902円	28,416円
茨城萩原	439円	25,296円	
潮来延方	406円	20,789円	
美浦	274円	26,367円	
谷和原	534円	71,748円	
守谷清水	975円	38,889円	
古河2	647円	17,548円	
古河旭	1,549円	12,929円	
総和2	374円	58,095円	
古河南	408円	11,250円	
茨城境	501円	31,263円	
石岡東	550円	67,414円	
石岡	1,029円	57,006円	
常陸太田別館	394円	32,427円	
羽鳥	336円	18,450円	
千葉若松	235円	33,767円	
矢田部	296円	32,131円	
阿見	378円	15,258円	
高場	424円	30,756円	
笠間	450円	21,285円	
稲戸井	657円	24,862円	
茨城	330円	48,795円	
茨城岩瀬	323円	32,706円	

茨城	移	200円	32,010円
	水戸大町	645円	47,092円
	茨城赤塚	581円	46,663円
	水戸吉田	432円	17,837円
	千波	637円	21,525円
	多賀	384円	27,183円
	久慈浜	242円	17,878円
	日立別館	149円	27,801円
	茨城日高	463円	43,146円
	土浦	261円	42,828円
	荒川沖	464円	21,761円
	神立	251円	17,341円
	石岡国府	429円	30,708円
	下館別館	443円	26,066円
	下館川島	368円	14,441円
	結城	434円	23,342円
	結城南	255円	23,306円
	竜ヶ崎	166円	38,975円
	土浦佐貫	54円	27,275円
	那珂湊	405円	22,728円
	阿字ヶ浦	544円	23,869円
	下妻	375円	51,337円
	水海道菅生	534円	20,133円
	水海道別	702円	64,281円
	茨城勝田	397円	34,937円
	高萩	228円	26,241円
	北茨城	272円	26,785円
	取手	402円	24,638円
	茨城岩井	196円	29,590円
	土浦牛久	792円	26,921円
	つくば	1,349円	43,788円
	大穂	786円	22,380円
	桜	257円	24,844円
	つくば北	174円	28,452円
	筑波山	445円	30,924円
	吉沼	140円	20,945円
	筑波谷田部	457円	24,444円
	土浦豊里	460円	30,237円
	大洗	520円	18,805円
	友部	391円	48,145円
	茨城東海	547円	24,756円
	那珂	385円	9,084円
	常陸大宮	387円	37,654円
	金砂郷	185円	16,011円
	十王	355円	21,986円
	常陸鹿島	843円	32,954円
	神栖	725円	30,259円
茨城萩原	353円	23,628円	
潮来延方	415円	19,458円	
美浦	244円	25,140円	
谷和原	567円	65,074円	
守谷清水	828円	35,986円	
古河2	636円	5,260円	
古河旭	1,394円	11,771円	
総和2	345円	53,504円	
古河南	388円	52,172円	
茨城境	440円	28,734円	
石岡東	467円	69,505円	
石岡	803円	56,013円	
常陸太田別館	355円	40,431円	
羽鳥	297円	23,097円	
千葉若松	182円	31,284円	
矢田部	257円	29,711円	
阿見	360円	13,148円	
高場	405円	56,100円	
笠間	425円	19,943円	
稲戸井	599円	22,590円	
茨城	308円	53,451円	
茨城岩瀬	295円	24,137円	

大子	437円	38,874円
鉾田	346円	27,198円
江戸崎	218円	17,051円
伊奈	511円	60,048円
藤代蔵前	624円	41,641円
奥野	198円	23,144円
牛堀	636円	29,636円
阿見南	159円	5,238円
茨城東	84円	16,108円
総和	374円	32,813円
岡田	302円	20,098円
関城	153円	29,575円
茨城協和	410円	10,053円
利根	187円	5,598円
いばらき旭	140円	31,681円
常澄	313円	21,623円
内原	963円	25,975円
石岡大野	230円	20,427円
茎崎	186円	25,869円
新利根	144円	10,178円
岩間	371円	26,090円
八郷	143円	17,043円
茨城鳥栖	152円	52,167円
酒沼	241円	11,926円
瓜連	600円	23,760円
茨城北浦	90円	24,133円
茨城玉造	159円	26,522円
常北	422円	20,328円
岡郷	218円	12,906円
五霞	249円	16,634円
茨城八千代	295円	51,914円
大洋	126円	13,253円
茨城土浦	243円	36,193円
波崎	281円	50,307円
茨城出島	178円	43,410円
沖宿	169円	16,866円
潮来	309円	35,061円
明野	165円	34,398円
真壁	243円	23,831円
茨城千代田	362円	52,306円
茨城大津	366円	21,388円
茨城稲田	218円	40,288円
七郷	290円	22,955円
桂	32円	43,170円
土浦河内	149円	26,663円
美野里	212円	19,261円
新治	237円	25,168円
茨城麻生	243円	27,835円
飯富	258円	23,900円
国田	262円	17,051円
菅原	303円	102,414円
行方	163円	16,498円
蔵川	172円	39,958円
出島東	196円	22,282円
小幡	133円	22,627円
雨引	269円	41,879円
八俣	148円	16,360円
猿島	183円	46,870円
御前山	238円	23,408円
茨城三和	866円	15,979円
沓掛	220円	16,373円
いばらき小川	284円	41,694円
山方	384円	15,218円
水府	191円	8,377円
茨城桜川	104円	21,085円
石下	253円	25,521円
茨城美和	416円	107,045円
宇都宮	782円	52,631円
宇都宮平出	344円	32,720円

栃木

大子	354円	35,264円
鉾田	150円	23,187円
江戸崎	181円	16,296円
伊奈	425円	44,477円
藤代蔵前	550円	38,252円
奥野	179円	22,732円
牛堀	527円	27,167円
阿見南	144円	17,665円
茨城東	94円	51,335円
総和	345円	30,269円
岡田	271円	20,839円
関城	140円	26,026円
茨城協和	353円	9,522円
利根	157円	7,086円
いばらき旭	119円	40,155円
常澄	271円	32,248円
内原	936円	25,084円
石岡大野	203円	18,925円
茎崎	161円	20,657円
新利根	116円	24,979円
岩間	343円	22,424円
八郷	124円	15,896円
茨城鳥栖	123円	34,921円
酒沼	205円	36,732円
瓜連	553円	22,218円
茨城北浦	70円	22,652円
茨城玉造	60円	24,319円
常北	360円	19,104円
岡郷	198円	12,181円
五霞	230円	15,710円
茨城八千代	253円	49,138円
大洋	107円	12,682円
茨城土浦	223円	37,243円
波崎	252円	46,501円
茨城出島	154円	29,593円
沖宿	143円	26,343円
潮来	247円	28,058円
明野	143円	44,564円
真壁	226円	22,684円
茨城千代田	328円	47,098円
茨城大津	301円	20,053円
茨城稲田	180円	38,759円
七郷	245円	23,660円
桂	27円	40,663円
土浦河内	115円	33,072円
美野里	181円	59,235円
新治	206円	18,223円
茨城麻生	189円	26,910円
飯富	228円	22,201円
国田	124円	11,812円
菅原	261円	67,626円
行方	129円	28,741円
蔵川	130円	37,195円
出島東	163円	23,037円
小幡	110円	20,721円
雨引	248円	38,799円
八俣	131円	15,472円
猿島	161円	67,337円
御前山	204円	23,433円
茨城三和	819円	54,054円
沓掛	188円	29,802円
いばらき小川	258円	38,536円
山方	321円	27,471円
水府	158円	9,151円
茨城桜川	85円	16,025円
石下	229円	42,361円
茨城美和	340円	75,414円
宇都宮	732円	51,659円
宇都宮平出	322円	30,108円

栃木

道場宿	376円	11,303円
瑞穂野	273円	16,043円
徳次郎	627円	20,068円
砥上	745円	19,238円
江曾島	886円	17,402円
雀宮	949円	16,576円
足利	412円	35,207円
足利相生	592円	20,871円
足利西	394円	16,492円
足利南	604円	20,233円
栃木	558円	36,928円
栃木北	315円	30,675円
佐野	417円	32,213円
鹿沼	425円	29,774円
北犬飼	357円	17,357円
日光	493円	17,482円
今市	285円	31,058円
栃木小山	964円	52,394円
雨ヶ谷	560円	13,107円
延島	175円	16,324円
真岡	296円	23,180円
大田原2	295円	22,143円
矢板	865円	27,032円
黒磯	493円	47,032円
上三川	590円	24,628円
栃木河内	645円	17,639円
栃木芳賀	419円	20,570円
栃木壬生2	1,931円	19,676円
石橋	880円	35,887円
栃木小金井	800円	41,374円
新野木	764円	69,600円
栃木大平	469円	26,832円
岩舟	317円	27,985円
鬼怒川川治	246円	26,876円
宝積寺	588円	21,718円
栃木烏山	326円	8,039円
西那須野2	490円	15,608円
田沼	388円	15,817円
益子	457円	28,449円
間々田	431円	68,182円
栃木城山	461円	17,876円
南犬飼	579円	22,630円
氏家別	520円	36,830円
葛生2	280円	22,573円
赤見	265円	15,689円
薬師寺	229円	17,073円
小山西	191円	8,814円
卒島	345円	13,123円
栃木富田	408円	32,035円
栃木藤岡2	358円	18,274円
栃木田原	256円	13,294円
栃木西方	174円	14,237円
上河内	301円	13,446円
野崎	329円	21,657円
佐久山	171円	15,359円
片岡	339円	21,522円
東那須野	357円	12,857円
栃木梅沢	222円	22,519円
楡木	250円	14,659円
栃木大沢	285円	27,280円
伊王野2	230円	40,253円
喜連川	267円	15,680円
馬頭	283円	12,769円
黒羽	99円	18,010円
黒田原	282円	36,264円
栃木二宮	325円	25,284円
市貝	353円	13,968円
南那須	245円	18,361円
文挟	205円	22,970円

道場宿	351円	22,374円
瑞穂野	255円	14,758円
徳次郎	580円	55,444円
砥上	661円	21,400円
江曾島	845円	16,205円
雀宮	876円	27,834円
足利	377円	32,729円
足利相生	537円	14,429円
足利西	367円	27,617円
足利南	565円	13,354円
栃木	472円	48,252円
栃木北	266円	22,507円
佐野	364円	29,710円
鹿沼	382円	27,599円
北犬飼	307円	16,217円
日光	426円	16,779円
今市	254円	31,721円
栃木小山	900円	51,384円
雨ヶ谷	497円	12,041円
延島	157円	26,551円
真岡	289円	36,295円
大田原2	263円	24,162円
矢板	716円	25,322円
黒磯	445円	45,049円
上三川	561円	22,718円
栃木河内	597円	15,653円
栃木芳賀	379円	56,864円
栃木壬生2	1,840円	27,233円
石橋	749円	33,075円
栃木小金井	719円	38,295円
新野木	632円	71,285円
栃木大平	431円	24,833円
岩舟	293円	25,694円
鬼怒川川治	220円	24,820円
宝積寺	562円	20,524円
栃木烏山	275円	11,501円
西那須野2	457円	26,348円
田沼	372円	14,617円
益子	409円	38,380円
間々田	400円	49,867円
栃木城山	439円	16,645円
南犬飼	530円	21,088円
氏家別	459円	34,615円
葛生2	255円	49,835円
赤見	251円	41,435円
薬師寺	206円	16,789円
小山西	177円	20,051円
卒島	317円	12,454円
栃木富田	365円	29,472円
栃木藤岡2	322円	16,988円
栃木田原	235円	13,941円
栃木西方	160円	13,560円
上河内	265円	12,791円
野崎	281円	37,862円
佐久山	152円	26,557円
片岡	301円	21,310円
東那須野	316円	12,943円
栃木梅沢	198円	60,345円
楡木	214円	13,619円
栃木大沢	251円	25,751円
伊王野2	193円	37,214円
喜連川	248円	55,533円
馬頭	252円	11,788円
黒羽	90円	17,556円
黒田原	256円	50,353円
栃木二宮	303円	23,370円
市貝	321円	14,418円
南那須	219円	17,335円
文挟	176円	41,081円

	栃木粟野	387円	21,158円
	玉生	324円	15,166円
	熟田	173円	13,486円
	栃木小川	561円	18,612円
	塩原2	301円	12,617円
	関谷	240円	14,417円
	栃木茂木	354円	21,755円
	湯津上	336円	14,386円
	足尾交換局2	384円	28,318円
	栃木水橋	185円	20,784円
	船生	170円	16,462円
	栃木大宮	219円	61,004円
	川治	(略)	43,518円
	栃木2	558円	25,483円
	那須横沢	172円	17,905円
	那須	110円	12,122円
	那須大沢	97円	16,730円
	南摩	470円	14,419円
群馬	前橋	673円	48,065円
	野中別	1,011円	32,343円
	前橋元総社	586円	16,934円
	佐鳥	489円	32,626円
	前橋芳賀	290円	22,538円
	国領	612円	45,035円
	群馬高崎	447円	59,549円
	高崎支店別1	447円	31,236円
	高崎問屋町	645円	32,185円
	倉賀野	792円	19,243円
	大類	1,218円	22,940円
	群馬長野	1,027円	27,392円
	桐生錦町	338円	26,424円
	桐生相生	721円	21,806円
	伊勢崎	521円	46,002円
	豊受	409円	41,826円
	群馬太田	890円	49,716円
	太田九合	877円	19,379円
	宝泉	499円	27,563円
	群馬沼田	1,033円	28,464円
	館林支別1	334円	16,237円
	群馬渋川	452円	22,933円
	群馬藤岡	484円	23,094円
	群馬富岡	315円	26,191円
	群馬安中	593円	24,188円
	新群馬町	585円	34,450円
	群馬新町	640円	13,699円
	群馬長野原	654円	47,698円
	草津温泉	366円	56,497円
	玉村	524円	54,448円
	笠懸	205円	9,853円
	大間々	848円	22,571円
	群馬大泉	262円	24,284円
	中之条	235円	41,195円
	高林	490円	16,659円
	毛里田	283円	20,517円
	群馬川内	417円	16,000円
	赤城	168円	34,396円
	群馬富士見	405円	35,273円
	群馬原町	139円	37,298円
	北軽井沢	48円	34,463円
采女	371円	54,418円	
藪塚本町	130円	21,247円	
群馬板倉	985円	32,139円	
群馬川俣	451円	34,838円	
赤岩	366円	24,578円	
吉井	372円	18,874円	
大胡	456円	24,337円	
粕川	401円	30,440円	
榛名	721円	23,023円	
箕郷	499円	24,294円	

	栃木粟野	346円	20,129円
	玉生	288円	14,390円
	熟田	149円	11,859円
	栃木小川	508円	17,244円
	塩原2	262円	24,753円
	関谷	219円	14,905円
	栃木茂木	314円	20,766円
	湯津上	302円	14,861円
	足尾交換局2	334円	28,447円
	栃木水橋	172円	19,533円
	船生	154円	15,667円
	栃木大宮	187円	56,841円
	川治	(略)	39,838円
	栃木2	472円	21,500円
	那須横沢	143円	17,289円
	那須	107円	11,093円
	那須大沢	86円	14,862円
	南摩	442円	14,328円
群馬	前橋	646円	45,007円
	野中別	884円	25,240円
	前橋元総社	558円	34,255円
	佐鳥	439円	30,227円
	前橋芳賀	249円	20,883円
	国領	602円	42,813円
	群馬高崎	435円	55,471円
	高崎支店別1	435円	30,996円
	高崎問屋町	587円	51,378円
	倉賀野	755円	18,507円
	大類	1,105円	21,329円
	群馬長野	946円	25,949円
	桐生錦町	279円	23,668円
	桐生相生	632円	19,979円
	伊勢崎	464円	40,515円
	豊受	379円	39,311円
	群馬太田	868円	49,231円
	太田九合	846円	18,107円
	宝泉	454円	30,768円
	群馬沼田	916円	26,503円
	館林支別1	299円	16,738円
	群馬渋川	415円	21,437円
	群馬藤岡	463円	21,505円
	群馬富岡	297円	24,233円
	群馬安中	534円	21,299円
	新群馬町	487円	31,238円
	群馬新町	579円	12,730円
	群馬長野原	570円	49,723円
	草津温泉	327円	52,217円
	玉村	496円	50,177円
	笠懸	180円	10,986円
	大間々	780円	21,139円
	群馬大泉	231円	22,497円
	中之条	218円	34,895円
	高林	463円	15,708円
	毛里田	245円	18,995円
	群馬川内	395円	14,989円
	赤城	153円	33,639円
	群馬富士見	367円	32,760円
	群馬原町	123円	35,466円
	北軽井沢	38円	45,970円
采女	328円	50,191円	
藪塚本町	118円	19,744円	
群馬板倉	862円	29,941円	
群馬川俣	390円	32,537円	
赤岩	323円	22,827円	
吉井	339円	17,703円	
大胡	375円	22,663円	
粕川	347円	28,466円	
榛名	648円	21,459円	
箕郷	448円	22,325円	

	鬼石	233円	29,282円
	下仁田交換七	200円	27,013円
	甘楽	248円	20,479円
	松井田	586円	18,044円
	月夜野	430円	41,899円
	群馬水上	178円	69,314円
	群馬布施	678円	32,763円
	原市	356円	25,599円
	浅間高原	222円	39,072円
	子持	250円	57,718円
	群馬吉岡	444円	16,320円
	邑楽	344円	18,312円
	群馬城南	391円	32,083円
	駒形	747円	16,113円
	梅田	295円	36,830円
	群馬新里	121円	58,335円
	新国定	874円	65,162円
	群馬境交換七	442円	18,057円
	尾島	417円	27,091円
	群馬新田	277円	18,435円
	新田金井	354円	46,877円
	新南蛇井	836円	58,089円
	北橋	244円	49,224円
	渋川伊香保	466円	38,114円
	群馬岩崎	176円	31,327円
	館林東	287円	35,830円
	倉淵	572円	31,531円
	磐戸	427円	45,421円
	孺恋	877円	41,936円
	道具	551円	53,933円
	片品	547円	32,470円
	伊勢崎支別 1	521円	37,425円
埼玉	川越	1,516円	40,296円
	川越新宿	3,186円	45,652円
	南古谷	1,933円	42,125円
	川越霞ヶ関	3,024円	39,603円
	熊谷末広	634円	44,912円
	三ヶ尻	1,104円	41,199円
	埼玉川口	4,858円	51,888円
	川口青木	3,731円	28,303円
	川口芝	2,083円	33,974円
	安行	3,022円	40,078円
	浦和東	2,502円	30,447円
	浦和白幡	3,454円	26,922円
	浦和常盤	2,035円	38,461円
	中尾	2,140円	34,832円
	浦和美園	1,571円	77,174円
	埼玉大宮	4,127円	39,204円
	大宮東大成	1,790円	40,210円
	大宮大和田	1,434円	32,236円
	大宮指扇	1,495円	37,131円
	行田別館	671円	22,301円
	秩父	786円	30,071円
	所沢	3,034円	49,028円
	所沢元町	(略)	35,162円
	所沢北野	1,799円	24,146円
	所沢東	2,039円	32,177円
	所沢下富	1,525円	25,802円
	飯能緑町	1,918円	31,110円
	原市場	796円	44,306円
	吾野	923円	66,016円
	加須	770円	32,174円
	加須花崎	610円	30,190円
	埼玉本庄	690円	33,593円
	東松山2	1,424円	24,583円
	岩槻	1,240円	38,910円
	和土	975円	17,629円
	春日部武里	1,602円	29,188円
春日部八木崎	1,353円	27,805円	

	鬼石	206円	27,133円
	下仁田交換七	178円	24,796円
	甘楽	224円	19,785円
	松井田	525円	16,909円
	月夜野	397円	41,324円
	群馬水上	157円	67,047円
	群馬布施	585円	31,818円
	原市	324円	25,329円
	浅間高原	163円	35,519円
	子持	221円	46,108円
	群馬吉岡	411円	15,368円
	邑楽	322円	17,189円
	群馬城南	351円	24,625円
	駒形	710円	15,185円
	梅田	259円	33,176円
	群馬新里	102円	53,400円
	新国定	760円	59,629円
	群馬境交換七	397円	16,336円
	尾島	389円	20,121円
	群馬新田	254円	17,064円
	新田金井	305円	43,598円
	新南蛇井	686円	53,694円
	北橋	224円	36,466円
	渋川伊香保	408円	22,063円
	群馬岩崎	149円	28,209円
	館林東	253円	34,987円
	倉淵	488円	29,732円
	磐戸	338円	41,887円
	孺恋	726円	26,538円
	道具	482円	39,185円
	片品	476円	38,688円
	伊勢崎支別 1	464円	34,317円
埼玉	川越	1,493円	37,690円
	川越新宿	2,937円	41,556円
	南古谷	1,919円	38,963円
	川越霞ヶ関	2,842円	24,524円
	熊谷末広	623円	41,528円
	三ヶ尻	1,084円	28,667円
	埼玉川口	4,607円	53,065円
	川口青木	3,687円	50,521円
	川口芝	2,038円	32,216円
	安行	3,005円	40,808円
	浦和東	2,510円	29,592円
	浦和白幡	3,435円	25,027円
	浦和常盤	1,987円	37,032円
	中尾	2,064円	34,906円
	浦和美園	1,533円	71,518円
	埼玉大宮	4,238円	36,295円
	大宮東大成	1,724円	30,510円
	大宮大和田	1,388円	31,349円
	大宮指扇	1,449円	35,086円
	行田別館	619円	19,936円
	秩父	743円	32,106円
	所沢	2,859円	45,207円
	所沢元町	(略)	33,078円
	所沢北野	1,606円	22,624円
	所沢東	2,035円	29,781円
	所沢下富	1,387円	20,920円
	飯能緑町	1,743円	28,294円
	原市場	699円	41,718円
	吾野	794円	52,797円
	加須	678円	29,720円
	加須花崎	527円	29,639円
	埼玉本庄	638円	31,474円
	東松山2	1,289円	22,871円
	岩槻	1,242円	35,777円
	和土	896円	17,905円
	春日部武里	1,395円	27,495円
春日部八木崎	1,289円	26,392円	

狭山2	1,696円	16,946円
狭山入曾	4,383円	35,130円
埼玉羽生	581円	18,837円
鴻巣	980円	30,081円
埼玉深谷2	492円	26,696円
上尾	1,529円	26,873円
新平方	1,946円	32,900円
浦和与野	2,846円	34,001円
草加局舎1	1,260円	27,957円
草加弁天	1,252円	22,937円
草加清門	1,926円	36,727円
越谷	2,011円	38,654円
越谷大里	1,514円	37,770円
越谷蒲生	2,472円	50,150円
蕨戸田	2,798円	29,386円
西戸田	2,474円	56,147円
入間	3,677円	27,121円
入間西武	1,126円	41,120円
入間宮寺	535円	21,105円
入間金子	1,002円	36,455円
鳩ヶ谷	2,223円	24,501円
朝霞	1,876円	35,747円
志木	3,110円	34,598円
新座	2,205円	26,253円
埼玉加納	321円	27,793円
桶川	1,442円	33,382円
久喜2	1,573円	39,189円
鴻巣北本	2,854円	28,079円
草加八潮	1,764円	25,356円
埼玉富士見	1,922円	23,797円
埼玉三郷	1,830円	35,904円
三郷鷹野	1,359円	23,318円
三郷小谷堀	1,333円	41,793円
蓮田	909円	56,362円
坂戸本町	1,194円	33,198円
幸手	495円	37,047円
鶴ヶ島	1,093円	36,971円
武蔵日高電2	2,258円	30,930円
埼玉吉川	1,565円	41,243円
上尾伊奈	677円	45,893円
埼玉吹上2	1,056円	30,911円
大井	3,011円	25,151円
川越三芳	971円	39,953円
毛呂山2	605円	30,515円
嵐山	616円	24,622円
埼玉小川別	431円	49,639円
川越川島	375円	24,927円
埼玉吉見	437円	20,661円
皆野	441円	20,855円
熊谷吉田	457円	36,391円
埼玉江南	446円	31,518円
妻沼	425円	21,454円
埼玉岡部	555円	28,577円
寄居	542円	23,052円
川里	295円	46,415円
大利根	426円	23,709円
白岡	1,487円	31,420円
菫蒲	483円	44,445円
埼玉栗橋	656円	35,333円
鷲宮	723円	33,714円
杉戸別館	1,120円	35,881円
第二松伏	1,423円	34,677円
新庄和	2,367円	73,391円
箕田	704円	26,447円
埼玉滑川	605円	29,787円
児玉	355円	17,588円
慈恩寺	397円	39,456円
神川	310円	55,176円
上里	582円	34,747円

狭山2	1,729円	15,683円
狭山入曾	4,262円	37,207円
埼玉羽生	482円	15,976円
鴻巣	983円	27,999円
埼玉深谷2	475円	26,942円
上尾	1,544円	25,744円
新平方	1,897円	30,219円
浦和与野	2,836円	31,976円
草加局舎1	1,212円	35,203円
草加弁天	1,173円	20,885円
草加清門	1,786円	36,831円
越谷	1,983円	36,554円
越谷大里	1,387円	30,146円
越谷蒲生	2,310円	46,076円
蕨戸田	2,761円	67,254円
西戸田	2,445円	36,708円
入間	3,670円	24,860円
入間西武	1,103円	37,631円
入間宮寺	513円	19,419円
入間金子	965円	35,599円
鳩ヶ谷	2,166円	22,387円
朝霞	1,717円	27,078円
志木	3,008円	32,080円
新座	2,108円	23,106円
埼玉加納	274円	19,208円
桶川	1,386円	39,891円
久喜2	1,490円	39,689円
鴻巣北本	2,759円	22,472円
草加八潮	1,729円	38,679円
埼玉富士見	1,869円	21,929円
埼玉三郷	1,757円	28,548円
三郷鷹野	1,286円	23,543円
三郷小谷堀	1,249円	36,969円
蓮田	876円	37,455円
坂戸本町	1,212円	22,846円
幸手	467円	32,010円
鶴ヶ島	1,092円	28,719円
武蔵日高電2	2,110円	31,320円
埼玉吉川	1,543円	30,305円
上尾伊奈	616円	44,416円
埼玉吹上2	966円	53,582円
大井	2,886円	22,887円
川越三芳	938円	29,033円
毛呂山2	547円	29,217円
嵐山	603円	32,746円
埼玉小川別	417円	45,950円
川越川島	345円	23,275円
埼玉吉見	426円	29,668円
皆野	398円	19,254円
熊谷吉田	391円	35,921円
埼玉江南	426円	30,512円
妻沼	414円	22,764円
埼玉岡部	531円	21,637円
寄居	506円	21,357円
川里	266円	42,647円
大利根	390円	22,097円
白岡	1,421円	24,996円
菫蒲	445円	40,868円
埼玉栗橋	633円	32,592円
鷲宮	660円	23,237円
杉戸別館	1,018円	32,913円
第二松伏	1,197円	34,564円
新庄和	2,074円	63,322円
箕田	630円	24,295円
埼玉滑川	579円	30,015円
児玉	328円	16,318円
慈恩寺	370円	41,068円
神川	281円	40,209円
上里	525円	25,621円

熊谷豊里	192円	38,493円
北川辺	268円	17,973円
行田北河原	225円	34,178円
行田埼玉	376円	31,234円
加須樋遣川	217円	39,791円
高坂	1,490円	28,301円
青山	430円	38,637円
川通	502円	26,048円
みろく	159円	30,793円
埼玉平野	643円	88,105円
幸手八代	548円	27,490円
越生	454円	18,862円
埼玉玉川	438円	40,473円
長瀨	650円	24,781円
上吉田	376円	23,927円
小鹿野	305円	26,966円
両神	426円	23,345円
埼玉荒川	473円	28,867円
埼玉美里	267円	24,928円
埼玉川本	295円	19,600円
寄居男衾	302円	38,474円
騎西	529円	20,781円
高麗	1,019円	17,023円
鳩山	366円	33,375円
埼玉花園	309円	19,282円
杉戸椿	741円	44,207円
内間木	1,145円	34,546円
名栗	160円	37,737円
東秩父	488円	28,852円
宝珠花	600円	42,017円
さいたま新都	4,225円	210,694円
久喜	1,573円	54,517円
千葉	1,154円	40,512円
千葉南	1,336円	46,495円
幕張	1,526円	59,918円
犢橋	658円	21,498円
千葉轟	1,825円	39,744円
桜木	2,239円	26,263円
誉田	876円	23,871円
新土気	1,321円	57,075円
高洲	2,345円	31,307円
榴毛	1,732円	25,039円
銚子	576円	39,798円
市川	3,349円	36,328円
鬼高	2,652円	32,791円
浦安行徳	4,602円	38,874円
市川中山	3,040円	42,646円
市川曾谷	3,433円	21,661円
市川原木	1,952円	41,914円
市川大野	1,658円	30,589円
船橋	1,932円	53,634円
薬園台	2,023円	26,026円
船橋本町	3,941円	50,104円
千葉上山	1,470円	21,595円
千葉豊富	1,062円	84,511円
二和	1,792円	56,789円
館山	945円	40,435円
木更津富士見	305円	23,780円
下烏田	582円	18,079円
矢那	447円	29,736円
松戸	2,813円	26,909円
五香	1,273円	42,334円
松戸小金	1,562円	17,277円
松戸高塚	2,574円	23,785円
上花輪	855円	18,740円
川間交換セン	712円	37,725円
佐原	1,025円	30,308円
茂原別館	653円	37,031円
成田	936円	31,746円

千葉

熊谷豊里	163円	41,667円
北川辺	222円	18,020円
行田北河原	191円	31,720円
行田埼玉	315円	28,567円
加須樋遣川	194円	36,729円
高坂	1,404円	25,866円
青山	378円	33,879円
川通	451円	26,280円
みろく	148円	28,801円
埼玉平野	540円	72,396円
幸手八代	472円	24,876円
越生	441円	25,426円
埼玉玉川	398円	38,148円
長瀨	558円	23,094円
上吉田	314円	23,510円
小鹿野	280円	24,992円
両神	361円	23,212円
埼玉荒川	425円	26,878円
埼玉美里	251円	23,137円
埼玉川本	268円	18,081円
寄居男衾	281円	26,406円
騎西	509円	26,981円
高麗	800円	15,125円
鳩山	328円	40,236円
埼玉花園	267円	17,298円
杉戸椿	621円	40,364円
内間木	1,102円	47,754円
名栗	139円	26,413円
東秩父	408円	21,427円
宝珠花	564円	39,415円
さいたま新都	3,967円	166,023円
久喜	1,490円	51,305円
千葉	1,131円	43,654円
千葉南	1,325円	42,418円
幕張	1,501円	53,344円
犢橋	628円	19,758円
千葉轟	1,849円	38,177円
桜木	2,049円	54,021円
誉田	836円	24,753円
新土気	1,208円	51,169円
高洲	2,147円	32,422円
榴毛	1,682円	21,834円
銚子	533円	38,203円
市川	3,375円	35,249円
鬼高	2,326円	35,776円
浦安行徳	4,093円	34,938円
市川中山	2,847円	37,532円
市川曾谷	3,286円	19,899円
市川原木	1,818円	39,563円
市川大野	1,502円	27,706円
船橋	1,881円	45,213円
薬園台	1,987円	24,757円
船橋本町	3,852円	43,123円
千葉上山	1,337円	19,465円
千葉豊富	957円	78,262円
二和	1,652円	36,593円
館山	813円	35,305円
木更津富士見	292円	22,224円
下烏田	496円	16,786円
矢那	392円	27,880円
松戸	2,775円	100,394円
五香	1,242円	40,327円
松戸小金	1,535円	15,646円
松戸高塚	2,124円	21,337円
上花輪	828円	28,514円
川間交換セン	672円	34,938円
佐原	935円	27,880円
茂原別館	604円	33,523円
成田	901円	56,450円

千葉

成田赤坂	605円	21,868円
千葉佐倉	(略)	24,216円
志津	719円	11,843円
馬渡	515円	21,156円
東金別館	674円	24,895円
八日市場	515円	50,425円
千葉旭	499円	60,502円
習志野	2,100円	22,971円
津田沼	3,037円	31,583円
千葉柏	3,264円	33,289円
逆井	2,136円	47,271円
田中	1,226円	22,593円
豊四季	2,411円	26,291円
市原	1,026円	48,351円
千葉八幡	809円	13,847円
辰己	766円	30,781円
瀬又	675円	13,787円
流山	954円	30,067円
南流山	2,315円	14,042円
千葉八千代	1,183円	29,891円
吉橋	1,078円	23,155円
米本	1,052円	40,617円
我孫子	1,344円	21,429円
鴨川	1,026円	37,055円
鎌ヶ谷	1,444円	40,239円
君津	662円	21,793円
千葉富津	388円	13,645円
浦安	3,500円	31,635円
四街道	1,122円	15,457円
袖ヶ浦	654円	17,682円
八街	360円	22,721円
千葉船穂	1,337円	25,861円
関宿	513円	55,203円
沼南	696円	54,496円
白井	1,032円	37,357円
千葉大網	1,398円	49,259円
九十九里	178円	38,681円
成東	273円	26,804円
睦沢	326円	34,912円
長生	341円	16,397円
長柄	306円	29,095円
千葉御宿	720円	17,300円
坂月	2,050円	24,869円
木更津	674円	48,442円
茂原	1,060円	77,132円
勝浦	284円	50,060円
姉崎	391円	21,410円
富里	2,599円	36,876円
千葉大原	394円	37,047円
野呂	1,502円	31,286円
千葉清川	519円	19,983円
三ツ堀	423円	36,098円
成毛	226円	15,766円
千葉三和	728円	18,953円
湖北	712円	59,361円
小名木	1,709円	25,312円
東高野	229円	33,115円
酒々井	1,096円	56,497円
小見川	346円	24,552円
十倉	258円	35,238円
千葉野尻	205円	25,430円
四木	193円	18,894円
下総	202円	12,946円
印旛	304円	23,281円
本埜	229円	22,428円
千葉山田	45円	59,667円
東庄	210円	16,855円
横芝	333円	28,060円
野栄	65円	12,783円

成田赤坂	561円	30,414円
千葉佐倉	(略)	64,689円
志津	656円	11,340円
馬渡	427円	19,785円
東金別館	600円	22,663円
八日市場	461円	39,296円
千葉旭	490円	45,328円
習志野	2,077円	20,512円
津田沼	2,805円	29,089円
千葉柏	3,108円	43,361円
逆井	2,012円	28,003円
田中	1,180円	19,886円
豊四季	2,185円	26,757円
市原	964円	45,039円
千葉八幡	747円	12,664円
辰己	735円	28,526円
瀬又	585円	13,108円
流山	933円	19,489円
南流山	2,270円	12,745円
千葉八千代	1,169円	26,622円
吉橋	921円	21,600円
米本	950円	37,770円
我孫子	1,291円	19,688円
鴨川	935円	34,588円
鎌ヶ谷	1,331円	36,461円
君津	597円	23,960円
千葉富津	366円	17,293円
浦安	3,415円	28,234円
四街道	1,111円	59,587円
袖ヶ浦	655円	17,616円
八街	343円	34,108円
千葉船穂	1,180円	23,170円
関宿	489円	40,018円
沼南	653円	51,512円
白井	929円	24,748円
千葉大網	1,368円	46,265円
九十九里	160円	35,829円
成東	262円	26,284円
睦沢	286円	34,411円
長生	306円	16,516円
長柄	281円	27,657円
千葉御宿	653円	17,118円
坂月	1,986円	23,083円
木更津	562円	45,549円
茂原	900円	61,852円
勝浦	280円	37,730円
姉崎	378円	17,576円
富里	1,829円	32,723円
千葉大原	330円	32,361円
野呂	1,275円	29,031円
千葉清川	450円	18,547円
三ツ堀	379円	34,038円
成毛	153円	14,862円
千葉三和	699円	18,107円
湖北	677円	33,909円
小名木	1,408円	25,731円
東高野	219円	31,082円
酒々井	984円	29,879円
小見川	271円	22,652円
十倉	256円	28,557円
千葉野尻	182円	23,727円
四木	163円	18,819円
下総	173円	12,212円
印旛	272円	35,475円
本埜	202円	32,937円
千葉山田	41円	57,300円
東庄	198円	16,899円
横芝	323円	27,012円
野栄	61円	11,564円

多古	219円	32,963円
芝山	131円	29,216円
船形	328円	19,364円
千葉一宮	423円	18,214円
本納	298円	71,616円
千葉白子	191円	21,008円
長南	253円	40,328円
夷隅	296円	43,587円
大多喜	324円	17,214円
白里	184円	40,187円
山武北	172円	47,727円
第二成東	156円	27,079円
有秋	744円	20,021円
千倉	230円	28,419円
三里塚	331円	34,998円
千葉岩根	181円	31,406円
塚原	573円	25,694円
天羽	735円	30,766円
大佐和	207円	17,747円
安食	272円	25,703円
千葉飯岡	151円	17,000円
岬	151円	14,363円
鋸南	126円	17,790円
扇島	159円	41,039円
香取	432円	13,537円
千葉末吉	390円	14,224円
久留里	653円	27,189円
千葉清和	313円	23,601円
広岡	395円	40,704円
千葉平川	201円	35,725円
千漣	236円	25,978円
蓮沼	181円	35,722円
給田	165円	35,360円
印西	551円	29,557円
丸山	61円	31,473円
岩戸	309円	22,695円
千葉茅野	342円	23,910円
千葉岩井	103円	44,244円
千葉光	181円	23,490円
千葉和田	788円	30,377円
天津小湊	337円	29,985円
八日市場北	329円	24,845円
富浦	584円	26,366円
北多古	160円	12,693円
木更津佐貫	588円	30,450円
木更津三芳	461円	24,105円
千葉白浜	431円	25,327円
千葉七浦	311円	48,861円
犬石	177円	45,657円
西岬	177円	38,395円
千葉亀山	285円	25,862円
千葉興津	458円	16,374円
布佐	429円	39,809円
千葉牛久	332円	21,560円
千葉戸田	509円	7,930円
江見	329円	15,582円
千葉金谷	836円	25,819円
峰上	354円	12,478円
海上	475円	30,041円
北光	128円	23,154円
大原山田	661円	45,667円
千葉小湊	251円	47,478円
鶴舞	405円	41,524円
高滝	343円	9,613円
月崎	261円	43,628円
九美上	184円	11,340円
殿廻	241円	148,475円
平三	382円	37,839円
大栄	130円	15,859円

多古	205円	33,799円
芝山	117円	22,095円
船形	313円	19,173円
千葉一宮	391円	19,017円
本納	276円	67,453円
千葉白子	175円	21,232円
長南	242円	37,601円
夷隅	269円	41,304円
大多喜	296円	17,544円
白里	172円	38,095円
山武北	150円	44,646円
第二成東	139円	25,108円
有秋	649円	18,290円
千倉	209円	24,971円
三里塚	305円	27,454円
千葉岩根	257円	28,328円
塚原	523円	38,941円
天羽	649円	28,802円
大佐和	192円	16,643円
安食	239円	24,777円
千葉飯岡	118円	16,415円
岬	144円	13,557円
鋸南	150円	16,816円
扇島	127円	57,777円
香取	360円	14,289円
千葉末吉	353円	14,928円
久留里	564円	25,385円
千葉清和	284円	22,234円
広岡	335円	38,378円
千葉平川	183円	33,660円
千漣	240円	24,388円
蓮沼	158円	25,249円
給田	158円	33,212円
印西	531円	27,995円
丸山	57円	29,574円
岩戸	275円	21,207円
千葉茅野	307円	22,334円
千葉岩井	93円	29,921円
千葉光	159円	22,115円
千葉和田	685円	28,545円
天津小湊	304円	27,896円
八日市場北	272円	22,470円
富浦	516円	24,509円
北多古	133円	11,311円
木更津佐貫	532円	28,684円
木更津三芳	432円	22,731円
千葉白浜	373円	20,793円
千葉七浦	256円	29,594円
犬石	150円	38,185円
西岬	155円	37,655円
千葉亀山	231円	26,145円
千葉興津	502円	15,490円
布佐	372円	37,035円
千葉牛久	320円	20,229円
千葉戸田	467円	9,111円
江見	285円	14,292円
千葉金谷	694円	25,480円
峰上	317円	12,689円
海上	431円	23,171円
北光	108円	21,939円
大原山田	553円	41,560円
千葉小湊	214円	38,861円
鶴舞	363円	39,031円
高滝	290円	10,879円
月崎	218円	42,341円
九美上	151円	11,074円
殿廻	196円	137,963円
平三	306円	36,918円
大栄	115円	14,872円

	栗源	328円	11,416円
	千葉松尾	364円	20,310円
	北芝山	187円	28,571円
	南羽鳥	192円	17,106円
	鴨川仲	294円	30,844円
	古畑	288円	69,268円
	山武南	240円	31,488円
	神崎	475円	9,627円
	庄司	207円	48,383円
東京	大手町F S	37,396円	141,235円
	霞ヶ関	35,571円	42,739円
	神田	8,514円	29,358円
	駿河台	7,409円	18,821円
	九段	6,844円	18,072円
	丸の内	20,713円	28,129円
	京橋	6,714円	46,713円
	銀座	16,091円	36,267円
	東銀座	20,455円	20,418円
	東京築地	5,223円	44,638円
	茅場兜	5,126円	24,409円
	晴海	3,735円	23,117円
	東京浜町	3,254円	21,934円
	芝	17,698円	30,832円
	東京赤坂	6,676円	37,970円
	東京青山	11,560円	35,552円
	白金	14,575円	28,852円
	東京三田	3,837円	37,435円
	新宿	13,027円	34,767円
	東京大久保	7,247円	50,249円
	四谷	5,071円	36,849円
	牛込	4,909円	23,276円
	西新宿	17,562円	54,180円
	小石川	6,169円	31,904円
	東京大塚	5,310円	48,530円
	駒込第2	5,439円	30,839円
	東京上野	11,744円	34,097円
	浅草	2,575円	32,222円
	吉原	2,184円	32,275円
	墨田	2,782円	42,594円
	本所	3,376円	29,189円
	向島	3,611円	31,005円
	江東	3,917円	25,322円
	東京深川	3,852円	26,198円
	東京城東	3,508円	46,285円
	江東辰巳	2,729円	15,683円
	東京新有明	5,906円	41,963円
	東京大崎	8,197円	38,670円
	荏原	5,556円	26,529円
	品川	6,205円	26,213円
	大田支店埠頭	2,940円	41,208円
	自由ヶ丘	7,383円	30,201円
	目黒本館	5,531円	41,666円
	蒲田	5,576円	35,724円
	東京大森	5,094円	52,531円
	馬込	5,158円	28,483円
	池上	5,698円	34,875円
	羽田	4,403円	30,761円
	田園調布	15,038円	52,915円
	雪ヶ谷	5,026円	34,162円
	矢口	3,996円	29,145円
	世田谷	4,338円	51,761円
	成城	8,179円	27,038円
	砧	6,489円	39,739円
	弦巻	6,561円	35,259円
	東京烏山	6,031円	21,368円
	東京玉川	13,322円	33,837円
	東京瀬田	4,625円	26,333円
	上北沢	6,053円	22,696円
	松沢ビル2	4,143円	26,034円

	栗源	287円	12,383円
	千葉松尾	340円	19,020円
	北芝山	166円	26,788円
	南羽鳥	281円	30,097円
	鴨川仲	247円	28,845円
	古畑	255円	65,463円
	山武南	215円	29,829円
	神崎	359円	8,673円
	庄司	160円	52,455円
東京	大手町F S	38,768円	140,795円
	霞ヶ関	36,172円	41,250円
	神田	8,923円	27,525円
	駿河台	7,547円	17,575円
	九段	7,016円	16,357円
	丸の内	21,002円	25,811円
	京橋	6,936円	50,050円
	銀座	25,614円	37,905円
	東銀座	20,857円	18,157円
	東京築地	5,257円	52,970円
	茅場兜	5,297円	23,703円
	晴海	5,015円	20,899円
	東京浜町	3,286円	19,984円
	芝	12,892円	27,377円
	東京赤坂	11,730円	34,689円
	東京青山	20,706円	31,128円
	白金	14,989円	25,321円
	東京三田	8,066円	34,710円
	新宿	13,632円	28,620円
	東京大久保	9,376円	44,548円
	四谷	6,020円	29,969円
	牛込	5,365円	21,337円
	西新宿	18,889円	41,123円
	小石川	6,100円	29,769円
	東京大塚	5,421円	184,445円
	駒込第2	5,634円	28,234円
	東京上野	12,861円	34,219円
	浅草	2,681円	29,360円
	吉原	2,211円	30,512円
	墨田	3,233円	39,170円
	本所	3,080円	27,353円
	向島	3,572円	51,796円
	江東	3,787円	52,418円
	東京深川	3,599円	24,129円
	東京城東	3,506円	43,575円
	江東辰巳	2,612円	14,696円
	東京新有明	5,952円	38,529円
	東京大崎	9,988円	34,284円
	荏原	5,499円	25,158円
	品川	6,070円	38,598円
	大田支店埠頭	3,104円	31,866円
	自由ヶ丘	7,584円	30,266円
	目黒本館	5,711円	36,955円
	蒲田	5,583円	33,283円
	東京大森	5,131円	47,631円
	馬込	5,148円	26,794円
	池上	5,427円	15,549円
	羽田	4,122円	31,173円
	田園調布	15,303円	49,140円
	雪ヶ谷	5,008円	27,329円
	矢口	4,029円	31,092円
	世田谷	5,598円	48,912円
	成城	7,663円	24,931円
	砧	6,605円	37,353円
	弦巻	9,244円	28,365円
	東京烏山	6,279円	19,753円
	東京玉川	13,070円	32,066円
	東京瀬田	4,657円	24,479円
	上北沢	6,001円	20,880円
	松沢ビル2	4,160円	24,388円

東渋谷	6,989円	34,406円
代々木	8,515円	23,133円
渋谷	18,967円	37,308円
東京野方	6,288円	70,579円
東京中野	8,149円	35,090円
高円寺	5,968円	32,999円
杉並	4,695円	54,468円
井草	10,713円	27,445円
荻窪	2,087円	25,195円
久我山	6,587円	37,347円
池袋	3,844円	74,908円
巣鴨	1,689円	34,410円
落合別館	5,444円	26,385円
十条	5,026円	32,274円
王子	1,490円	39,803円
田端尾久	3,850円	28,901円
赤羽営業別館	4,147円	26,460円
東京荒川	1,871円	36,959円
板橋	3,429円	60,708円
成増	4,239円	32,217円
志村	3,789円	33,314円
南板橋別館	5,272円	18,275円
北町	3,189円	33,334円
練馬	5,861円	67,315円
東京大泉	4,342円	32,494円
関町	4,799円	27,597円
西練馬	4,656円	32,966円
石神井	4,073円	46,626円
梅島	3,044円	42,316円
千住	3,435円	31,341円
西新井	2,758円	28,259円
竹の塚	3,046円	30,944円
東京綾瀬	2,271円	62,751円
葛飾	3,862円	33,259円
亀有	3,488円	25,077円
金町	3,604円	30,287円
江戸川別館	3,159円	32,113円
小岩	3,513円	36,060円
葛西	2,785円	32,987円
東江戸川	2,791円	51,764円
八王子元横山	3,280円	25,029円
八王子浅川	1,850円	39,128円
八王子明神	2,462円	21,776円
八王子由木	2,311円	34,648円
八王子片倉	4,100円	42,830円
八王子滝山	2,005円	17,823円
八王子新明神	3,437円	34,951円
立川砂川	2,956円	22,740円
新立川	4,974円	23,883円
武蔵野	13,265円	25,002円
吉祥寺	7,279円	44,660円
武蔵境	4,296円	22,199円
三鷹	4,454円	29,565円
青梅	1,040円	16,253円
青梅東	809円	28,412円
武蔵府中	4,037円	24,381円
昭島	5,012円	32,941円
調布	3,696円	38,084円
町田	3,576円	28,290円
鶴川	3,445円	38,398円
町田忠生	1,783円	25,246円
町田北忠生	4,014円	41,629円
町田鶴間	2,155円	25,523円
小金井	9,215円	38,774円
東京小平	2,779円	24,021円
東京日野	5,109円	22,565円
日野高幡	3,684円	21,308円
東村山	2,426円	39,478円
東京国分寺	4,517円	34,807円

東渋谷	18,045円	34,693円
代々木	8,402円	23,922円
渋谷	18,876円	35,404円
東京野方	6,301円	54,572円
東京中野	7,978円	35,056円
高円寺	5,797円	29,608円
杉並	4,685円	50,949円
井草	10,633円	27,139円
荻窪	3,279円	23,261円
久我山	6,315円	34,313円
池袋	4,023円	69,080円
巣鴨	2,906円	30,950円
落合別館	5,192円	24,377円
十条	4,940円	30,794円
王子	2,425円	37,079円
田端尾久	3,883円	27,660円
赤羽営業別館	3,973円	33,722円
東京荒川	1,860円	67,952円
板橋	3,316円	57,570円
成増	4,017円	30,993円
志村	3,726円	30,155円
南板橋別館	5,165円	16,912円
北町	3,198円	36,706円
練馬	5,268円	63,346円
東京大泉	4,232円	30,380円
関町	4,870円	25,426円
西練馬	4,594円	38,985円
石神井	3,914円	50,454円
梅島	3,133円	50,376円
千住	3,399円	34,104円
西新井	2,818円	25,932円
竹の塚	3,115円	28,604円
東京綾瀬	2,364円	53,942円
葛飾	3,795円	32,026円
亀有	3,436円	23,492円
金町	3,526円	29,076円
江戸川別館	3,174円	29,826円
小岩	3,384円	33,651円
葛西	2,861円	45,665円
東江戸川	2,789円	41,128円
八王子元横山	2,735円	23,179円
八王子浅川	1,741円	28,368円
八王子明神	2,241円	21,844円
八王子由木	2,231円	33,367円
八王子片倉	4,055円	47,508円
八王子滝山	1,957円	23,697円
八王子新明神	2,996円	31,266円
立川砂川	2,973円	20,459円
新立川	4,734円	22,297円
武蔵野	13,260円	34,288円
吉祥寺	6,970円	41,869円
武蔵境	4,230円	25,131円
三鷹	4,531円	27,708円
青梅	1,046円	23,980円
青梅東	1,082円	18,959円
武蔵府中	3,990円	22,751円
昭島	5,057円	30,357円
調布	3,733円	34,843円
町田	3,420円	26,818円
鶴川	3,621円	32,838円
町田忠生	1,632円	23,655円
町田北忠生	3,863円	29,706円
町田鶴間	2,164円	23,893円
小金井	9,418円	36,726円
東京小平	2,773円	22,178円
東京日野	5,220円	21,237円
日野高幡	3,685円	19,678円
東村山	2,331円	37,278円
東京国分寺	4,385円	35,917円

	国立	2,862円	34,031円
	田無	3,416円	30,533円
	保谷	3,915円	21,150円
	福生	2,174円	26,732円
	狛江	3,643円	28,456円
	村山大和	2,434円	28,747円
	清瀬	2,503円	17,081円
	東久留米	2,737円	40,749円
	武蔵村山	4,327円	20,794円
	多摩	2,356円	30,648円
	稲城長沼	3,973円	13,998円
	稲城坂浜	6,617円	19,989円
	福生秋川	3,024円	38,096円
	福生羽村	4,845円	18,588円
	福生瑞穂	1,910円	18,978円
	福生日の出	1,724円	39,275円
	八王子恩方	3,102円	17,950円
	伊豆大島	230円	44,169円
	三宅島	181円	42,876円
	八丈島	414円	40,844円
	九段別棟	6,844円	150,478円
	五日市	1,853円	22,444円
	東京大崎2	8,197円	51,647円
	蔵前	2,396円	136,545円
	八王子下川口	1,582円	29,677円
	青梅吉野	2,411円	59,233円
	八王子本館	1,039円	32,355円
	中ノ郷	247円	210,731円
	青梅小曾木	569円	24,685円
	青梅沢井	465円	101,627円
	福生桧原	746円	26,690円
	青梅奥多摩	1,153円	21,661円
	青梅古里	1,287円	33,931円
	東江戸川別館	2,791円	36,208円
	津久井青野原	1,015円	16,254円
	新島	141円	83,443円
神奈川	相模原	1,306円	44,461円
	相模大野	2,719円	25,024円
	神奈川橋本	3,071円	30,067円
	相模原田名	1,288円	26,278円
	相模原麻溝	1,582円	25,104円
	新相模原	3,223円	38,746円
	津久井城山	1,522円	33,184円
	津久井	898円	11,201円
	鶴見営業所2	3,327円	38,498円
	東寺尾	6,095円	11,434円
	松見	3,427円	36,156円
	横浜北	5,731円	48,097円
	神奈川新町	2,133円	34,540円
	横浜中	2,242円	69,263円
	本牧	4,195円	52,895円
	横浜長者町	1,826円	62,039円
	横浜港	2,242円	24,077円
	横浜南	1,917円	36,813円
	保土ヶ谷	1,743円	48,613円
	希望が丘西谷	3,261円	26,121円
	横浜今井	2,822円	26,598円
	磯子	1,911円	26,830円
	杉田	9,637円	23,641円
	横浜金沢	1,527円	45,084円
	港北NT	3,872円	47,347円
	綱島	3,394円	47,300円
	日吉	11,513円	47,567円
	小机	4,825円	31,392円
	東山田	4,984円	26,533円
	戸塚	2,558円	50,333円
	神奈川平戸	3,104円	40,499円
	小雀	2,610円	59,596円
	港南	3,144円	28,170円

	国立	3,790円	31,303円
	田無	3,426円	28,517円
	保谷	3,655円	22,851円
	福生	2,149円	24,906円
	狛江	3,493円	19,603円
	村山大和	2,425円	26,917円
	清瀬	2,461円	30,206円
	東久留米	2,844円	38,489円
	武蔵村山	3,810円	139,616円
	多摩	2,387円	29,278円
	稲城長沼	3,997円	13,655円
	稲城坂浜	6,401円	19,506円
	福生秋川	2,937円	25,523円
	福生羽村	4,892円	34,169円
	福生瑞穂	2,247円	20,060円
	福生日の出	1,653円	28,692円
	八王子恩方	2,892円	18,416円
	伊豆大島	267円	46,224円
	三宅島	164円	112,655円
	八丈島	385円	33,743円
	九段別棟	7,016円	138,151円
	五日市	1,799円	29,310円
	東京大崎2	9,988円	44,977円
	蔵前	3,040円	114,251円
	八王子下川口	1,558円	28,343円
	青梅吉野	2,280円	41,115円
	八王子本館	1,288円	30,399円
	中ノ郷	197円	194,940円
	青梅小曾木	529円	22,262円
	青梅沢井	410円	103,795円
	福生桧原	598円	27,992円
	青梅奥多摩	927円	24,871円
	青梅古里	1,009円	32,170円
	東江戸川別館	2,789円	33,758円
	津久井青野原	888円	20,849円
	新島	117円	70,750円
神奈川	相模原	1,308円	49,281円
	相模大野	2,687円	17,831円
	神奈川橋本	3,029円	27,104円
	相模原田名	1,239円	25,708円
	相模原麻溝	1,575円	24,585円
	新相模原	2,890円	35,900円
	津久井城山	1,480円	31,613円
	津久井	882円	14,005円
	鶴見営業所2	3,324円	35,626円
	東寺尾	5,914円	10,243円
	松見	3,445円	33,474円
	横浜北	5,899円	45,165円
	神奈川新町	2,078円	29,214円
	横浜中	2,330円	64,163円
	本牧	4,087円	51,475円
	横浜長者町	1,899円	56,459円
	横浜港	2,330円	22,923円
	横浜南	1,961円	34,602円
	保土ヶ谷	1,777円	47,169円
	希望が丘西谷	3,106円	18,564円
	横浜今井	2,760円	23,836円
	磯子	1,953円	25,515円
	杉田	9,243円	22,992円
	横浜金沢	1,544円	33,939円
	港北NT	3,716円	43,673円
	綱島	3,277円	44,840円
	日吉	11,641円	42,609円
	小机	4,855円	28,981円
	東山田	4,935円	24,403円
	戸塚	2,508円	46,988円
	神奈川平戸	3,086円	31,016円
	小雀	2,595円	57,402円
	港南	3,123円	27,732円

港洋	6,344円	23,691円
希望が丘	2,538円	40,932円
神奈川若葉台	3,809円	33,799円
都岡	2,164円	43,950円
神奈川中山	4,078円	46,039円
美しが丘	3,815円	27,478円
長津田	3,520円	28,213円
谷本	6,235円	29,249円
荏田	6,598円	18,234円
すみよし台	7,681円	23,383円
瀬谷	2,304円	28,604円
戸塚本郷	2,067円	24,282円
神奈川泉	5,227円	32,589円
岡津	2,405円	46,148円
渡田	3,049円	22,081円
川崎臨港	3,089円	17,468円
川崎別館	2,661円	46,821円
幸	3,963円	31,895円
幸加瀬	3,298円	22,160円
川崎北	6,590円	29,826円
川崎北木月	4,689円	27,345円
溝ノ口	4,303円	46,059円
神奈川大塚	3,275円	39,357円
川崎北子母口	3,748円	18,637円
登戸	7,454円	28,033円
菅	3,010円	18,838円
川崎北菅生	2,363円	23,958円
登戸百合ヶ丘	3,196円	32,469円
柿生	4,562円	35,189円
横須賀南	2,067円	25,768円
衣笠	2,027円	22,827円
横須賀別館	1,776円	28,541円
追浜	1,971円	17,430円
南久里浜	1,634円	30,225円
武山	1,225円	17,117円
野比	1,912円	28,049円
平塚	3,042円	35,798円
平塚中里	2,252円	34,486円
田村	1,900円	33,344円
新金目	1,581円	26,583円
神奈川鎌倉	3,638円	32,114円
大船	3,571円	62,268円
鎌倉腰越	2,614円	56,181円
神奈川藤沢	2,068円	50,908円
藤沢支別棟C	2,068円	33,548円
長後営別棟	1,676円	30,061円
藤沢新辻堂	6,791円	48,431円
善行	2,368円	23,219円
御所見	626円	43,703円
大庭	2,501円	33,405円
小田原	1,107円	43,553円
国府津	2,207円	37,920円
小田原谷津	2,053円	27,288円
小田原橋	1,142円	35,406円
富水	776円	18,192円
茅ヶ崎	3,120円	36,175円
茅ヶ崎松林	2,765円	22,300円
逗子	3,398円	17,525円
神奈川三浦	1,016円	62,885円
南下浦3	1,112円	30,023円
秦野	690円	19,705円
西秦野	1,655円	58,365円
鶴巻	3,503円	29,251円
北秦野	1,347円	105,027円
厚木支別棟	1,949円	35,882円
厚木岡田	1,983円	29,009円
荻野	1,310円	32,244円
依知	1,208円	27,461円
愛名	917円	24,919円

港洋	6,326円	21,359円
希望が丘	2,578円	39,805円
神奈川若葉台	3,434円	40,304円
都岡	2,135円	41,626円
神奈川中山	4,134円	42,665円
美しが丘	3,744円	25,370円
長津田	5,763円	26,089円
谷本	6,135円	32,140円
荏田	6,648円	16,670円
すみよし台	7,288円	25,342円
瀬谷	2,272円	52,910円
戸塚本郷	1,989円	22,223円
神奈川泉	5,144円	30,021円
岡津	2,392円	43,153円
渡田	3,044円	51,623円
川崎臨港	3,061円	70,183円
川崎別館	2,636円	44,125円
幸	4,027円	25,923円
幸加瀬	3,223円	20,072円
川崎北	7,448円	27,790円
川崎北木月	4,747円	28,825円
溝ノ口	4,647円	43,133円
神奈川大塚	3,262円	30,955円
川崎北子母口	3,675円	17,163円
登戸	7,692円	25,468円
菅	2,964円	17,245円
川崎北菅生	2,322円	21,904円
登戸百合ヶ丘	3,207円	29,453円
柿生	4,221円	32,087円
横須賀南	2,000円	24,007円
衣笠	1,960円	20,858円
横須賀別館	1,627円	25,969円
追浜	1,820円	15,837円
南久里浜	1,444円	26,533円
武山	1,182円	13,812円
野比	1,870円	25,754円
平塚	2,941円	33,289円
平塚中里	2,228円	32,493円
田村	1,883円	25,173円
新金目	1,428円	24,236円
神奈川鎌倉	5,171円	26,655円
大船	3,579円	44,442円
鎌倉腰越	2,510円	42,711円
神奈川藤沢	2,080円	56,680円
藤沢支別棟C	2,080円	32,442円
長後営別棟	1,700円	27,816円
藤沢新辻堂	6,698円	33,689円
善行	2,343円	21,439円
御所見	788円	41,228円
大庭	2,340円	31,164円
小田原	1,096円	42,095円
国府津	2,201円	35,070円
小田原谷津	2,073円	25,088円
小田原橋	1,079円	101,095円
富水	739円	16,734円
茅ヶ崎	3,244円	33,117円
茅ヶ崎松林	2,685円	27,110円
逗子	3,253円	17,962円
神奈川三浦	916円	47,613円
南下浦3	1,543円	27,324円
秦野	727円	17,572円
西秦野	1,591円	54,112円
鶴巻	3,337円	26,620円
北秦野	1,252円	98,639円
厚木支別棟	1,874円	32,800円
厚木岡田	1,828円	27,058円
荻野	1,261円	23,295円
依知	1,183円	25,482円
愛名	874円	20,665円

神奈川大和	1,418円	23,028円	
大和下鶴間	1,966円	28,578円	
桜ヶ丘	2,076円	26,242円	
伊勢原	2,084円	44,575円	
海老名	2,355円	25,405円	
中河内	2,028円	24,759円	
座間	1,918円	57,378円	
南足柄別館	1,510円	29,379円	
神奈川綾瀬	1,597円	19,590円	
神奈川葉山	2,107円	52,696円	
東葉山	1,686円	25,012円	
寒川	1,534円	18,926円	
大磯	2,466円	58,483円	
二宮	2,805円	25,493円	
神奈川中井	479円	32,894円	
松田	1,249円	25,639円	
神奈川山北	756円	41,177円	
箱根	767円	60,767円	
湯河原別館	1,144円	48,377円	
神奈川中津	971円	25,907円	
神奈川田浦	1,020円	85,839円	
愛川	619円	93,435円	
下管我	1,391円	33,122円	
箱根町	1,030円	76,233円	
湯本	1,039円	20,079円	
真鶴	1,001円	35,734円	
八王子内郷	499円	42,838円	
八王子藤野	812円	24,679円	
松輪	1,256円	98,071円	
日吉営業所B	9,593円	36,238円	
仙石原	891円	339,464円	
新潟	関屋	1,016円	28,203円
	坂井輪	1,205円	23,734円
	新潟東	422円	45,325円
	小金	650円	35,741円
	山二ツ	1,156円	24,503円
	新潟	700円	32,350円
	長岡	483円	33,162円
	関原	318円	25,466円
	南長岡	470円	46,611円
	西長岡	762円	33,605円
	北長岡	480円	22,366円
	三条	737円	32,156円
	柏崎別	566円	27,613円
	新発田	422円	30,745円
	新津	522円	17,088円
	小千谷	509円	25,454円
	越後加茂	356円	34,412円
	十日町	576円	24,256円
	見附	362円	20,387円
	村上	565円	25,808円
	廿六木	276円	15,355円
	系魚川別	685円	17,948円
	新井	372円	20,227円
	五泉西	607円	25,927円
	越後白根	632円	49,995円
	上越	616円	31,073円
	高田	484円	23,613円
	聖籠	101円	35,556円
	越後亀田	470円	22,812円
	越後吉田	301円	25,932円
	巻	563円	24,607円
	南三条	297円	29,779円
	越後湯沢	368円	58,986円
	塩沢	405円	33,875円
	六日町	1,083円	48,992円
	越後大崎	286円	71,533円
	安塚	77円	49,924円
	佐和田南	763円	44,515円

神奈川大和	1,425円	21,271円	
大和下鶴間	1,807円	26,194円	
桜ヶ丘	2,030円	23,776円	
伊勢原	2,093円	35,641円	
海老名	2,385円	23,739円	
中河内	1,879円	22,833円	
座間	1,819円	51,038円	
南足柄別館	1,429円	26,231円	
神奈川綾瀬	1,569円	19,969円	
神奈川葉山	2,324円	48,503円	
東葉山	1,618円	23,271円	
寒川	1,487円	17,057円	
大磯	2,423円	48,677円	
二宮	2,767円	23,824円	
神奈川中井	460円	94,874円	
松田	1,224円	24,430円	
神奈川山北	689円	105,505円	
箱根	730円	47,861円	
湯河原別館	1,039円	30,233円	
神奈川中津	955円	23,789円	
神奈川田浦	1,008円	57,263円	
愛川	607円	87,200円	
下管我	1,278円	92,906円	
箱根町	961円	194,476円	
湯本	925円	18,187円	
真鶴	959円	86,898円	
八王子内郷	466円	44,801円	
八王子藤野	755円	28,795円	
松輪	1,218円	92,817円	
日吉営業所B	9,702円	33,315円	
仙石原	821円	327,055円	
新潟	関屋	999円	26,529円
	坂井輪	1,082円	21,841円
	新潟東	416円	42,083円
	小金	632円	32,484円
	山二ツ	1,051円	43,525円
	新潟	653円	36,945円
	長岡	454円	32,018円
	関原	331円	23,453円
	南長岡	406円	44,259円
	西長岡	704円	42,412円
	北長岡	415円	22,931円
	三条	642円	30,821円
	柏崎別	501円	25,239円
	新発田	381円	29,917円
	新津	471円	18,018円
	小千谷	483円	23,265円
	越後加茂	333円	41,152円
	十日町	532円	19,562円
	見附	333円	19,145円
	村上	502円	23,398円
	廿六木	294円	24,566円
	系魚川別	601円	16,566円
	新井	310円	20,579円
	五泉西	511円	24,224円
	越後白根	603円	47,149円
	上越	527円	30,447円
	高田	455円	21,928円
	聖籠	84円	28,707円
	越後亀田	412円	20,948円
	越後吉田	287円	45,698円
	巻	531円	24,225円
	南三条	268円	51,427円
	越後湯沢	327円	56,494円
	塩沢	364円	31,638円
	六日町	909円	48,939円
	越後大崎	234円	66,329円
	安塚	64円	38,842円
	佐和田南	603円	38,948円

両津	350円	15,658円
小出	461円	37,600円
内野交換所2	948円	60,937円
南新潟	238円	7,237円
与板	272円	11,612円
和島	104円	17,317円
第二三条	465円	28,231円
川東	69円	17,377円
紫雲寺	101円	24,549円
中条	427円	16,024円
大野町	513円	27,746円
松浜東	396円	38,839円
越後豊栄	493円	13,791円
石山東	1,069円	56,910円
下田第一	674円	41,790円
今町	463円	24,172円
水原	417円	63,154円
横越	364円	36,848円
分水	366円	26,925円
田上	314円	19,533円
寺泊	176円	19,588円
堀之内	350円	42,620円
村松	299円	19,860円
越後安田	343円	40,967円
小須戸	399円	17,330円
弥彦	363円	12,940円
岩室	163円	20,395円
越後荒川	301円	32,139円
津川	295円	27,267円
月岡	188円	26,297円
刈羽	547円	41,826円
千手	197円	55,018円
栃尾	681円	21,423円
越後曾根	227円	24,182円
月潟	102円	15,498円
越後三川	187円	58,823円
出雲崎	259円	23,171円
石打	299円	32,510円
津南	452円	50,169円
越後板倉	79円	22,357円
関川	311円	31,918円
新潟朝日	44円	49,590円
岩船	264円	21,150円
土市	217円	26,802円
京ヶ瀬	215円	14,016円
脇野町	247円	48,963円
越後川口	140円	51,026円
広神	189円	72,687円
土樽	274円	30,115円
越後大和	195円	29,802円
越後大潟	389円	31,039円
頸城	181円	25,458円
神林	100円	22,152円
菅谷	267円	50,316円
鯖石	241円	52,021円
太郎代	184円	16,117円
越路	422円	22,259円
能生	420円	19,709円
青海	292円	15,461円
妙高高原	292円	53,294円
越後三和	157円	60,698円
越後小国	402円	43,566円
楡島	204円	29,106円
越後三国	146円	52,199円
越後松代	230円	40,842円
松之山	167円	49,367円
越後山北	873円	39,964円
越後片貝	323円	33,816円
乙	114円	45,211円

両津	294円	16,653円
小出	436円	27,585円
内野交換所2	951円	55,797円
南新潟	210円	7,283円
与板	254円	10,666円
和島	95円	17,519円
第二三条	401円	28,541円
川東	60円	16,984円
紫雲寺	95円	22,464円
中条	365円	15,012円
大野町	470円	25,522円
松浜東	358円	37,199円
越後豊栄	463円	25,800円
石山東	960円	47,067円
下田第一	592円	29,668円
今町	441円	22,124円
水原	390円	59,635円
横越	341円	30,902円
分水	347円	26,475円
田上	270円	17,750円
寺泊	155円	17,946円
堀之内	326円	39,840円
村松	275円	18,289円
越後安田	314円	38,797円
小須戸	365円	17,050円
弥彦	341円	12,074円
岩室	148円	18,559円
越後荒川	281円	29,671円
津川	255円	25,221円
月岡	190円	26,897円
刈羽	517円	39,087円
千手	176円	56,677円
栃尾	566円	33,366円
越後曾根	197円	22,162円
月潟	90円	13,937円
越後三川	156円	55,117円
出雲崎	228円	21,068円
石打	279円	29,908円
津南	407円	53,114円
越後板倉	70円	20,662円
関川	282円	49,440円
新潟朝日	38円	46,713円
岩船	241円	19,398円
土市	195円	32,476円
京ヶ瀬	189円	12,316円
脇野町	236円	90,104円
越後川口	115円	45,467円
広神	164円	78,797円
土樽	213円	65,783円
越後大和	139円	27,784円
越後大潟	360円	28,447円
頸城	155円	23,447円
神林	92円	20,909円
菅谷	213円	47,272円
鯖石	214円	52,904円
太郎代	165円	14,964円
越路	384円	20,365円
能生	398円	17,973円
青海	263円	15,411円
妙高高原	254円	31,803円
越後三和	142円	42,761円
越後小国	361円	34,094円
楡島	165円	25,288円
越後三国	109円	44,266円
越後松代	201円	41,800円
松之山	149円	62,829円
越後山北	702円	31,795円
越後片貝	305円	31,041円
乙	94円	42,332円

越後黒川	444円	17,875円
守門	148円	41,203円
城内	166円	36,277円
五日町	182円	79,314円
高柳	150円	32,276円
越後西山	163円	60,591円
越後中郷	103円	46,413円
妙高	281円	32,444円
梶屋敷	241円	38,540円
佐渡小木	600円	26,406円
佐渡相川	468円	14,526円
赤泊	151円	26,519円
佐渡金井	160円	20,518円
真野	217円	38,694円
名柄	174円	170,550円
栃尾南	91円	66,350円
越後野田	145円	16,785円
高土	219円	37,690円
越後築地	201円	27,270円
潟東	311円	24,425円
牧村	105円	23,557円
柿崎	209円	17,793円
越後吉川	194円	43,055円
赤倉	1,221円	21,337円
岩沢	447円	37,537円

山梨

甲府	344円	35,130円
甲府北	1,154円	36,046円
甲府南	796円	69,653円
山梨吉田	767円	30,128円
都留	580円	42,978円
東山梨	495円	29,227円
大月局舎2	797円	14,092円
韮崎	772円	20,792円
勝沼	563円	45,615円
石和	3,628円	26,332円
鵜沢青柳	378円	18,458円
身延	456円	29,742円
新竜王	817円	83,745円
山梨昭和	497円	22,889円
田富	563円	32,405円
小笠原	606円	30,947円
忍野	450円	8,122円
山中湖	470円	19,021円
上野原局舎	542円	27,809円
敷島	631円	36,119円
塩山	479円	28,845円
春日居	416円	29,857円
市川大門	453円	28,241円
山梨白根	296円	26,594円
山梨双葉	552円	26,880円
山梨高根	347円	45,922円
長坂	171円	17,739円
山梨大泉	483円	43,337円
山梨曾根	399円	45,941円
小淵沢	172円	22,738円
河口湖	567円	20,590円
山梨八代	403円	10,125円
甲斐明野	482円	9,703円
山梨一宮	309円	30,559円
中富	407円	24,732円
南部	1,014円	28,959円
須玉	511円	19,484円
白州	417円	13,857円
下部	471円	12,775円
大月東	829円	7,882円
山梨六郷	449円	53,678円
山梨清里	458円	32,567円
鳴沢	127円	34,161円

越後黒川	405円	16,319円
守門	123円	43,831円
城内	152円	33,329円
五日町	167円	76,062円
高柳	125円	29,608円
越後西山	143円	43,998円
越後中郷	96円	44,026円
妙高	251円	39,593円
梶屋敷	217円	39,591円
佐渡小木	488円	24,086円
佐渡相川	381円	13,301円
赤泊	115円	23,703円
佐渡金井	152円	19,205円
真野	201円	35,649円
名柄	154円	139,250円
栃尾南	76円	74,351円
越後野田	125円	23,365円
高土	177円	34,461円
越後築地	170円	25,074円
潟東	265円	23,452円
牧村	90円	21,554円
柿崎	196円	31,040円
越後吉川	180円	63,280円
赤倉	1,088円	43,706円
岩沢	370円	37,355円
秋山郷	58円	96,070円

山梨

甲府	310円	38,336円
甲府北	981円	26,580円
甲府南	763円	64,331円
山梨吉田	709円	27,256円
都留	490円	37,359円
東山梨	451円	28,889円
大月局舎2	752円	15,883円
韮崎	723円	19,111円
勝沼	528円	42,566円
石和	4,369円	25,762円
鵜沢青柳	356円	16,935円
身延	415円	25,508円
新竜王	718円	77,991円
山梨昭和	488円	20,951円
田富	505円	74,201円
小笠原	469円	28,768円
忍野	415円	19,353円
山中湖	433円	17,087円
上野原局舎	481円	50,210円
敷島	609円	33,742円
塩山	443円	24,728円
春日居	365円	27,827円
市川大門	435円	26,397円
山梨白根	276円	25,070円
山梨双葉	500円	25,056円
山梨高根	321円	42,521円
長坂	157円	16,112円
山梨大泉	408円	39,837円
山梨曾根	340円	44,129円
小淵沢	151円	20,965円
河口湖	528円	19,011円
山梨八代	362円	10,384円
甲斐明野	422円	10,794円
山梨一宮	267円	32,977円
中富	368円	23,401円
南部	751円	26,853円
須玉	477円	19,833円
白州	362円	12,286円
下部	422円	11,264円
大月東	710円	8,325円
山梨六郷	413円	49,580円
山梨清里	423円	37,922円
鳴沢	115円	30,024円

	大目	724円	8,866円
	小沼	515円	8,410円
	田富局舎2	563円	59,692円
	牧丘	421円	55,061円
	山梨平野	395円	13,704円
	早川	231円	10,905円
長野	信濃吉田	809円	28,063円
	後町	669円	39,691円
	南長野	598円	13,953円
	信濃古里	480円	26,462円
	大豆島	604円	32,656円
	村井	924円	24,065円
	西松本	297円	16,308円
	南松本	1,224円	28,037円
	信濃上田	504円	24,471円
	信濃大屋	516円	19,248円
	信濃塩田	666円	25,221円
	岡谷	352円	39,027円
	飯田	585円	29,920円
	信濃山本	492円	38,837円
	諏訪	644円	20,707円
	須坂	577円	25,210円
	小諸	321円	32,284円
	伊那	324円	18,333円
	駒ヶ根	655円	25,166円
	信濃中野	462円	29,553円
	信濃大町	285円	28,569円
	信濃茅野	441円	24,214円
	塩尻	695円	24,905円
	東塩	515円	11,516円
	信濃佐久	520円	15,757円
	岩村田	383円	38,447円
	軽井沢	1,735円	13,372円
	中軽井沢	295円	14,933円
	丸子	140円	21,364円
	東部	473円	22,873円
	下諏訪	556円	20,624円
	辰野	432円	25,273円
	箕輪	379円	28,202円
	豊科	538円	31,099円
	穂高	609円	17,212円
	白馬	247円	19,916円
	坂城	333円	34,371円
	戸倉上山田	498円	17,908円
	野沢温泉	181円	34,780円
	松本東館	833円	20,545円
	浅間	1,711円	17,820円
信濃飯山	335円	13,273円	
御代田	256円	23,004円	
信濃富士見	647円	24,191円	
信濃原	380円	26,661円	
信濃阿南	202円	39,212円	
木曾	410円	28,232円	
明科	415円	24,133円	
生坂	181円	3,683円	
波田	638円	18,922円	
信濃三郷	587円	12,691円	
信濃池田	240円	30,604円	
神城	285円	20,702円	
小布施	447円	38,502円	
湯田中	423円	28,806円	
信濃豊野	558円	44,454円	
飯綱	702円	25,250円	
平岡	265円	19,277円	
上松	323円	24,554円	
木曾檜川	404円	6,923円	
四賀	379円	26,982円	
梓川	284円	46,248円	
小谷話交換	425円	23,297円	

	大目	557円	9,581円
	小沼	507円	7,921円
	田富局舎2	505円	87,016円
	牧丘	335円	38,280円
	山梨平野	329円	11,885円
	早川	193円	9,523円
長野	信濃吉田	760円	25,946円
	後町	640円	35,059円
	南長野	549円	12,334円
	信濃古里	393円	25,310円
	大豆島	514円	29,913円
	村井	888円	21,669円
	西松本	262円	14,514円
	南松本	1,081円	25,163円
	信濃上田	438円	32,816円
	信濃大屋	428円	17,392円
	信濃塩田	593円	24,779円
	岡谷	346円	35,930円
	飯田	536円	39,989円
	信濃山本	436円	37,506円
	諏訪	553円	20,374円
	須坂	529円	22,968円
	小諸	293円	29,714円
	伊那	423円	27,419円
	駒ヶ根	566円	21,864円
	信濃中野	429円	27,437円
	信濃大町	272円	26,699円
	信濃茅野	408円	21,816円
	塩尻	682円	22,857円
	東塩	445円	10,517円
	信濃佐久	470円	14,479円
	岩村田	346円	29,090円
	軽井沢	1,684円	12,477円
	中軽井沢	275円	13,269円
	丸子	123円	14,215円
	東部	397円	21,947円
	下諏訪	533円	19,061円
	辰野	389円	23,314円
	箕輪	362円	26,366円
	豊科	499円	30,297円
	穂高	574円	16,100円
	白馬	225円	17,700円
	坂城	300円	20,449円
	戸倉上山田	428円	16,622円
	野沢温泉	146円	33,092円
	松本東館	783円	18,916円
	浅間	1,589円	16,523円
信濃飯山	281円	11,441円	
御代田	235円	21,413円	
信濃富士見	552円	22,052円	
信濃原	327円	24,315円	
信濃阿南	177円	37,112円	
木曾	358円	30,284円	
明科	394円	22,051円	
生坂	159円	5,228円	
波田	563円	17,347円	
信濃三郷	541円	12,639円	
信濃池田	219円	28,026円	
神城	261円	41,472円	
小布施	407円	23,866円	
湯田中	394円	26,690円	
信濃豊野	516円	40,899円	
飯綱	553円	23,026円	
平岡	230円	18,384円	
上松	282円	22,614円	
木曾檜川	366円	32,873円	
四賀	329円	16,414円	
梓川	240円	44,391円	
小谷話交換	367円	21,471円	

七二会	56円	4,751円
若穂	261円	49,176円
信濃松代	339円	22,795円
浦里	146円	24,833円
信濃常盤	87円	41,833円
臼田	270円	33,855円
高野町	180円	44,975円
野辺山	67円	38,777円
南軽井沢	225円	22,748円
望月	174円	11,961円
信濃芦田	91円	24,643円
信濃長門	120円	14,679円
真田	111円	27,170円
武石	82円	34,657円
青木	125円	14,882円
高遠	335円	21,294円
信濃小野	81円	49,113円
飯島	312円	29,946円
信濃宮田	289円	45,191円
信濃松川	368円	39,133円
市田	344円	20,498円
阿智	151円	24,885円
麻績	158円	24,492円
信濃山形	124円	20,906円
信濃朝日	116円	31,878円
信濃有明	370円	12,822円
木島平	55円	41,735円
信濃町	253円	28,739円
信濃牟礼	161円	34,893円
信濃栄	40円	36,126円
狐島	751円	28,403円
蓼科	670円	19,006円
竜丘	775円	21,335円
樽池高原	333円	29,982円
南蓼科	1,022円	44,843円
浅科	425円	19,679円
三岳	298円	8,038円
遠山	230円	20,043円
鬼無里	331円	23,546円
喬木	629円	12,426円
戸隠	218円	45,543円
高府	144円	7,832円
信州新町	695円	27,996円
信濃下条	246円	24,531円
信濃西条	502円	26,822円
信濃大桑	239円	33,539円
信濃中川	118円	58,959円
信濃豊田	565円	41,104円
信濃和田	323円	5,519円
菅平	268円	13,429円
南木曾	384円	21,625円
八千穂	377円	29,089円
北御牧	468円	25,712円
野尻湖	878円	37,350円
藪原	386円	6,783円

七二会	50円	23,195円
若穂	233円	34,047円
信濃松代	303円	21,266円
浦里	125円	13,896円
信濃常盤	77円	38,275円
臼田	254円	19,905円
高野町	152円	28,863円
野辺山	57円	27,289円
南軽井沢	193円	20,819円
望月	151円	12,081円
信濃芦田	81円	22,241円
信濃長門	111円	14,855円
真田	98円	25,443円
武石	71円	17,900円
青木	118円	15,098円
高遠	314円	19,389円
信濃小野	70円	46,918円
飯島	277円	27,990円
信濃宮田	258円	29,931円
信濃松川	317円	38,714円
市田	322円	19,035円
阿智	125円	17,519円
麻績	136円	22,611円
信濃山形	110円	19,466円
信濃朝日	106円	30,608円
信濃有明	333円	14,103円
木島平	46円	28,326円
信濃町	220円	26,332円
信濃牟礼	140円	31,956円
信濃栄	32円	33,248円
狐島	639円	26,295円
蓼科	544円	16,587円
竜丘	694円	20,207円
樽池高原	275円	27,471円
南蓼科	797円	41,060円
浅科	390円	17,287円
三岳	258円	7,834円
遠山	193円	17,772円
鬼無里	275円	21,571円
喬木	526円	12,693円
戸隠	168円	30,249円
高府	124円	26,169円
信州新町	601円	25,260円
信濃下条	216円	15,090円
信濃西条	442円	25,910円
信濃大桑	209円	18,499円
信濃中川	102円	45,031円
信濃豊田	505円	38,536円
信濃和田	286円	6,988円
菅平	218円	12,357円
南木曾	333円	33,595円
八千穂	328円	27,190円
北御牧	432円	15,466円
野尻湖	681円	34,230円
藪原	334円	28,581円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
  - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	36,368 円
青森県	24,282 円
岩手県	66,078 円
宮城県	49,207 円
秋田県	31,387 円
山形県	51,224 円
福島県	37,401 円
茨城県	35,484 円
栃木県	42,883 円
群馬県	34,310 円
埼玉県	42,008 円
千葉県	39,210 円
東京都	63,577 円
神奈川県	69,310 円
新潟県	32,976 円
山梨県	26,066 円
長野県	32,219 円

第2 とう道又は管路に係る負担額  
(略)

- 1 (略)
- 2 とう道又は管路に係る料金額
  - 2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	34,429 円
青森県	23,102 円
岩手県	87,068 円
宮城県	52,374 円
秋田県	29,327 円
山形県	48,456 円
福島県	39,665 円
茨城県	34,751 円
栃木県	41,326 円
群馬県	31,697 円
埼玉県	37,556 円
千葉県	36,508 円
東京都	59,736 円
神奈川県	65,166 円
新潟県	39,591 円
山梨県	24,563 円
長野県	31,322 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	158 円
青森県	147 円
岩手県	159 円
宮城県	218 円
秋田県	169 円
山形県	151 円
福島県	194 円
茨城県	194 円
栃木県	217 円
群馬県	223 円
埼玉県	248 円
千葉県	211 円
東京都	430 円
神奈川県	333 円
新潟県	187 円
山梨県	258 円
長野県	179 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額883円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	150 円
青森県	143 円
岩手県	220 円
宮城県	236 円
秋田県	161 円
山形県	144 円
福島県	207 円
茨城県	183 円
栃木県	208 円
群馬県	213 円
埼玉県	226 円
千葉県	198 円
東京都	403 円
神奈川県	312 円
新潟県	182 円
山梨県	249 円
長野県	169 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額745円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	215 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	209 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	55 円	—	

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区分		単位	負担額	備考	
(1) 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持等するために要する負担額	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	203 円	—
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	208 円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り、)が設置されているもの	1 光信号引込等設備ごとに月額	202 円	
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	57 円	—	

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (19,021 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,168 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	206 円

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (18,276 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,239 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	208 円

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ G 2	(略)
H 1	接続型 PHS 事業者
H 1 の 2	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：当社
H 1 の 3	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：特定端末系事業者
H 1 の 4	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：端末系事業者
H 1 の 5	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者
H 1 の 6	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 1 社目の中継事業者)
H 1 の 7	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：中継事業者(着側から 2 社目の中継事業者)
H 1 の 8	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
H 1 の 9	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
H 1 の 10	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者(発側から 1 社目の中継事業者)
H 1 の 11	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
H 1 の 12	(7) (イ) 以外の区間：接続型 PHS 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者

別表1 (略)

別表2 接続形態

1 適用 (略)

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
A 1 ~ G 2	(略)
H 1 ~ H 1 の 1	削除
2	

別表3 様式  
様式第1～第14 (略)

様式第15 (第24条第1項第2号関係)  
相互接続用電気通信設備建設申込書 (活用型PHS事業者用)

東日本電信電話株式会社/西日本電信電話株式会社  
殿

第 号  
年 月 日

所属(法人名等)

氏名

印

貴社接続約款第24条(申込みに必要な資料の提出)第1項第2号の規定により、年度 相互接続用電気通信設備の建設を申し込みます。

記

1. 申込内容

(1) 事業展開エリア及びサービス開始希望時期

No.	事業展開エリア		サービス開始希望時期
	都道府県名	市区町村名	

(2) 交換局別回線

No.	交換局名	年 月		年 月	
		基地局数	回線数	基地局数	回線数

(3) トラヒック条件

PSトラヒック条件	内容	内訳等
	発着信比率( : )	
	発信完了率(%)	
	着信完了率(%)	
	平均保留時間(秒)	
	最繁時呼量(呼量/時間/PS)	
	最繁時呼数(呼数/時間/PS)	
	位置登録回数(回/時間/PS)	
CSトラヒック条件		
	パケットフレーム数(フレーム/秒)	

別表3 様式  
様式第1～第14 (略)

様式第15 削除

(4) 交換局別呼量

No.	交換局名	最繁忙呼量			記事欄
		年 月	年 月	年 月	

(5) 加入者登録

都道府県名	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月

(6) CDEコード展開計画

サービス識別番号：

開放時期： 年 月

CDEコード	記事欄

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

以上

様式第 15-1 (略)

様式第 15-2 (第24条第 1 項第 4 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用)  
(略)

注 1 (略)

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ (集線型利用若しくは非集線型利用毎に) 又は 1 Gbit/s タイプ毎に)、100Mbit/s タイプの集線型利用の場合は VLAN ID の値 (1~4093 の範囲の連続した 16 個の値を装置毎に指定することを要します。) について記載した資料を添付すること。

3 (略)

様式第 15-3~第 29 (略)

様式第 15-1 (略)

様式第 15-2 (第24条第 1 項第 4 号関係)

相互接続用電気通信設備建設申込書 (装置光信号電気信号変換装置又は光信号伝送と接続する事業者用)  
(略)

注 1 (略)

2 光信号電気信号変換装置については、別紙として、接続ビル名、接続ビル毎の接続開始要望時期、光信号電気信号変換装置の接続要望数 (100Mbit/s タイプ又は 1 Gbit/s タイプ毎に) について記載した資料を添付すること

様式第 15-3~第 29 (略)

**様式第 30**（第 99 条の 13 第 9 項関係）

申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止申込書

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社  
殿

所属(法人名等)  
氏名 \_\_\_\_\_ 印

貴社接続約款第 99 条の 13（申込者情報確認結果の即時通知）第 9 項の規定により、申込者情報確認結果即時通知手続きの利用中止を申し込みます。

利用中止希望日	記事

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

2 利用中止の申込みは、利用中止希望日を含む暦月の初日の 3 ヶ月前までに行うこと。

別表 4 （略）

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	6,184 円	

別表 4 （略）

別表 5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1 回線ごとに	4,765 円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	35,222円	25,214円	—
		上記以外のもの	7,057円	6,220円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kHzの周波数帯域を用いて伝送するもの	1,140円	9,845円	—
		上記以外のもの	100円	820円	

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区 分			料金額		備考
			通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	48kbit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	—
		200bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kHzの周波数帯域 を用いて伝送するもの 22,238 円	_____
		上記以外のもの 5,972 円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備考
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継 伝送路設備及び端末回線 を収容する伝送装置によ り通信路の設定並びに伝 送を行う機能	48kbit/sの符号伝送 が可能なもの 6,257 円	_____
		200bit/sの符号伝送 が可能なもの 6,257 円	

附 則（平成18年4月17日東相制第06-16号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するYインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のとおりとし、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-6（通信路設定伝送機能）に規定する料金額（高速デジタル伝送に係るものに限ります。）を準用します。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	210,972円	206,222円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	184,089円	179,339円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	287,343円		280,283円
				デュアルクラスのもの	260,460円		253,400円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	694,424円		675,049円
				デュアルクラスのもの	667,541円		648,166円

附 則（平成18年4月17日東相制第06-16号）

この改正規定は、平成18年4月18日から実施します。

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考		
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	780,038円	773,108円	—	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	727,038円	720,108円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	1,079,861円		1,069,846円
				デュアルクラスのもの	1,026,861円		1,016,846円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	2,787,262円		2,759,677円
				デュアルクラスのもの	2,734,262円		2,706,677円

能						
---	--	--	--	--	--	--

能						
---	--	--	--	--	--	--

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
専用回線ノード装置、中継路設備及び端末回線を收容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,500円	53,767円	
	48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9,500円	26,884円	
	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	14,120円	53,767円
		デュアルクラスのもの	14,120円	26,884円
	599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	38,750円	53,767円
		デュアルクラスのもの	38,750円	26,884円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考	
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
専用回線ノード装置、中継路設備及び端末回線を收容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	106,000円	
	48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	13,860円	53,000円	
	149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	20,030円	106,000円
		デュアルクラスのもの	20,030円	53,000円
	599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	55,170円	106,000円
		デュアルクラスのもの	55,170円	53,000円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	148,716円	146,211円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,057円	6,220円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	290円	2,461円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	100円	820円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2（略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	920,065円	917,447円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	7,457円	6,583円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外 の場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	320円	3,126円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	110円	1,042円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

## (2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額	
			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	145,467円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	5,972円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成25年4月5日東相制第12-0108号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成25年4月5日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

（接続料金等の実績に基づく精算用単金）

2 第74条の2（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成23年度の精算用単金は以下のとおりです。

区 分	単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1件ごとに		14.55円	—
優先接続受付手続費	1変更ごとに		191円	—
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1番号ごとの1	2.34円
		(イ) 加算額	① 成功検索ごとに	0.32円
			②	0.62円
光配線区域情報調査費	ア欄	1通信用建物ごとに	6,464円	—
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1件ごとに	32円	—
	イ欄	1件ごとに	98円	—
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	661円	—
	イ欄	1電気通信番号ごとの1件ごとに	241円	—

## (2) 分岐回線の部分の基本額

区分			1回線ごとに月額	
			料金額	備考
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	916,468円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	6,257円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成25年4月5日東相制第12-0108号）

この改正規定は、平成25年4月5日から実施し、平成25年4月1日に遡及して適用します。

(テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手続費)第2(手続費)2(手続費の額)2-1(手続費)第33欄イ欄及びウ欄に規定する手続費については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考	
テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	イ 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。
	ウ 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	1 区間ごとに	2,013円	平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り適用します。
		1 区間ごとに	2,001円	平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に限り適用します。

附 則 (平成26年4月9日東相制第13-0106号)

(実施時期)

1 この改正規定は、平成26年4月9日から実施し、第71条(通信時間の測定等)に係るものを除き、平成26年4月1日に遡及して適用します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

2 第74条の2(手続費の実績に基づく精算)の規定により精算を行う平成24年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備 考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	1 件ごとに	9.94円			
優先接続受付手続費	1 変更ごとに	298円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの1	31円	
		(イ) 加算額	① 成功検索ごとに	4円	
			②	7円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	5,905円		
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア欄	1 件ごとに	28円		
	イ欄	1 件ごとに	81円		

同一番号 移転可否 情報調査 費	ア欄	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	657円	_____
	イ欄	1 電気通信番号ごとの1件ごとに	223円	_____

(申込者情報確認結果即時通知手数料の遡及適用)

3 料金表第2表(工事費及び手数料)第2(手数料)2(手数料の額)2-1(手数料)第34欄に規定する手数料については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備 考
申込者情報確認結果即時 通知手数料	月額	4,663,689円	平成25年4月1日から平成25年4月30日 までの間に限り適用します。
	月額	4,333,961円	平成25年5月1日から平成25年9月30日 までの間に限り適用します。
	月額	4,149,446円	平成25年10月1日から平成26年3月31 日までの間に限り適用します。

(経過措置)

4 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により協定事業者が利用している光信号電気信号変換機能(2-1の3第1欄ア欄に係るもの)に限り、以下の料金表を適用します。

(1) 適用

区 分	内 容
(7) 端末回線伝 送機能に係る 料金の適用	③ 料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1-1-1第 6欄ア欄に規定する機能について、(2)料金額欄に規定する機能を一体とし て利用する場合にあっては、2-1-1-1第6欄ア(7)欄に掲げる料金額を適 用します。

(2) 料金額

区 分				料金額	備 考
光信号電気信号 変換機能	第5条(標準的な接続 箇所)第1項表中第2 欄で接続する場合にお いて、光信号電気信号 変換装置により信号 (100Mbit/s までの符 号伝送が可能なものに 限ります。)の相互変 換を行う機能	最大16の 光信号端 末回線を 集線して 接続する もの	ア 保守 の区別が タイプ1 -1のも の	783円	_____
			イ 保守 の区別が タイプ1 -2のも の	783円	

			<u>ウ</u> <u>アイ以外</u> <u>のもの</u>	<u>806 円</u>	
--	--	--	---------------------------------------	--------------	--

技術的条件集  
第1章 通則  
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) (略)	(略)
(2)	(略)
分類1～分類2 (略)	
分類3	端末系番号：電気通信番号規則第9条第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類4	携帯・自動車電話系番号：携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類5	接続型PHS系番号：接続型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類6	活用型PHS系番号：活用型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類7	無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第5号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類8 (略)	
分類9	IP電話(050C～K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号(電気通信番号規則別表第1第11号(第10条第2号関係)に規定するものをいいます。)

第2条 (略)

技術的条件集  
第1章 通則  
(用語の定義)

第1条 この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

用語	意味
(1) (略)	(略)
(2)	(略)
分類1～分類2 (略)	
分類3	端末系番号：電気通信番号規則第9条第1項第1号に規定する電気通信番号を有する端末系事業者が利用する固定端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類4	携帯・自動車電話系番号： <u>電気通信番号規則第9条第1項第3号</u> に規定する電気通信番号を有する携帯・自動車電話事業者が利用する携帯・自動車電話に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類5	接続型PHS系番号： <u>電気通信番号規則第9条第1項第3号</u> に規定する電気通信番号を有する接続型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類6	活用型PHS系番号： <u>電気通信番号規則第9条第1項第3号</u> に規定する電気通信番号を有する活用型PHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類7	無線呼出し系番号：電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号
分類8 (略)	
分類9	IP電話(050C～K)番号：IP電話用としてパケット交換網に接続される端末設備等に提供される音声伝送役務を識別するための電気通信番号(電気通信番号規則別表第1第10号(第10条第1項第2号関係)に規定するものをいいます。)

第2条 (略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7、技術的条件集別表 11.8 及び技術的条件集別表 22 のとおりとします。

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとお りとします
HD-L形中継回線終端装置 (L-DCAT)	技術的条件集別表 11.8 に示すとお りとします
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとお りとします
(略)	(略)

(略)

(相互接続呼の接続条件)

第3条

(略)

3 当社網が提供する接続条件の中で本則第61条(接続の中止)の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 11.7 及び技術的条件集別表 22 のとおりとしま  
す。

(略)

第16節 形態5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第77条 専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
(略)	(略)
I-SMD-B形遠隔加入者線多重伝送装置 (RT-MUX)	技術的条件集別表 11.7 に示すとお りとします
DSM-L形専用サービスノード装置 (DSM-L)	技術的条件集別表 11.9 に示すとお りとします
(略)	(略)

(略)

技術的条件集別表 1.1. 8

1 インタフェース規定点

本インタフェースを規定するポイントは、図1のとおりである。

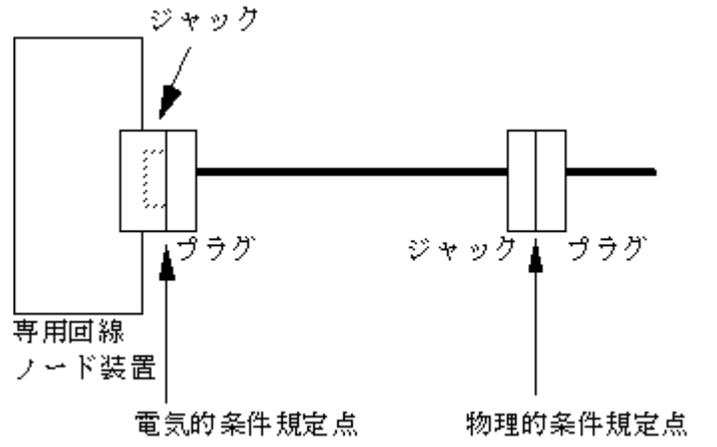


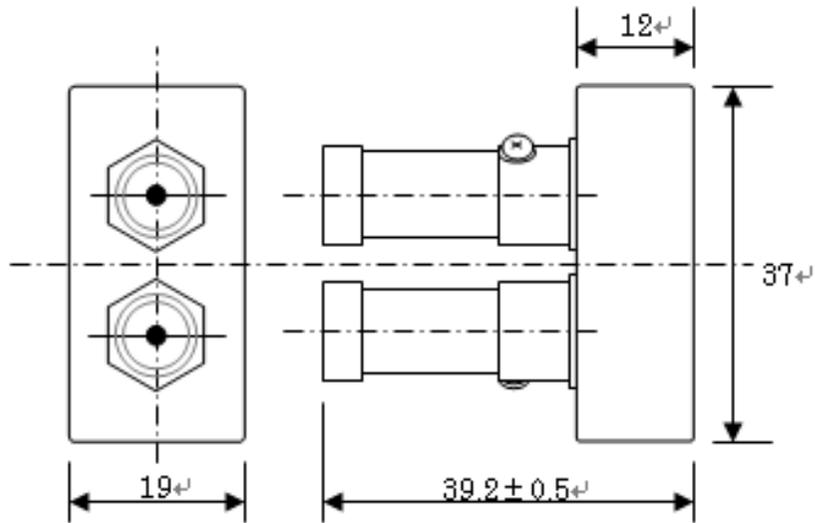
図1 インタフェース規定点

2 物理的条件

局内ケーブルには3C-2T同軸ケーブルを使用し、接続点のコネクタはSP-3CPA-C Lソケットとする。

SP-3CPA-C Lソケットの構造を図2に示す。

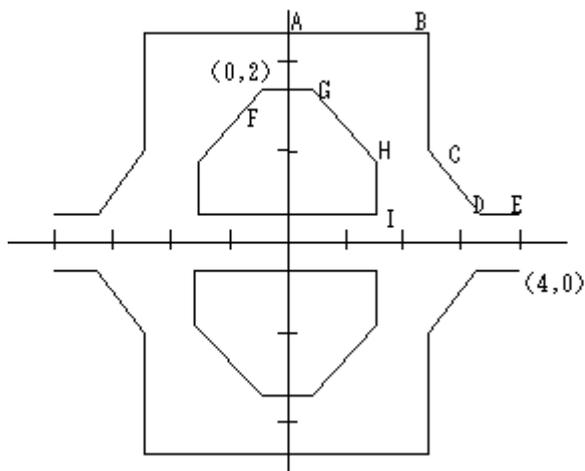
技術的条件集別表 1.1. 8 削除



単位 (mm)

### 3 電気的条件

デジタル2次群信号は75Ωの準抵抗終端に対し、図3に示すパルスマスクを満足するバイポーラパルスである。



横軸(V) : 1V/div

縦軸(H) : 20ns/div

各点の座標 (H, V)

- A : ( 0, 2.3)
- B : (2.4, 2.3)
- C : (2.4, 1.0)
- D : (3.2, 0.3)
- E : (4.0, 0.3)
- F : ( 0, 1.7)
- G : (0.4, 1.7)
- H : (1.6, 0.9)
- I : (1.6, 0.3)

図3 6. 3M信号の電氣的条件

#### 4 論理的条件

##### 4. 1 フレーム構成

フレーム構成を、図4に示す。

##### 4. 2 フレーム同期

###### (1) 2次群

同期方式：9ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期：7段

後方同期：3段

###### (2) S T

同期方式：6ビットパルス検出1ビット即時シフト

前方同期：4段

後方同期：なし

##### 4. 3 警報検出／転送機能

警報検出／転送機能を、図5に示す。

##### 4. 4 警報

###### (1) 2次群

###### ・REC

入力信号断及びフレーム同期外れのと、警報を発すること。

###### ・AIS

入力2次群信号4フレーム中0が2個以下としたパターンが同期的に挿入した場合に、AIS信号受信と判定し、AIS受信後0が3個以上となった場合に解除と判定すること。

###### ・ERR

2次群入力パルス列の誤り率が $10^{-6}$ 以下では警報を発生せず、 $10^{-4}$ 以上では警報を発生すること。

・SEND

SENDビットが1のとき、警報を発生すること。

(2) ST (CH)

・CH REC

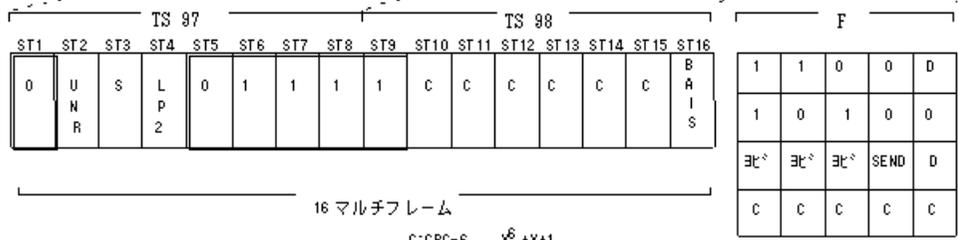
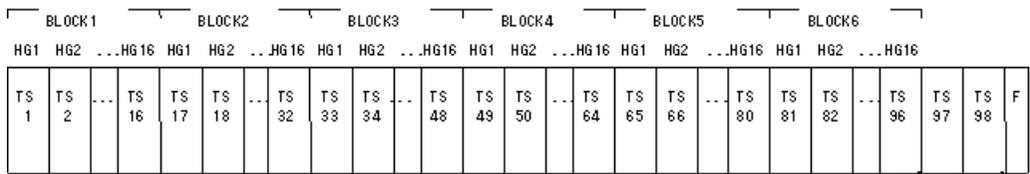
フレーム同期外れのとき、警報を発生すること。

・CH AIS

STビットが32ビット以上オール1のとき、警報を発生すること。

・CH BAIS

BAISビットが0のとき、警報を発生すること。



16 マルチフレーム

C: CRC-6  $x^6 + x + 1$   
 B A I S: 正常時"1", 警報時"0"

SEND: 正常時=0  
 警報時=1  
 D: データリンク  
 3bit<sup>5</sup>: "1"  
 C: CRC-5  $x^5 + x^4 + x^2 + 1$

- (注1) ST フレームの位相関係は互いに独立である。
- (注2) 太線枠内は 16 ソルチフレーム同期用 bit
- (注3) CH AIS 時は ST オール"1"

図4 フレーム構成

